

令和 7 年第 3 回定例会

鋸南町議会会議録

令和 7 年 6 月 1 0 日 開会

令和 7 年 6 月 1 1 日 閉会

鋸南町議会

令和 7 年第 3 回 鋸南町議会定例会議案一覧表

議案第 1 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 号	南房総広域水道企業団の解散に関する協議について
議案第 4 号	南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について
議案第 5 号	南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議について
議案第 6 号	令和 7 年度鋸南町一般会計補正予算（第 1 号）について
議案第 7 号	令和 7 年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第 1 号）について
報告第 1 号	令和 6 年度鋸南町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

令和 7 年第 3 回 鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第 1 号（6 月 1 0 日）	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 ...	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣言	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
町長から提案理由の説明、諸般の報告	5
一般質問	7
中村 基 議員	7
竹田 和明 議員	23
篠宮 真樹 議員	38
東 愛乃 議員	52
散会の宣言	62

第2号（6月11日）

議事日程	63
本日の会議に付した事件	63
出席議員	63
欠席議員	63
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 ...	64
本会議に職務のため出席した者の職氏名	64
開議の宣言	64
議事日程の報告.....	64
一般質問	64
鈴木 辰也 議員	71
笹生 あすか 議員	77
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	91
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	92
議案第3号から議案第5号の一括上程.....	93
議案第3号の質疑、討論、採決.....	94
議案第4号の質疑、討論、採決.....	94
議案第5号の質疑、討論、採決.....	96
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	96
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	103
報告第1号の上程、説明、質疑.....	104
散会の宣言	105

鋸南町告示第48号

令和7年第3回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年6月6日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 令和7年6月10日 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場

令和7年第3回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和7年6月10日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 一般質問（4名）
3番 中村基 議員
8番 竹田和明 議員
2番 篠宮真樹 議員
1番 東愛乃 議員

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（12名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 東愛乃 議員 | 2番 篠宮真樹 議員 |
| 3番 中村基 議員 | 4番 柴本健二 議員 |
| 5番 秋山柳三 議員 | 6番 笹生あすか 議員 |
| 7番 早川正也 議員 | 8番 竹田和明 議員 |
| 9番 大塚昇 議員 | 10番 青木悦子 議員 |
| 11番 緒方猛 議員 | 12番 鈴木辰也 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | |
|-------------|-------------|
| 町長 白石治和 | 副町長 内田正司 |
| 教育長 富永安男 | 総務企画課長 吉田修一 |
| 税務住民課長 菊間寛之 | 保健福祉課長 小川亮一 |
| 地域振興課長 重田正行 | 教育課長 安田隆博 |
| 建設水道課長 齋藤正樹 | 会計管理者 笹生いつ子 |
| 総務管理室長 富永恭子 | 監査委員 増田光俊 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

- | | |
|-------------|----------|
| 事務局 長 富永 蘭子 | 書記 曾田 敦子 |
|-------------|----------|

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（早川正也）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、令和7年第3回鋸南町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

配付漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（早川正也）

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、柴本健二議員、12番、鈴木辰也議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（早川正也）

日程第2、会期の決定を行います。

この件については、去る6月3日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

はい、議会運営委員会 竹田和明委員長。

〔議会運営委員会委員長 竹田和明 登壇〕

○議会運営委員会委員長（竹田和明）

おはようございます。

議長から報告の求めがありましたので、去る6月3日午前10時から議会運営委員会を開き、令和7年第3回鋸南町議会定例会における会期及び日程等の協議について、ご報告いたします。

今定例会の会期は本日から１１日までの２日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、町長提出議案７件及び報告１件が提出されております。

本日はこの後、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を求めた後、４名の一般質問を行い、本日は散会といたします。

明日１１日は午前１０時から会議を開き、２名の一般質問を行い、議案第１号から議案第７号まで、順次上程のうえ、説明、質疑、討論の後、採決までお願いし、報告第１号の説明を受けます。

一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には、東愛乃議員、篠宮真樹議員、中村基議員、笹生あすか議員、私、竹田和明、鈴木辰也議員の６名から通告がなされております。

一般質問の時間は答弁時間を含め６０分以内とし、１回目の質問は１５分以内といたします。また、再質問は一問一答方式で、回数は定めないものといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での協議の結果を報告申し上げるとともに、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（早川正也）

ただ今の議会運営委員長からの報告ですが、今定例会の会期は、本日から１１日までの２日間とし、一般質問については、通告のあった議員が６名、質問の時間は６０分以内とし、１回目の質問時間は１５分以内、再質問は一問一答方式で、回数は定めないのであります。

お諮りいたします。ただいま申し上げたとおり決定することに、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から１１日までの２日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（早川正也）

日程第３、諸般の報告を致します。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職、氏名は別紙報告書のとおりです。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

○町長（白石治和）

皆さんおはようございます。

本日、ここに令和7年第3回鋸南町議会定例会をお願いをいたしましたところ、議員各位には、公私ともお忙しいところ、ご出席を賜りまして、厚く感謝を申し上げます。

本定例会に、町長としてご提案申し上げます議案は、条例の一部改正が2件、南房総広域水道企業団の解散に関する協議が3件、一般会計、病院事業会計の各補正予算、合わせて7議案でございます。そのほかに、一般会計予算の繰越報告でございます。それぞれ概略を申し上げます。

議案第1号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の仕事と育児の両立支援を図るため、必要な一部改正をお願いをするものでございます。

議案第2号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児時間取得の多様化について加えるほか、条例中参照している法律の条文にずれが生じることから、必要な一部改正をお願いをするものであります。

議案第3号は、南房総広域水道企業団の解散に関する協議についてでございますが、九十九里地域、南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関し、令和7年1月27日付けで基本協定を締結をいたしましたので、令和8年3月31日の南房総広域水道企業団の解散に向けて、関係地方公共団体と協議するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

議案第4号は、南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議についてでございますが、解散に伴う財産の処分について、資産等の整理に関して、関係団体と合意をしたことから、関係地方公共団体と協議をするにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

議案第5号は、南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議についてであります。解散に伴う事務の承継先並びに決算の審査及び認定の方法について、千葉県との調整ができましたことから、関係市町と協議するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

議案第6号は、令和7年度鋸南町一般会計補正予算第1号についてでございますが、8,830万円を追加をし、補正後の総額を47億1,486万円にしようとするものであります。

はじめに、歳出の主なものをご説明申し上げます。総務費では、一般コミュニティ助成事業助成金250万円、民生費では、定額減税補足給付金・不足額給付事業6,941万1千円、商工費では地域おこし協力隊事業436万9千円、都市交流施設推進事業280万円、消防費では千葉県被災者支援システム運用協議会負担金115万5千円、教育費では公民館和室畳入替事業112万円でございます。

次に歳入であります。増額補正の主なものは、国庫支出金6,998万8千円、県支出金28万8千円、諸収入250万円でございます。

なお、歳入歳出調整後、不足分1,381万1千円を財政調整基金から繰り入れることとし、今補正後の財政調整基金残高は、17億9,040万円となる見込みでございます。

議案第7号は、令和7年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第1号についてでございますが、財産の所管替えに伴いまして、収益的収入では、18万円を追加をし、補正後の総額を8,333万8千円とし、収益的支出では、83万5千円を追加をし、補正後の総額を、1億384万2千円にしようとするものであります。

報告第1号、令和6年度鋸南町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、予算の繰越について報告をするものでございます。以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明をいたささせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。はじめに、役場窓口でお納めいただいた県税の取扱状況について、ご報告を申し上げます。本年5月31日現在で、自動車税が235件807万4,400円、法人事業税が3件で11万2,500円、法人県民税が4件8万2,800円、合計826万9,700円の取扱いとなりました。県税取扱手数料として2パーセント分の16万5,390円が交付をされることとなります。役場窓口でお納めいただければ、こういうことで町の収入になるわけでありますので、これからも鋸南町の町民の皆様のご協力に感謝を申し上げながら、またお願いをしたいと思っております。

次に、530運動についてご報告申し上げます。去る5月24日に行われました530運動であります。町民の方々のご協力をいただき、町内全域がきれいになりましたこと、この場をお借りして感謝を申し上げます。この運動により、可燃ゴミやビン・缶等を含めまして、約7tのゴミが収集されました。今後も、町民協働による環境美化推進に努めて参りたいと思っております。

次に、夏の観光シーズンを迎えるにあたり、7月3日に夏期観光安全対策会議を開催をし、その後、鋸南町観光協会が勝山海岸で「海の祈願祭」を開催をいたします。今年

度は、5つの海水浴場を、7月26日から8月17日までの23日間、ライフセーバーを配置をし、開設する予定でございます。

次に、菱川師宣記念館展覧会について申し上げます。菱川師宣記念館では現在、ミニ企画展「今ドキ！江戸の女子ーズ」を7月6日まで開催をしています。また、7月23日から9月15日まで「南総里見八犬伝曲亭馬琴とその時代」特別展を開催いたします。千葉県を代表する戯作文学について、県内の6つの美術館、博物館がコラボした連動企画で、浮世絵・肉筆画・刀勢画など様々な切り口で紹介するものでございます。この機会にぜひご覧をいただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。以上であります。

○議長（早川正也）

この際、報告事項ではありますが、何か確認したい点がありましたら挙手願います。
〔発言なし〕

○議長（早川正也）

ないようですので、以上で諸般の報告を終了致します。
ここで午前10時25分まで休憩をいたします。

…………… 休憩 ・ 午前10時16分 ……………
…………… 再開 ・ 午前10時25分 ……………

◎一般質問

◎3番 中村 基

○議長（早川正也）

休憩を解いて会議を再開します。
日程第4、一般質問を行います。
今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり、6名から通告がなされております。
はじめに、3番、中村基議員の質問を許します。3番、中村基議員。
〔ベルが鳴る〕

○3番（中村基）

私からは2点の質問をいたします。1点目、鋸南町公共交通について。高齢化が進む中、免許返納、隣近所の減少、家族の町外別居等で、高齢者の日常外出手段は急速に失われつつあります。当町ではオンデマンド制を実験導入して、交通弱者の移動手段確保を1年間試みましたが、利用人数及び収支が目標に達せず中止し、代替手段のないまま実験前の状態に戻ってしまいました。

そんな中、活性化再生法の改定に基づき、全国的に地域公共交通計画の作成を国交省より求められ、当町においても今年度作成することとなりました。計画立案のポイント

は、鋸南町の実態に合った交通手段やネットワーク、すなわち高齢者や障害を有する方が使いやすく、かつ安価な方法を、既存の交通手段の見直しやオンデマンドの反省を踏まえて作成することだと考えます。

一方、町民の生活の質の向上を図るため、今すぐやれることと時間をかけて検討を実現していくことに分けて進めていく必要があると考えます。以上の2点について、行政の見解と今後の進め方をお伺いします。

2点目、河川の維持管理について。昨年6月28日の集中豪雨で佐久間川6ヶ所が氾濫し、4世帯に危険がおよび、多くの田畑が被害を受けました。

昨年9月と12月定例議会の一般質問で、4つの改善提案を行い、町長、建設水道課長が直接土木事務所へ働きかけしていただいた結果、まず、最も危険度の高い中佐久間地区・赤伏橋付近の河川を覆う竹、雑木の伐採が行われ、水位計の設置も約束いただきました。続けて、本年4月10日、地元責任者2名及び建設水道課長とともに、安房土木事務所に今後の進め方を確認した結果、河川に沿って竹の伐採及び浚渫を計画的に行う予定だが、実際にやってみて、竹の事後処分に苦しんでおり、県のみ任せではなく、町も何らかの後押しが必要であると感じました。同時に、今最も大事なことは、行政だけに任せるのではなく、住民による日常管理をこの先いかに維持すること、このように考えております。

そこで、例年12月第1日曜日に行っていた河川一斉清掃を再開し、常に一定の状態に維持すべきと考えますが、地区により中断した共同作業の再開は、行政による住民への丁寧な説明と十分な準備が不可欠だと考えております。

以上2点について、行政の見解と今後の進め方をお伺いします。

○議長（早川正也）

中村基議員の質問について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

中村基議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の「鋸南町公共交通」についてお答えをいたします。ご質問の1点目、「鋸南町公共交通で今すぐやれることの今後の考え方と進め方」についてであります。議員のご指摘の今すぐやれることとは、令和7年第1回議会定例会において、ご質問いただきました、富楽里への接続、時刻表の見直しではないかと思われませんが、時刻表の見直しでは、運行事業者との協議を進めていく中で、現在の雇用状況では、対応が難しいと回答をされており、進んでいないのが現状でございます。また、議員のご意見にある車両の小型化については、現在の循環バスは、平成30年度に購入しており、財政融資資金を財源に充当していることから、財務大臣の承認を得ないで、借入れの目的に反する使用、貸付、譲渡、交換、撤去又は担保権の設定等一切の処分行為をしてはならないとされており、また、過疎対策事業債で交付税措置もされていることから、償還期間である令和10年度までは、現状の運行を維持していかなければ、繰上償還となる恐れもございます。いずれにいたしましても、町の公共交通においてどのような課題があり、ま

た、今後どうしていくべきかは、現在、鋸南町地域公共交通活性化協議会の中で、鋸南町地域公共交通計画の策定作業を進めていただいておりますので、交通事業者をはじめとして地域の皆様や利用者の方と様々な協議を行っていただく一方で、公共交通に対して、無尽蔵に財源を掛けることはできませんので、町の財政規模にあった計画策定に向けて進めていただきたいと考えております。議員ご意見の今すぐやれることについては、手戻りになることも想定をされますので、計画の中に盛り込まれた場合は、関係機関の協力を受け、進めていくべきであると考えております。

ご質問の２点目、「鋸南町公共交通の時間をかけて検討実現していくことの今後の考え方と進め方」についてであります。１点目で答弁をいたしました。鋸南町地域公共交通活性化協議会が、地域公共交通計画の策定していく中で、時間をかけて検討実現していくことについて、交通事業者をはじめとして地域の皆様や利用者の方と様々な協議をし、洗い出し作業を行っていくものと考えております。

本町の地域公共交通は、鉄道・町営循環バス・タクシーが運行しておりますが、近年では高齢化や運転手不足の深刻化などにより、地域公共交通の確保・維持が困難な状況になりつつあります。地域公共交通は、住民の日常生活に密接に関わっており、特に高齢者や子ども、障害者など移動手段が限られる方々にとっては、生活の質を大きく左右する要素となります。そのため、地域公共交通の充実、地域の活性化や持続可能な社会の実現に向けた重要な施策であると考えております。

現在、多くの地方公共団体では、地域公共交通計画を策定をし、地域のニーズに応じたサービス提供を目指しておりますが、予算面や体制面での課題が存在し、十分な対策が行われていない場合も見受けられます。

このような状況を踏まえた、地域の特性や住民の声を反映させた公共交通のあり方を模索をし、地域公共交通の運営に関わる関係者間の連携が不可欠となり、町・交通事業者・地域住民が一体となって、本町にとっての将来像を共有することが重要となってまいります。

地域公共交通の活性化は一朝一夕には実現できませんが、着実に進めていくことで地域社会全体の活性化に繋がり、地域住民とともに考え、協力しあいながら、持続可能な公共交通網の再構築なども含め、地域社会全体の活性化に努めてまいりたいと考えております。

２件目の「河川の維持管理について」お答えをいたします。令和６年９月定例会及び１２月定例会にて、河川の氾濫防止対策について提案をいただきました件は、私も直接安房土木事務所に要望にあがり、その後、河川管理者であります安房土木事務所、町、議員の３者による現地確認をし、要望を実施しております。その中で、安房土木事務所からは全体量が大きいことから複数年度での実施になるものの、部分的には早期の実施について前向きな返事をいただき、令和７年度末には、中佐久間地区の赤伏橋付近で河川内の伐採を実施をしていただいたところであります。ご質問の１点目の、「町も何らかの後押しが必要ではないか」についてでございますが、伐採した竹木の処分につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、受託をした業者が自らの責任に

において適正に処理しなければならないものとされております。このため、これに対して町が直接後押しをするといったことは難しいことから、町としましては、事業の円滑な実施にあたり、必要となる進入路や作業ヤードのほか、伐採をした竹木を一時仮置きする保管ヤード等の確保について、安房土木事務所と協力をしていくことで事業の後押しをしていくこととなります。

なお、5月28日に安房土木事務所より、本年度の事業概要の説明があり、この中で、河川における竹木の伐採につきましても、昨年度に引き続き令和7年度も実施を予定しているとの説明があり、町としても出来る限り協力していくことで回答したところでございます。

ご質問の2点目、「河川一斉清掃の再開」についてであります。平成の中頃までは12月に実施をしている一斉清掃の際に、ごみの収集と併せて、保田川、佐久間川、小磯川、元名川、七面川、吉浜川、大六川を中心に、河川内の雑草の刈り取り、流れを阻害する竹木の除去が行われていたものと認識しております。しかしながら、時代の経過とともに、河川法による伐採の手続きや、伐採した竹木の処分方法の厳格化、新型コロナウイルスの蔓延により密集の回避が求められたこと等を背景に、現在は一斉清掃として、集会所・道路等の公共の場所や自宅周辺に落ちているゴミを集めていただくことを目的に変化をしていったものと考えております。

一斉清掃を実施する際には、鋸南地区環境衛生組合のパッカー車をお借りして可燃ごみの収集を行っておりますが、竹などをパッカー車に積載しようとすると、圧縮をした際に中で詰まってしまうので難しいとのことであり、その収集は分けて行う必要がございます。また地域の実情も様々でありますので、530運動や一斉清掃では地域のごみを収集いただき、竹木の伐採は、個別にご相談いただければと考えております。

以上で、中村基議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしくお願いいたします。

答弁書の中で、前向きな返事をいただき、という部分がございます。私が令和6年度末にはというのを7年度と言ってしまったものですから、訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（早川正也）

中村基議員、再質問はありますか。はい。中村基議員。

○3番（中村基）

鋸南町地域公共交通計画の作成についてからお伺いします。これについて論点は3点です。1. データ収集の考え方について。2. 全体の進め方について。3. 今すぐやれることについてです。

まず論点の1. データ収集の考え方です。この計画を作る時に、鋸南町の公共交通計画を作成するにあたりましてね、コンサルに委託する仕様書、これを見ますと、町外からの流出入状況、渋滞による影響、人流データなどの移動需要等、データの把握のためにはセンサーやGPSや定点観測と一定の費用を伴うと思われるものの、町内のですね、交通体系を考える上で、特に例えば交通渋滞とかですね、こういうものが本当にど

れだけの影響を与えるのかというところが疑問にある。また、公共交通が与えるクロスセクター分析、これは通学、通勤、通院、観光地への移動等って書いてあって、通学、通勤、このクロスセクターというのは、例えば、通学、通勤にですね、もし今循環バスとかスクールバスを使っていた人が、この交通手段がなくなった時に、他の代替手段でどれだけのそのコスト差が出るかということなんです。現実問題として、交通手段がないからそれを使っている、これが当町の現状であります。自転車や歩きというのは現実的ではないわけでありまして。また通院については、例えば、お年寄りが定期的な健康診断を循環バスで使ってやっていたと、それが循環バスがなくなったらどれだけの影響があるか、その方がどれだけの健康被害を受けるか、国民健康保険がどれだけ増えるか、入院費がどれだけ増えるかっていう、こういうようですね、評価方法が人によって分かれ、再現性に乏しいと思われる、こういうデータなんです。こういうデータを多数求めているんですが、当町の交通体系を作る上で、本当にこれなくてはならないものなのか。つまりこれをコンサルに委託するわけですよ。このデータの取り方というのは、人の流れが複雑な都市部の情報の取り方であって、費用も時間も大変かかります。鋸南町の人の動きってのはもっとシンプルだと思うんです。結局、霞が関基準をですね、過疎地にも都市部にもですね、同様に当てはめたというようなね、いわゆる地方創生の弊害であって、町が計画を作ることです。こういうハードルの高いデータを集めることによって、作ることによって精いっぱいになって、できあがったら、本来町民の実現しなかった交通網とかけ離れてしまっちゃうんじゃないか。ですから、これはデータを収集するにも意思がね、必要だと思うんですよ。この点、行政の見解をお伺いします。

○議長（早川正也）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

地域公共交通計画等の作成と運用の手引きというのが国土交通省から出ております。その中に、地域公共交通計画においてはですね、7つの項目を網羅した計画でないといけないというふうにされております。基本的な方針、計画の区域、計画の目標、事業実施主体、計画の達成状況の評価、計画期間、その他の7項目でございます。これをしていくに当たりまして、データ等によってですね、検証分析が必要となってくる次第でございます。

客観的なデータを用いまして、整理した問題点、課題を裏付けることによりまして、関係者に対して説得力を持って、問題点、課題を説明したり、方針についての合意形成が図りやすくなったりすることが考えられると。データの収集に当たっては、既存の統計資料などを整理する方法と、交通事業者から提供してもらう方法があるというふうに書かれております。

当然のことながら既存にあるデータにつきましては、町の方から事業者の方に提供し、足りないものにつきましては、補完するような形でコンサルさんに依頼して、保管

していただくという考えであります。ただ町の構造上ですね、先ほど議員がおっしゃったようにシンプルではないかという意見もあるかと思いますが、その視点、違う視点から見たときにですね、違う状況も考えられますので、あらゆる視点を考慮しながらですね、情報収集に努めてまいりたいと考えてる次第でございます。

○議長（早川正也）

中村基議員、再質問はありますか。はい、中村基議員。

○3番（中村基）

このね、計画は、どのレベルだったら合格点かっていうのはないと思うんですよ。でね、ですから、計画を作ることよりも、この町の公共交通体系をどう考えるのかと、ここに主眼を置くべきだと私は思ってる。そのためにね、当町にあったデータを収集すべきだと思っている。例えば、先ほどとは別に、仕様書の中にですね、町民の公共交通の利用状況や課題把握をコンサルに委託してるわけですね。でね、これは町の3分の1の人口に当たる2千人にアンケートを取ってくださいと、こういうことだと思うんですよ。しかしね、利用状況と課題把握、課題は明確なんじゃないのかな。つまり、交通弱者をどう救うのかと、こう思うんですよ。そしてね、2千人のうちの約80%がマイカーの利用者なんです。マイカーの利用者ってのは、今公共交通を特に必要としてないんです。必要としてない人に聞いても答えは出てこない、というのは、オンデマンドのこのヒアリング、アンケートの中で分析しきれなかった一つの理由なんですよ、と私は思ってる。それから現時点の交通弱者のニーズというのは、次の世代でも同じニーズになるはずだ。ただ、私達はスマホが使えます。ですからこのスマホを活用したこの方法は考える必要がある。また、マイカーを除く、今斎藤課長の方からお話がありましたけれども、データはですね、結構あるんです。マイカーを除く交通手段の利用データっていうのは、もう既に行政の中にある。だからデータを新たに取るのではなくて、過去に取ったデータの情報の整理が大事だと思うんです。したがって、今回コンサルに依頼したことはですね、私だったら交通弱者に絞って情報収集すると思うんですね。その場合、高齢者は民生委員の方にご協力いただいて、プラス通学者と障害をお持ちの方に聞けばいい。その方が効果的で、早くて、コストもかからないと思うんです。またね、逆に仕様書には書いてないんですが、公用車、スクールバス、この稼働率もね、取る必要があると思うんですよ、将来の交通体系を考える上で。そして、マイカーの動きも、これはね、コンサルが専門でやりますから、この動きを捉える。このことは、今後の再編のときに重要だと思うんです。ですから今からでもね、もう一度データの利用目的を明確にして、そしてその上で、必要最小限に絞り込むことが必要だと私は考えますが、行政の見解をお伺いします。

○議長（早川正也）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

交通弱者のみにアンケート等を行えばというご意見でございますが、地域公共交通計画につきましては、中長期的な部分もございますので、今後ですね、交通弱者になる見込みとなる方につきましても、どのような政策が必要かっていうのを考えていかなければならないと考えている次第でございます。

また近年ですね、A I や I C T 等の先端技術などによりまして、交通、新しいモビリティサービス等が出現しています。こうした新たな技術、サービスは地域における公共交通の課題の解決に有効である可能性もございますので、その点も含めながらこう考えていくべきだと考えてる次第でございます。

また交通網だけではなくてですね、例えばスマートフォンによる運行情報や経路検索の提供、案内標識の多言語化、駅構内や停留所、社内における公衆無線 L A N などの整備、キャッシュレス決済の導入など、公共交通における質の向上というのも今後考えられると思いますので、その辺も含めていろいろなご意見を賜りながら、アンケート等をして保管してまいりたいと考えている次第でございます。

○議長（早川正也）

はい、中村基議員。

○3 番（中村基）

次にですね、論点の 2 です。全体の進め方についてお伺いします。今回の進め方は、どっちでしょうか。5 年後の鋸南町の公共交通網の構想をある程度練った上で、それを基に地域公共交通計画を作成するのか、それとも、計画作成の過程で当町の目指す公共交通網の構想を固めていくのか、つまり同時進行でやっていくのか、この点についてお伺いします

○議長（早川正也）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

今現在ですね、町の方に公共交通計画等ですね、基本的な方針というものはございません。その中でですね、総合計画の中では、子どもから高齢者まで快適に利用できる公共交通を整備していくというふうな目標を掲げている次第でございます。

今回、地域公共交通計画を策定するに当たりまして、町としましては、総合計画に載っている子どもから高齢者まで快適に利用できる公共交通網の整備に向けて進めてまいりますが、当然いろいろな課題が作っていく中で出てくるとと思いますので、その中でどのような公共交通体系ができるのかというのを検討して具現化していくという方向で考えております。

○議長（早川正也）

はい、中村基議員。

○3 番（中村基）

その際にですね、この計画作りはコンサルに一任することになりますか。

○議長（早川正也）

総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

全てをですね、コンサルに一任することは考えておりません。職員で単独で計画を策定することが難しいことから、負荷を減らすために、主に5つの内容をコンサルに委託しようとする考えでございます。

一つ目は、地域の交通実態調査、住民アンケートやヒアリングなどの調査・分析。二つ目は、交通ネットワークの最適化案の作成、新たな交通手段の導入検討、持続可能な運営モデルの構築などの計画策定支援。三つ目は、交通事業者、行政、地域住民などの協議会運営・支援、交通計画に関する説明資料の作成など、関係者との調整。四つ目は、国や県の補助金、助成金の活用の可能性の調査、申請書類の作成支援などの財源確保、補助金申請の支援。五つ目は専門的な知見を活用し、地域に適した実施計画の策定運用支援などを想定しておりますが、可能な限り職員でできるものは職員でやっていきたいと考える次第でございます。

○議長（早川正也）

中村基議員。

○3番（中村基）

ただね、現実問題、先ほど課長の方から7つの要件を満たすという話ありましたよね。そしてまた、このできあがった状態というのはいくつかの市町村のものをみてるんですが、これをですね、今の行政が、何て言うんすかね、今担当されてる方が2人になるかと思うんですがね。この体制からもですね、多分かなり厳しいと思います。これはかなり経験した人でないと、した人でもかなりこれは手ごわいぐらいの内容なんですよ。だから当然のことながら、コンサルの力をお借りするんだと。けどおそろくね、やっていく最中に、どんどんコンサルへの依存度が私は高くなっていくと思うんです。それは仕方のないことだと思うんです。今の体力では。でね、コンサルの依存度が高ければ高いほど、最終的にできあがった計画というのが、利用者に使っていただけなかったと、こういうケースが全国でも出てるんですよ。これはコンサルにもよるんですが。というのはね、当町では、A I オンデマンド、そして総合計画もコンサルの力を借りましたよね。この時、結果から見てですね、結果から見て、結局コンサルへの依存度が高くて、そこにですね、町の意味の入れ方が弱かったんじゃないかと、これは私は反省点だと思ってるんです。この結果ね、鋸南町にノウハウが残らないようなことになって、新しいことをやると、常にコンサルにお願いすると、こういうような繰り返しが起きてるんじゃないかと、ちょっと私は感じてるんですよ。その点いかがでしょうか。

○議長（早川正也）

総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

A I オンデマンドにつきましては、実証実験ということで取り組んだことでしたが、結果としてはですね、目標としてまだ到達できなかったということでございます。しかしながら町の方でもですね、いろいろな所に行きまして、A I デマンドのですね、周知等を図り、町報等でもですね、周知した結果、今の状況になってしまったというような状況がございます。

今回、公共交通計画を策定するにあたってはですね、やはりいろいろ、先ほども言いました通り、無人運転とか公共ライドシェアなど、他自治体でも新しい手法を取り入れて進めている事例もございますので、町としてですね、いろいろな課題等を整理しながらですね、コンサルだけに頼ることはなく、町職員とですね、コンサルさんと協力しながらですね、事業を進めていきたいと考えている次第でございます。

なかなか専門的な知見につきましてはやはり、コンサルさんの知見がやはり重要となっておりまいますので、その辺も含めまして、今後、契約を締結します業者とですね、綿密な打ち合わせをしながら対応していきたいと考えてる次第でございます。

○議長（早川正也）

中村基議員。

○3番（中村基）

推進の仕方についてはこの後ちょっと触れたいと思うんですが、その前にね、大事なのは考え方だと思ってるんですよ。これからいろいろな環境変化が起きるとおっしゃってるんだけど、私はね、この10年の中で大きな変化は、鋸南町においては難しいんじゃないかなと思うんですね。先ほど話があった自動運転なんですが、このためにはね、歩車分離の道路整備や、幹線設備や、特殊な車両の購入が必要になってきてね、コストが膨らむわけですよ。当町においては、財源が縮小する中でね、こういうものでも設けて補助金を充当しないと、なかなか現実的ではないんじゃないかなと思うんです。でね、そういう中で、現時点から見ますとね、使える交通手段ってのは、9つに限定されてんじゃないかと思うんですよ。それは、循環バス、タクシー、鉄道、スクールバス、公用車、社協の送迎車、民間の介護送迎車、オンデマンド、そしてマイカーです。そこにプラス制度として、空白地有償運送、公共ライドシェア、乗車補助券、この9つの交通手段と3つの制度を、地域、利用者層、時間帯別にどう組み合わせるのかということだと私は思うんです。循環バスとオンデマンド、総合計画でのアンケート、これデータは既にある。乗降データもバスのデータありますよね。それからタクシーの日報等もあって、身近なデータってのは既にあるんです。でも、私達はそれが活用できてないと思ってるんです。結論としてね。私は自分たちで5年後の公共交通網の構想作りができるんじゃないかなと思ってるんです。公共交通計画というのは、その構想を実現する手段であって、構想作りが私は先だと思う。構想というのは魂なんだと。なぜそうすべきなのか。自分たちで構想や希望を最初にこの仕事に入るときに明確にしなければ、コンサルは全国標準的な計画作りを、その時に終わってしまう可能性がある。その時になっ

て、軌道修正をしようとしてもなかなか難しい。こういうことを私は懸念している。この点いかがでしょうか。

○議長（早川正也）

総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

先ほど議員さんがおっしゃった通りですね、使える公共交通手段としては限定されているというのは、うちの方もそのように認識しております。しかしながら公共交通のですね、手段をですね、どのように繋げていくかというのは、やはり会議体の中ですね、交通事業者も出てきた中で協議していくべきだと考えている次第でございます。

また議員さんの方は、多分構想を先に作って、その後に施策を繋げていくというような考え方だと思いますが、今現在ですね、うちの方、AIデマンド、オンデマンドを実証実験等を取り組みましたが、明確なですね、ニーズが把握できていないような状況でございますので、そちらの方も含めまして、策定する中でですね、町が持続的に今後可能な公共交通ができるような計画作りに取り組んでまいりたいと考えている次第でございます。

○議長（早川正也）

中村基議員。

○3番（中村基）

そうですね。多分ね、そこは結構核心部分じゃないかなって私思ってるんですよ。この話ちょっとこの後にいきますね。でね、進める時のね、この組織なんだけど、どうでしょうね、行政の中に実行チーム作ってはどうかと思うんですよ。今担当している2人の方、総務企画課の方ね。この方が事務局になっていただいてね、実行チームの進捗管理とコンサルとの調整を図る。そうすればね、おそらくね、この計画を、先ほどおっしゃってるように、行政が相当お2人の方が手を入れてやるというと、かなりの負荷がかかるはずだ。でもこういうような事務局として実行チームをマネジメントすれば、今予想しているよりも、この2人の負荷は、増はですね、避けられるんじゃないかなと思うんですね。そして一番大事なことは、全体がこの方たちが見えるようになってくるんじゃないかなと。この大きな仕事をやる時には、全体を見渡せる人が、そういう係が必要なんですよ。その時の実行チームってどういうふうにするかというね、行政の横割りで、つまり総務企画課だけじゃなくて横割りでですね、チームを編成して、期間限定ですよ、これ。関係者とコンサルを入れて、構想を最初に作っていくと。そういう動き方をすればね、住民の意思が反映されやすくなってね、そして鋸南町にもノウハウが残って、職員も育っていくんじゃないかなって思うんですよ。もちろんね、最終的な計画の編成作業っていうのは、これはコンサルに一任する。そして法定協議会で審議いただくという流れになるんですが、この考え方についていかがでしょうか。

○議長（早川正也）

総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

それにつきましては、当然のことながら法定協議会の中で、委員で出てきていただいている方につきましては、当然計画の達成に向けてですね、努力していただく義務がございますので、その辺の政策の推進については、各事業者、委員さんも含めてですね、協力していただきたいと考えておりますが、町の方ですね、事務局の方にですね、教育課長、地域振興課長、保健福祉課長も入っておりますので、横の連携をとりながらですね、公共交通の担当課がたまたま総務企画課でございますので、総務企画課の方で音頭とりながらですね、関係機関と協力し、横の繋がりを含めて進めてまいりたいと考える次第でございます。

○議長（早川正也）

中村基議員。

○3番（中村基）

わかりました。そういう組織体制があるんですね。その中で時折関わらせていただければなと思ってます。

次の質問です。将来ですね、町外への乗り入れや受け入れ等、他市との広域連携についてどのように考えておられるか、そのときのポイントは何か。例えば、どうして館山・南房総は連携するのに、鋸南町は連携しないのか。この点について見解をお伺いします。

○議長（早川正也）

総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

南房総市と館山市は、中心市の都市機能と近隣市町村の農林水産業、自然環境、歴史文化など、それぞれの魅力を活用しまして、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し連携協力することにより、地域住民の命と暮らしを守るなど、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進するため、令和2年7月に定住自立圏形成協定を締結しているということでございます。その協定の中にですね、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の中で、公共交通ネットワーク等の維持、整備の中で、公共交通について連携をしていくというふうにされております。どうしてもですね、地理的特性上、同じ南房総市内に行くのにですね、館山市を通っていかなければいけないというような状況もございますので、公共交通政策を進める上で、両市の連携協定は必須だったんだと思われまます。

現在本町では単独で地域公共交通計画策定に向けて事業を進めておりますが、今後の安房郡管内の状況を加味しますと、何年後かには、町域を超えた広域的な生活圏の広がりを意識した連携が必要だと考えている次第でございます。

○議長（早川正也）

中村基議員。

○3番（中村基）

わかりました。それ聞いて、そうですよねって私も思いました。また館山と南房総の過去のね、経緯も今の説明でわかりました。今後ね、やはり房総半島全体を考えた時に、この二つの市は、房総ライドでしたっけね、そういうのをやってます。房総半島全体を考えた時に、鋸南町を入口にして、そして南房総、館山、そして周遊をして、最後鋸南町でまた帰っていただくと、こういう房総半島全体としてのですね、動き方が、それを支える広域的な公共交通であると、こういうことが必要であると、そういうような観点で課長も今考えておられるようなので、安心しました。ぜひその実現に向けて進めていただきたいなと思います。

では、論点の3番目です。今すぐやれることへの対処、私は有識者と審議をすることだと思います。三つあります。一つは、町外、特に富楽里への循環バスの乗り入れ希望ということ。これは過去からの町民アンケートにも、また、私がタクシーの日報を町内から町外、このお互いの行き来の中で分析してみますと、全体の21%を占めていた。これについてはしかしですね、往復3キロなんです。既存のルートからね。プラス往復3キロなんです、運行コストの問題で先送りになると。

○議長（早川正也）

中村委員。マイクにあたってる。

○3番（中村基）

ごめんなさい、ごめんなさい。はい、大丈夫でしょうか。

二つ目が循環バスとJR勝山・保田駅接続のための運行調整の4ケースの場合ですね。これは5月11日、町民と議員とのタウンミーティングの時、町民からの声でありました。しかしこれは雇用の問題で、やはり先送りになっている。3番目、オンデマンドに代わって交通弱者のためのタクシーの補助券という、こういう提案が昨年9月、公共交通会議です。先ほどらい出ている活性化協議会の前身ですね。この公共交通会議の中で、ある委員からやはり出てるんです。しかしこれはたち切れになっている。またこの3点も、一般質問で私過去に取り上げたことがございます。ですから、今必要なことは、この三つに限らないんですが、これをですね、たち切れにするのではなくて、地域活性化協議会、今年度4回予定しているわけですが、この中かあるいは臨時協議会の中でですね、議題として審議いただきたいと、そして有識者の知恵をお借りして、鋸南町全体の人の動きを活性化するためには、こういう観点で議論をしていただけないものかと、このように思いますが、行政の見解をお伺いします

○議長（早川正也）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

今すぐやれることへの対処の件でございますが、町長答弁にもありました通り、計画を策定する中で進めていきたいと考えております。

議員さんの方で分析していただきまして大変ありがたいと思いますが、こちらの方のデータにつきましてもですね、協議をする中で、今までこういうような要望があったり、こういうような調査結果があるということはですね、コンサルと共有しながらですね、その件につきまして、今後どうしていくかっていうのも当然今後の課題だと認識しておりますので、計画を策定する中で審議していただくことを考えております。

○議長（早川正也）

中村基議員。

○3番（中村基）

これでね、公共交通に関する質問を終わるんですが、この質問を通してね、私が言いたかったことがあるんです。それはね、仕事の仕方がね、もったいないんですよ。オンデマンドやりましたよね。この時、高齢者の移動支援ということで、行政は高い思いを持って、これを実行しました。たくさんの人と会話して、協力して、苦勞して、実験入った。でもうまく結果が出なかった。いろいろなことを言われましたよね。じゃあどうしようかっていうことなんですよ。それをね、結論を出さずに、次にも進まずに立ち止まって、結果ですね、リセットって言ったら言い過ぎかもしれないけれど、今回交通計画を作る、それでコンサルとやる、でもね、コンサルに委託するんじゃないかなと思ってんだけど、結局この流れってというのがずっとある。これやってたらね、いつまでたっても思いが実現しないと私は思う。これは私が過去から会社でやっぱり仕事をやってきた、その経験から言ってるんです。前へ進まなきゃ。そうしないと人も育てられないんですよ。だからね、積み上げてきた構想を、何でもいいんだ、ちょっとでもいいから形に表して欲しい。そうすれば次に繋がっていく、そのね、ほんのもう一步を、もう一步がやれれば、鋸南町はもっともっと良くなるって私はそういうふうに思ってるんで、ちょっと長くなっちゃって、これで終わりますけれども。私もね、地域公共交通計画の作成に委員として関わることになりましたので、この計画が町民の望む将来の公共交通網となるように、プロセスの段階からコンサル、行政、町民との橋渡しとビジネス目線での意見出しをしてサポートしてまいります。

では、質問の2点目です。河川の管理についてです。佐久間川の赤伏橋への水位計の設置について。これは昨年、鋸南町に線状降水帯が走って、赤伏橋で越水したわけですね。でも下流では異常がなかった。水位計のあるところでは。そこで上流の赤伏橋への水位計の設置を要請したわけです。ところがね、直近で確認した結果、県の今年度の予算には組み込まれてないってことが判明したんですね。しかしね、町では昨年度申請書を提出してるんです。従いましてね、この件について県と調整をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（早川正也）

建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

昨年ですね、水位計の方の設置の要望については確かに提出したところでございます。提出時期がですね、12月ぐらいだったかと思います。ですので、もしかしたらその時点でですね、県の方の当初予算の範囲の方からですね、ちょっと外れてしまったのかもしれませんが。また今年度もですね、ちょっと県の方と調整させていただいてですね、また可能であれば要望書の方のですね、提出をさせていただきたいと思います。

○議長（早川正也）

中村基議員。

○3番（中村基）

わかりました。次に河川の竹木伐採をですね、これがなかなか手ごわいということが前から上がってるんですがね。これをですね、何とか加速させる方法がないかということで、6月4日にですね、安房土木事務所に行って意見を伺ってまいりました。その結果ですね、場所と、伐採する場所とその伐採の順番をですね、複数出てきますから、これを指定することは可能であるということがわかりました。ですから、私は地元区長と一緒にですね、今後伐採の希望箇所を整理して順番付けしますんで、それを県にですね、提出いただきたいんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（早川正也）

建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

その点につきましてはですね、うちの方もですね、土木の方と一緒に現地の方は一度確認しておりますので、また要望の方ですね、議員さんの方からいただければですね、その旨、土木の方にですね、要望してまいりたいと思います。

○議長（早川正也）

中村基議員。

○3番（中村基）

続いて、伐採後のですね、竹木のストックヤードの活用方法です。ストックヤードというのは、切った竹を置いてくところですね。これのですね、竹木がですね、土化、つまり土に還元するまで置きっ放しの状態、これが作れば、作業面積が広がって作業量も広がると。ですから、こういうような方法ができないかということがですね、県の方からもありました。しかしね、もし地権者のご了解いただけなくて、短期間しか使えない、そういう場合はですね、ちょっと活用ができないということだったんですね。県の方からの要望はですね、伐採箇所ごとにですね、いろいろと対応を変えていくので、もしその時には地権者への働きかけ等ですね、町の方からもご協力をいただきたいという話がありました。その点いかがでしょうか。

○議長（早川正也）

建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

その点につきましてはですね、事業の方ですね、土木の方で発注する前にですね、町の方といろいろ、その点についてはですね、密接に打ち合わせをさせていただいた中で、どういったことがですね、町としてバックアップできるのか、その辺はですね、情報共有をさせていただきたいと思います。

○議長（早川正也）

中村基議員。

○3番（中村基）

わかりました。これは、急所は発注前ということになりますね。その動きをですね、気をつけていきたいと思います。

それからですね、次の質問。佐久間川の浚渫の要望箇所について。これは去る4月10日、安房土木事務所、課長も同行されました。この時に事務所の方から要請があった件なんですね。場所を特定できないかということ。そこで6月5日ですね、行政と地元の区長と、そして代理と私と実施してですね、その結果、中佐久間、上佐久間の6ヶ所の場所が特定できました。これをですね、安房土木事務所へ浚渫要請をお願いしたいんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（早川正也）

建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

先ほど町長答弁でもありましたようにですね、5月28日に安房土木事務所が参りまして、その際に今年度の事業概要の説明を受けた際にですね、河川の浚渫について問い合わせたところですね、本年度についても継続して実施していくということでありました。これは佐久間川に限らず保田川の方も実施するということです。その際にですね、そういった順番付けですね、そういったものをですね、していただければそのように対応をするということもいただいておりますので、そういったものが出て、提出していただければですね、そのようにですね、町の方から要望をさせていただきたいと思います。

○議長（早川正也）

中村基議員。

○3番（中村基）

今私佐久間川のことと特化してずっと動いてましたけれども、その他にも保田川、元名川ございます。この河川についてもですね、現場確認をしてですね、必要な箇所を特定して、その上で全体の順番づけをしていきたいと、このように考えております。

次に、町民による河川一斉清掃の働きかけについてなんですがね、これは行政にお願いするだけではなくてね、自分たちの土地は自分たちで守らなきゃいけない。それがこれから人口が減っていく鋸南町で私達がやっぱりやるべきことだと思ってるんです。そこで、そういう意味からも、昨年12月質問いたしました。その時に区長会で協力要請

する旨の回答をいただいたんですがね。では、区長が代替わりした現在ですね、どのように働きかけをしたのか具体的に教えてください。

○議長（早川正也）

建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

4月ですね、第1回の行政委員会の際にですね、ごみゼロ、一斉清掃においてですね、海岸に漂着しましたですね、竹や木の集積や河川でのですね、流木等の搬出などを実施を予定している区におきましては、実施日当日にですね、回収が困難となりますこと、またその両日以外ですね、そういった清掃の方をですね、実施を予定している区がございましたら、事前に建設水道課の方にご相談をいただきたいということでお願いをいたしました。

○議長（早川正也）

中村基議員。

○3番（中村基）

ちょっとね、私それを心配してたんですよ。多分弱いと思うんです、私は。一旦ね、この河川の清掃を中断した。もうね、ちょっと中断すると、どんどん草木が、竹木がですね、生い茂ってきて、ましてや護岸工事が進んでる中で、川に降りられないんですよ。私達住民はですね、川と緑がない生活をしばらく送ってるんです。もちろんね、こういう言い方したら失礼だ。河川清掃はもうずっと継続的にやっておられる方々の地区はございます。そのことに関してはちょっとお詫び申し上げます。ただね、私の知ってる限りのところがですね、そういう状態になってる。またそういうところが越水を起こしてる。そういう中で一旦中断したものを、もし必要であれば声をかけてくださいと。それではですね、再開が難しいんですよ。どんどん人が減ってる。だからやはりね、これは町の方から中心になってですね、強い働きかけを行っていただいて、そしてまた12月に向けた文書も出していただいてですね、区長会でもきちっと話をして、区長会から部落会長へのこの伝達の方法ができると今度はね、その後、今度区長の中で話し合ってもらって、どう進めるのかということ。実際、竹木が燃せないところどうするんだと、こういう議論とかをきちっと話してもらって、その上でね、腹落ちをした中で、この作業に入ってもらいたいんですよ。もっともっと行政はこの中に、これをですね、住民に向かって働きかけていただきたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（早川正也）

建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

そうですね。河川の清掃についてはですね、なかなか行政というのはできませんので、あくまでもお願いベースとなってしまいますが、それぞれ川ですね、下流・中流・上流でですね、実施することも異なってくると思います。保田川とですね、佐久間

川、それぞれですね、河川の線形を改めて見ますとですね、保田側についてはですね、ほぼなだらかに緩やかなカーブを描いて、河川の方が流れている。上流に行くと何ヶ所か蛇行をするところがありますけども、ほぼなだらかな線形となっております。佐久間川についてはですね、下流部分についてはですね、多少の曲がりがありますけれども、ほぼなだらかな形状となっており、上佐久間の笑楽の湯から下流に向かって、中佐久間ですね、長井地区ぐらいまでがですね、これが約直線で3キロ弱あります。その間でですね、非常に大きく曲がりくねったりするわけでありまして、そういうところですね、土砂の方が堆積しまして、その上に竹等が生えてくると、いろいろ急な流れ等でですね、そこら辺の部分が、水の方がですね、堰を越えるというようなこともあります。なので、一番重要な地区についてはですね、中佐久間・上佐久間での河川の清掃が一番重要なのかなというところが、改めて思います。なのでですね、町内全域一斉にやってもらうのではなくてですね、少しずつですね、働きかけていくことで町の方もちょっと考えてみたいと思います。

〔ベルが鳴る〕

その際にはですね、中村議員のちょっとお力も拝借しながらですね、進めていければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（早川正也）

以上で、中村基議員の質問を終了します。

ここで午後1時30分まで休憩します。

…………… 休憩 ・ 午前 11 時 25 分 ……………
…………… 再開 ・ 午後 1 時 30 分 ……………

◎一般質問

◎8番 竹田 和明

○議長（早川正也）

休憩を解いて会議を再開します。8番、竹田和明議員の質問を許します。

〔8番 竹田和明 質問席につく〕

○議長（早川正也）

8番、竹田和明議員。

〔ベルが鳴る〕

○8番（竹田和明）

私からは2件の質問を行います。まず1件目ですけれども、学校給食についてということです。学校給食というとはですね、学校生活での非常に大きな思い出になることだと思います。重要な教育であると考えておりますが、鋸南町の学校給食は、安全で衛生的な給食を日々提供すべく、教育委員会、学校長、給食センター長、栄養教諭、学校給食

調理員など多くの関係者によって運営されています。また、その重要性から議会からも給食センター委員が1名選出されています。これまで大きな事故もなく、衛生管理基準の遵守に努められていることに、まずは心より感謝申し上げます。

さて、学校給食法の目的ですけれども、二つあって、まず一つは、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであること。2点目ですが、学校給食の普及・充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とされています。さらにこの目的を実現するために、七つの目標が掲げられています。一つ、一番目ですけど、生徒児童の健康の保持・増進を図ること。2点目が食事について正しい理解を深めること。3点目が協働の精神を養うこと。4番目が自然の恩恵の理解を深めること。5番目が食生活が多くの人々の活動に支えられていることの理解を深めること。6番目が伝統的な食文化についての理解を深めること。7番目が食料の生産・流通及び商品について正しい理解に導くこととなっております。

この目標の一つに、食料の生産・流通及び消費について正しい理解に導くこととありますが、一方、鋸南町の給食では、主食には米のご飯が提供されているわけです。昨今米の価格が急騰し社会問題にもなっていますが、決められた予算の中で、米をはじめとする食糧費が高騰することにより十分な食材の調達ができない事態となれば、七つの目標の一つ、児童及び生徒の適切な栄養の摂取による健康の保持・増進を図ることへの影響も危惧されます。

日本農業新聞の学校給食会への調査によりますと、今年4月以降の学校給食用米価は昨年同期比で2倍とのことであり、価格急騰の中での対応を確認したいと思います。また他の目標の中にはですね、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深めることであるとか、我が国の伝統的な食文化についての理解を深めることというものがあります。この点について、鋸南町には優れた地元の野菜や鮮魚、山菜などがある一方、学校給食では食材費に限られ、地元の食材を十分に使うことができない状況だとも聞いております。同じ千葉県のにすみ市の例ですが、学校給食での使用を前提とした有機米の産地化を実現し、2017年の収穫をもって、学校給食の100%使用、42tを達成しているとのことでした。

そこで、以下質問を行います。3点ですが、食材費に占める米の購入費の割合はどうか。2、食材費予算が不足しているのではないか。その手当をどう考えているか。3、いすみ市では学校給食での使用を前提とした有機米の産地化を実現し、いすみモデルとして成果を上げています。このいすみモデルを手本として当町での展開を図れないか。実現できないとすれば、どのような理由があるかについてお尋ねいたします。

質問の2件目ですけれども、人口減少に伴う遊休施設の効率的な活用についてでございます。学校の校舎や給食センターの施設などは建設時の児童生徒数に合わせて建設されたものなので、現在の人数では相当余剰が生じていると考えられます。一方、施設の老朽化により、維持管理の費用として毎年膨大な予算が組まれている状況です。新たに建設した道の駅保田小はまだ日が浅く、経年劣化による維持管理費はそれほど大きくないものの、いずれ大きな費用が生じることは明らかなです。各施設は、中長期的視点に立

った検討や分野横断的な検討が求められています。財政の悪化や人口減少の進展は待たなしです。各公共施設の効率的な活用を図るための抜本的な見直しを急ぐ必要があると思います。

そこで以下6点質問します。公共施設の効率的活用についての考え方、取り組み事例、今後の計画はどうか。2点目、給食センター建設当時と比べ、生徒数は相当減少している。給食センターにある調理設備、調理員、配送車両、調理実習室、研修室などの資源の用途転用、多用途化の可能性について検討はされているか。3点目、小中学校の校舎は、建物自体として余剰、非効率が生じていると思われるが、その実態はどうか。また今後の活用は。道の駅保田小の高速バス待合室について、高速バス事業者との交渉経過はどうなっているか。5点目、保田小音楽室、調理室の活用法についての計画はどうか。6点目、佐久間小バーベキューハウスの活用法についての計画はどうか。以上1回目の質問となります。

○議長（早川正也）

竹田和明議員の質問について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

竹田和明議員の一般質問に答弁をいたします。1件目の学校給食についてお答えをいたします。日本農業新聞が全国の学校給食会を対象に実施をした調査によれば、令和7年度の学校給食用米の価格は、前年度比で1.3倍から最大で2倍強にまで上昇し、1kgあたり400から707円と過去最高水準に達しているとのことであります。主な要因としては、令和5年産米の供給不足、猛暑による品質の低下、さらにはインバウンド需要の増加などが原因になっているようであります。この急激な価格の高騰により、多くの自治体では保護者負担の抑制と給食内容の維持の両立に苦慮しており、米飯給食の回数削減や副食の見直しなどを余儀なくされている状況であります。また、地産地消の推進にも影響が及び、地域農産物を活用した給食提供にも支障が出ていると認識しております。

そこでご質問の1点目の、町の食材費に占めるコメの購入費の割合はどう変化したかについてでございますが、本町における令和6年度の学校給食にかかる賄材料費は、2,322万9千円で、うち米の購入費は160万1千円で、全体の約7%でございます。年間使用量は4,680kg、1日あたりの目安はおおよそ30kgとなっております。昨今の米の価格高騰を受けて、栄養教諭を中心に、調達先の見直しや品種の変更といった工夫を行い、調達コストの抑制に努めているところでございます。具体的には、給食用の米は主に2事業者から調達をしており、昨年9月に両者から価格改定の申し出がございました。A事業者は1kgあたり380円から490円へと110円の値上げ、B事業者は300円から330円へと30円の値上げが提示をされました。B事業者は地元農家であり、学校給食への理解から市場価格より割安で提供をいただいております。こうした状況を踏まえ、従来6対4であったA・B事業者間の調達比率を2対8に見直しをし、価格上昇の影響を抑える対応を図りました。この調整により、年間で30万円程

度の調達費用の抑制が見込まれております。なお、米の仕入れは価格の安さだけではなくて、品質の安定性や計画的な供給が求められるため、リスク分散の観点から、複数の調達先を確保することも重要であります。安定した給食提供を維持をするため、今後も柔軟かつ持続可能な調達体制を工夫をしていく考えでございます。

ご質問の２点目の、食材費予算が不足をしているのではないかと。その手当をどう考えているかについてでございますが、令和７年度予算では、物価上昇分を２％とし、５０万円ほど予算を増額をいたしました。当面は調整と工夫を重ねながら、既決予算内での対応を予定しております。しかしながら、食材費の高騰が続く現状を踏まえますと、状況次第では、賄材料費の補正予算をお願いする可能性もございます。なお、物価上昇による費用負担を給食費に転嫁をする考えは現時点ではございません。

ご質問の３点目、いすみ市では学校給食での使用を前提とした有機米の産地化を実現し、いすみモデルとして大きな成果を上げている。いすみモデルを手本として当町での展開を図れないか。実現できないとすればその理由は何かについてでございますが、いすみ市におけるオーガニック給食の取り組みは、全国で初めてすべての学校給食用米を有機米に転換した事例として、全国の先進モデルとして広く知られております。いすみ市は、平成２９年から段階的にオーガニック給食を導入をし、今では「完全オーガニック給食自治体」として注目されていると聞いております。この取り組みから得られる教訓は三点ございます。第一に、有機農業の推進を明確に施策化し、行政主導のもと、生産者、ＪＡ、県農業事務所、外部有識者が連携した協働体制を構築したこと。第二に、有機農業への転換による生産者の負担を軽減するため、国庫補助制度等を活用をし、不安を解消する支援策を講じたこと。そして第三に、「地域の食は地域で支える」という住民の価値観の醸成が、取組の持続性を支えていると考えます。

いすみ市の事例は、行政主導で有機農業の推進を呼びかけ、地域住民の理解と協力を得て、持続可能なオーガニック給食の体制を築き上げたものと考えます。一方で、本町において同様の取り組みを展開できるかという点については、現時点で、いすみ市のように有機農業を地域ぐるみで支える体制が確立されておられません。また、本町では農家の高齢化も進んでいることから、身体的・心理的負担を考慮する必要もございます。町が学校給食に有機米等の有機農産物の使用を一方的に求めることで、かえって地元農家を苦しめてしまうようなことは本意ではございません。そのため、農家のこれまでの経験や実情を尊重しながら、慎重に進めていく必要があるものと考えております。

学校給食において、地元産の有機米など安心・安全な地場食材を取り入れることは、地域経済の活性化に寄与するだけではなく、子どもたちが地域の食文化への理解を深め、郷土愛を育むうえでも大変意義深い取り組みです。町としても、学校給食への地元産食材の活用には強い思いを持っており、今後も地域の安心・安全な食材を給食に積極的に取り入れてまいりたいと考えております。一方で、学校給食には、供給の安定性や加工の手間、衛生・安全の確保、そして限られた食材費という現実的な課題もございますので、これらの実務面の制約を踏まえ、可能な限りの工夫を重ね、オーガニックや地産地消の推進に努めていく考えでございます。

ご質問の2件目、人口減少にともなう施設の効率的な活用についてお答えをいたします。ご質問の1点目、公共施設の効率的活用についての考え方、取り組み事例、今後の計画はについてでございますが、町が保有する公共施設を効果的・効率的に活用をし、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるような視点に基づく取り組みが必要不可欠であると考えております。公共施設を有効利用した取組事例としては、教育施設の再編を他の自治体より先行して取り組み、平成18年度の小学校の校舎棟改築を皮切りに始まり、12年の歳月をかけて、幼稚園舎の改築でついに完了をいたしました。その再編の中で、廃校となった小学校を、都市部と地域住民の交流を図ることを目的とした都市交流施設に利活用し、遊休化施設の利活用方法を最大限に工夫をすることで、地域活性化に繋げた取り組みとして色々な分野からの評価を受け、現在では、約97万人の方が来訪していただける新たな地方拠点に再生されたことは、議員ご存知のとおりだと思います。

今後の計画は、公共施設を最大限に有効活用することを目指した「鋸南町公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定をし、令和3年3月には、持続可能な資産経営の推進を目指し、「鋸南町公共施設等個別施設計画」を策定をし、計画的に公共施設の整備や維持管理を行うための指標となっております。引き続き、適正な施設管理、運営に努めるとともに、社会情勢や国の動向などを注視し、施設の有効活用についての研究をしてまいります。

ご質問の2点目の、給食センター建設当時と比べ、生徒数は相当減少している。給食センターにある「調理設備」、「調理員」、「配送車両」、「調理実習室」、「研修室」などの資源の用途転用、多用途化の可能性について検討はされているかについてでございますが、まず、本町の給食センターの現状について申し上げます。

平成4年に建設をされた当センターは、当時約2,000食の提供を前提に整備されましたが、現在は児童生徒数が大きく減少しており、これに伴い施設の規模や設備も段階的に縮小・更新してきた経緯がございます。例えば、「連続炊飯システム」は「単独のガス炊飯器」へ、「連続揚げ物機」は「小型フライヤー」へと変更されており、冷凍冷蔵庫、洗浄機等といった設備も都度、使用量に見合った機種に入れ替えてまいりました。人員体制についても、かつて町が直営で行っていた頃は調理員12名、配送員2名の体制でありましたが、平成13年から調理業務委託を開始をし、以降は町としての直接雇用はなくなりました。配送車両についても現在は委託業者の所有・管理となっております。施設の未利用スペースについては、冷凍庫や備品保管など実務的な用途で再活用している状況でございます。ただし、建物本体は建設当時のままであり、建物の老朽化への対応は今後の課題と認識をしています。

このように、町では児童生徒数の減少に対応する形で、給食センターの機能縮小を段階的に行いながら、効率的な運用に努めております。

次に、施設の用途転用や多用途化の可能性についてであります。現時点では具体的な検討事項は確定はしておりません。ひとつの考え方として、国は災害時の炊き出し拠点としての活用も推奨しており、町としても給食センターをそうした観点から維持する

意義はあると認識をしております。一方で、中長期的な視点に立てば、さらに児童生徒数の減少により、施設の稼働効率が著しく下がる場合には、民間委託による給食提供の可能性にまで言及をする必要があるかもしれません。いずれにしても、当面は現行の給食センターの体制を維持をし、効率化を図りながら安定的な運営を続けていく考えでございます。施設の多用途化や転用の可能性については、中長期的な課題として思案をしております。

ご質問の３点目の、小中学校の校舎は建物自体として余剰、非効率が生じていると思われるが、その実態はどうか。また今後の活用はについてでございますが、本町の小中学校における教室利用の現状についてご説明をいたします。

まず、小学校ですが、通常学級は２年生のみ２クラス、その他の学年は１クラスずつで、合計７学級で編成をしております。加えて、知的・情緒・肢体不自由の特別支援学級として３教室を使用しております。全体で１０室の普通教室を活用しています。小学校には計１４室の普通教室があるため、現在４室が空き教室という状況でございます。これら４室のうちの１室は、情緒学級の児童に対する少人数指導用の教室として活用しており、残る３室は授業備品の保管や学年行事・学校行事のための多目的ルームとして使用しております。また、音楽室や理科室などの特別教室については、学習活動に応じて適切に活用されており、余剰とは捉えておりません。

次に中学校についてであります。通常学級は各学年１クラスで３学級、加えて知的・情緒の特別支援学級が２室、合計５室を使用しています。中学校には１５室の普通教室がございますので、１０室が空き教室という状況です。この１０室の活用状況であります。１室は不登校生徒が自分のペースで登校・学習できる教室として、３室は学年職員室として各階に配置し、１室は生徒会室として活用されています。さらに、残る５室については、学習効率の向上を目的とした少人数制授業に対応する教室として、各階に分散配置し利用しているところであります。中学校においても、音楽室や理科室などの特別教室はそれぞれの学習目的に則って使用しており、余剰とは捉えておりません。このように、小中学校ともに空き教室は一部存在はするものの、現在はそれぞれの教育的ニーズに応じた多目的な利用がなされております。

校舎についても、部分的な維持管理のための修繕は必要ですが、特段の問題が生じているわけではございません。さらに、当町の学校再編は、他の自治体に先んじて、既に小中学校が１校ずつの体制が整っております。よって、現在、校舎の再編や部分用途転用について、踏み込んだ議論はおこなっておりません。当面は、現状の利用形態を継続していく考えであります。

ご質問の４点目の、道の駅保田小学校の高速バス待合所について、高速バス事業者との交渉はどうなっているかについてお答えをいたします。高速バスの乗り入れにつきましては、現段階で館山を発着点とする全路線において実現できておらず、皆様のご要望にお答えできていない状況は、大変残念に思っております。これまでの経緯といたしましては、コロナ過後の令和３年度から現在まで、日東交通株式会社とは対面による交渉を１０回行い、共同運行事業者のちばシティバス株式会社とは２回の交渉を行っており

ます。その間の令和4年9月には「館山・君津から羽田空港・横浜線」及び「千葉館山線」の乗り入れについて、日東交通株式会社あてに要望書を提出をしております。また、ＪＲバス関東株式会社とは対面による交渉を４回行い、京浜急行バス株式会社とは１回の交渉を行っております。その他、申し上げました４社とは電話、メールにて検討状況について、随時連絡を取っている状況でございます。

令和6年度におきましても、対面による交渉を日東交通株式会社と２回、ＪＲバス関東株式会社と１回、一般社団法人千葉県バス協会と１回行いました。その中で、日東交通株式会社へ、再度高速バスの保田小学校への乗り入れを要請し、ＪＲバス関東株式会社には現在運行しているうちの何便かを富楽里通過、保田小学校に乗り入れという検討ができないか要望いたしました。が、良い回答はいただけませんでした。大きな進展は見られないものの、協議が進められているとの報告を受けておりますので、早期実現へ向けて、粘り強く交渉を行ってまいります。

そのような状況の中で、現在の待合所は、循環バスの始発から最終便まで間、道の駅保田小学校のバス停の待合所としてご利用いただいております。その他の時間帯につきましては、指定管理者から防犯対策として施錠させてほしいとの申し出がありましたので、室内を消灯し施錠を行っておりますが、今後は待合所として活用だけではなく、他の活用方法がないか、指定管理者と研究をしてみたいと思います。

ご質問の５点目の、保田小音楽室、家庭科室の活用についての計画はについてでございますが、道の駅保田小学校の音楽室は、音楽やダンスなどの練習やミニコンサートの場として活用することを目的として設置したもので、昨年度は、ピアノ練習や発表会、フラダンスやオカリナの練習を中心に１２０回程度の利用がございました。また、タップダンスやジャズダンスといった従来にはなかった利用形態も見られるようになっております。昨年１２月からは、音楽室の前室にカラオケを設置し、指定管理者からは、５月末時点で、月に１００曲程度の利用があると報告を受けております。

次に、家庭科室は、町内での特産品開発に向けた試作品の製造や、販売用の商品製造に取り組むことを目的に設置をした施設でございます。昨年度の利用状況は、会議や町内の団体を中心に１１０回程度の利用がございましたが、当初目的としていた利用は実現できていないのが現状となっております。

今年度からは、地域力創造アドバイザー制度を活用して特産品開発に取り組むこととしており、その拠点として活用するほか、今後は地域おこし協力隊による特産品開発の拠点としても活用していくことを想定をしております。いずれの施設の利用状況も、現状では、特定の団体やサークルによる定期的な利用が中心となっておりますが、今後は更なる利用が図られるよう、指定管理者と協議を重ね、利用者の掘り起こしに努めてまいります。

ご質問の６点目の、バーベキューハウス佐久間小学校の活用法についての計画はについてでございますが、本施設は、廃校となった旧佐久間小学校の跡地を利活用をするため、平成２９年度に整備をし、里山に囲まれた自然の中で、手ぶらで楽しめるバーベキューハウスとして、平成３０年度から町内外の方に貸出を開始をいたしました。

直近５年間の施設の利用状況は、令和２年度は１７２人、令和３年度は８９人、令和４年度は２１２人、令和５年度は４０３人、令和６年度は３２５人の方にご利用いただき、令和２年度から令和６年度までの５年間の利用料金収入は、８２万６千円でした。

利用促進を図るため、広報誌への施設や利用方法等の掲載、ポスター、チラシの配布、また、施設の予約をファックスのみからインターネットや二次元コードからも可能にするなど取り組んでまいりましたが、引き続き、施設の認知度を上げ、多くの皆様にご利用いただけるよう周知に努めてまいります。

以上で、竹田和明議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（早川正也）

竹田和明議員、再質問はありますか。はい、竹田和明議員。

○８番（竹田和明）

まず学校給食について再質問をします。去年はですね、２業者から米を買っていたということで、一つの事業者は３８０円で、もう一つの事業者Ｂの方は３００円だったということなんですが、この購入の比率がですね、高い３８０円の方からは６を買っていて、安い３００円の方からは４であったということなんですけれども、普通に考えれば安い方から多めに買うんじゃないかなというふうに思うんですが、これはどうしてこういう買い方をしてたんでしょうか。

○議長（早川正也）

教育課長。

○教育課長（安田隆博）

A業者の方は地元の農協だったんですね。基本的に調達するについては、量の多い物を調達できる先だったので、そちらを多めにやってみました。実際B業者の方は地元の方なので、調達できる量自体が年間によって上下する可能性も高かったので、６対４という形で当初やっておりました。

○議長（早川正也）

竹田和明議員。

○８番（竹田和明）

わかりました。それで今はAとBの事業者の調達比率が２対８ということで、Bの比率がかなり高いわけですが、その単価をですね、今答弁の数字で割り返してみるとですね、去年まではキロ当たり３４２円、これが今年３６２円になっているということのようです。１俵当たりの価格にすると、去年が２万５２５円、今年が２万１，７１８円ということなんですが、去年のこの２万円というのは、２万５２５円というのは、１俵あたりですけど、ちょっと高いんじゃないのかなと。逆に今年の２万１，７１８円というのは、ちょっと安いんじゃないかなというふうに思うんですけど。というのは今スーパーなどではですね、５キロの米が４千円台で売られているというような状況ですか

ら、1俵60キロにするとですね、今のこの2万1千円というのは非常に安いように思うんですけども、要するに何で今年こんなに安く買えているのか。そうすると今後の見通し価格っていうのはどうなるのでしょうか、その辺いかがでしょうか。

○議長（早川正也）

教育課長。

○教育課長（安田隆博）

答弁の方でも申し上げましたけれども、昨年9月、米の納入業者と価格交渉を行いました。その際、交渉前がですね、高かった訳だということでは認識しておりません。十分安い価格だったと思っております。ただ、物価高騰のあおりを受けて、少々、両業者とも値上げをしないとやりくりができなくなったという状況になりましたので、今回当時よりもですね、通常価格より安い状況には変わらないと考えております。加えましてA業者の方は元々ふさがねというものを使っていたんですけども、品種はコシヒカリしかもう取り扱わないということで、その辺もお米の種別を調整したことによる価格の減少もございます。

○議長（早川正也）

竹田和明議員。

○8番（竹田和明）

そうすると今の相場が継続する限り、この購入単価で今後も購入することが可能だというふうに考えているということによろしいでしょうか。

○議長（早川正也）

教育課長。

○教育課長（安田隆博）

その通りでございます。

○議長（早川正也）

竹田和明議員。

○8番（竹田和明）

それでちょっと安心しましたが、次の質問ですけど、状況次第では賄材料費の補正予算をお願いする可能性もあるということで、ただ物価上昇による費用負担を給食費に転嫁する考えはないということなんですが、その理由というのは何かあるのでしょうか。

○議長（早川正也）

教育課長。

○教育課長（安田隆博）

理由というのは、賄材料費をアップさせる理由ですか。

○議長（早川正也）

竹田和明議員。

○ 8 番（竹田和明）

要するに、この給食費に転嫁する。給食費は今無償化してますけれども、この給食費として転嫁するという考えはないということなんですけれども、その辺の考え方について聞いております。

○議長（早川正也）

教育課長。

○教育課長（安田隆博）

令和 7 年度の当初予算でいただきました予算の中でやりくりをするという、そういう方針でございます。

○議長（早川正也）

竹田和明議員。

○ 8 番（竹田和明）

わかりました。次に質問の 3 点目のいすみモデルについてなんですけれども、有機米をですね、給食 100%にしたというのは非常に画期的だなというふうには思うんですが、当町でそれができない理由というのが今ひとつわからないというか、当町でもそのモデルを手本にすればですね、同じようなことができるんじゃないかと思うんですけれども、何がネックになるということでしょうか。

○議長（早川正也）

地域振興課長。

○地域振興課長（重田正行）

いすみ市での有機農業推進の始まりは、行政主導により 2012 年に自然と共生する里作り連絡協議会を発足させたことによります。この協議会では会長を副市長が、副会長を J A いすみ合長が務め、公民協働で環境と経済が両立するまちの実現を目指す組織体制でスタートをしております。

2013 年から無農薬野菜への取り組みを始め、2014 年には N P O 法人、民間稲作研究所の指導による 3 年間の実証栽培に着手し、その後、外部講師、県農業事務所普及指導員、J A、市が連携して栽培技術力の向上を図ってきたとのことでございます。

いすみモデルが成功した大きな要因というのはですね、やはり生産した有機米をその販路について全量給食に活用することで、生産者の不安を払拭できたことが取り組みを推進する上で非常に大きな要因であると考えております。

○議長（早川正也）

竹田和明議員。

○ 8 番（竹田和明）

質問はですね、そのモデルを模倣してというか、同じようなやり方で、鋸南町ができない理由というのは何かあるんでしょうか。

○議長（早川正也）

地域振興課長。

○地域振興課長（重田正行）

有機農業については、専門的な技術や経験が求められる農法であり、現状町内において有機農業に取り組む生産者はまだまだ少ないこと、また栽培技術が確立されていないことにより、まとまった収量の確保が困難であると考えております。

また町内のお米の生産者に、有機農業への取り組みについて意見を伺ったところ、現状では消費者から有機農産物を求められることが少ない、ニーズや関心は低いと認識しているとのことでした。またむしろ喫緊の課題として、農業者の高齢化や担い手不足により遊休の遊休農地の増加を懸念しており、農地を維持し、大規模に稲作を展開していくには機械化や効率化が求められること、また販路の確保等の懸念から環境への配慮は最大限実施するが、有機農業への転換は考えていないとのことでした。どのような農業を行うかについては、最終的には農業者の判断になることから、いすみ市のような体制が確立しない現状においては有機農産物の使用を一方的に求めるのではなく、農業者の意見を聞きながら慎重に進めていく必要があると考えております。

○議長（早川正也）

竹田和明議員。

○8番（竹田和明）

今の体制では鋸南町では難しいということですがけれども、ただ、いすみ市についても、やはり最初何もない中からこの有機化というのが実現できていることからすればですね、参考になる何かヒントがあるんじゃないかと思いますので、引き続き研究は続けていただきたいと思います。

ところでですね、この地元の食材ということについて質問しますけれども、給食です、先ほど米は地元のお米だということと、あと牛乳は千葉県産の牛乳だと思うんですが、それ以外にですね、どんな種類の地元食材を給食に取り入れて、その頻度はどのぐらいなのかということについてはいかがでしょうか。

○議長（早川正也）

教育課長。

○教育課長（安田隆博）

ご質問はお米以外にどのような種類の食材を地域食材として取り入れているかということだと思いますけれども、令和6年度実績をちょっと調査してみました。米の他ですね、季節に応じて11品目の食材を取り入れております。年間で回数としては46回、合計で351キロの地元産の食材を使用した給食を提供しております。物に関して言いますと、インゲン、里芋、生姜、鰻、里芋、カリフラワー、大根、菜花、梅ジャム、ゆずジャム、スズキ、スズキは魚のスズキですね。これらを食材として提供しております。

○議長（早川正也）

竹田和明議員。

○8番（竹田和明）

私が以前聞いた時には地元の野菜はちょっと高いので、魚なんかもちょっと高いとなっていてですね、予算に合わないような話もあって、回数が少ないことになっているという話を聞きましたが、この46回ってというのは結構多いなと思ったんですけど、今増えたっていいことでしょうか。

○議長（早川正也）

教育課長。

○教育課長（安田隆博）

答弁の中にも混ぜましたけれども、地域食材を使おうという姿勢については、教育課の方では推進している側なので、例えば議員さんの方からご質問が受けたその時からとは言いませんけれども、次第に増やしていきましょうという姿勢であったので、たまたま今回令和6年度の実績を見ると、これだけのものがあったということです。

○議長（早川正也）

竹田和明議員。

○8番（竹田和明）

給食で地元の食材が使われるということは、郷土愛を育むという答弁もありましたけれども、ぜひ推進をしていただきたいと思います。

次ですね、公共施設の効率活用についてということなんですが、その成功事例としてですね、道の駅保田小ということを挙げられているわけなんですけれども、この道の駅保田小についてはですね、投資額22億円に対して、令和6年度の営業利益はマイナス460万円になっていると。令和5年度の営業利益はマイナス1,590万ということで赤字が続いているわけなんです、これで成功と本当に言えるのかどうか、この点について見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（早川正也）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

公共施設の効率的な活用という観点から答弁させていただきたいと思います。全国的にですね、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりまして、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中、今後、人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことによりまして、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが求められております。そんな中ですね、空き公共施設を有効活用するため地域振興や課題解決、住民の交流促進などに資する新たな施設へ再整備する事業が推進されております。

町長答弁にもありました通り、廃校となった小学校の建物を活用し、地域の特産品販売や観光拠点としての機能を持たせることで地域経済の活性化に寄与している一方で、関係人口の創出と地域振興の両立を図るためのモデルケースとしても機能しております。

て、単なる収益性だけではなく、本町の宣伝効果、地域社会への貢献という観点からも評価すべき事例と考えており、成功の定義というのは多様であり、評価の視点によって異なるものと考えておりますが、本施設については、遊休施設の効率的な活用事例として位置づけられていると考えている次第でございます。

また議員さんの方から赤字が2年続いているが、それでも成功なのかということにつきましては、令和6年度末まで整備工事や拡張施設の土地の購入、災害復旧の費用などで約23億8千万円程度はかかっておりますが、そのうち国の補助金や7割が普通交付税で措置される過疎対策事業債を活用することによりまして、町の実質の負担については8億6千万程度となっている見込みでございます。

本施設は、旧保田小学校の建物を活用しまして、地域の特産品販売や観光施設拠点としての機能を持たせることで、地域経済の活性化に寄与しており、地域の生産者や事業者の販路拡大が図られ、地域全体の経済循環に貢献していると考えている次第でございます。また行政財産の有効活用という点では、遊休施設を放置するということではなく、地域の魅力を発信する場として再生させたことに大きな意義があると考えられる次第でございます。仮にこの施設が未活用のままであれば、維持管理費がかかるだけでなく、地域の活力低下にも繋がりがねません。

指定管理者の営業利益の推移を見ますと、議員さんおっしゃる通り2年ほど赤字が続いておりますが、令和6年度には赤字幅が縮小しており、今後の運営環境改善や集客施策の強化によりまして、持続可能な運営が可能になり、本施設は単なる収益性だけでなく、地域振興、行政資産の有効活用という観点からも、成功事例として評価できるものであり、今後も指定管理者と協議を行いながら、より効率的な運営を目指して頑張っていく次第でございます。

○議長（早川正也）

竹田和明議員。

○8番（竹田和明）

運営の改善については、ぜひ頑張ってもらいたいんですけど、1点指摘したいのは、いわゆる公会計ということについてなんですけれども、いわゆる民間の会計と公会計と大きく違う点は、減価償却費ということで、公会計には減価償却費が計上されないの、利益が多く出るし、しかも実態としてですね、どの程度の資産残高があるかっていうのがわかりにくいという、それが公開されていないのでわからないということだと思いますけれども、ということですね、やっぱりせつかくの施設が本当に有効に活用されているのかということについて、ちょっと疑問があります。ここに6点ほど列記しておりますけれども、こういったものについてほっておけば、通常は減価償却でどんどん費用も発生しますし、資産価値が目減りしていくわけなんですけれども、それが公会計の場合には、減価償却費が計上されませんので、そういった点でのですね、なんていうんすかね、もう少しだから緊迫感を持って取り組んでいただきたいと思うんですけど、この公会計に減価償却費用を計上するという考え方はいかがでしょうか。

○議長（早川正也）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

それは自治体ですね、会計制度がございまして、基本的には国や自治体の行政活動については、客観的で確実に確認できる現金収支を厳密に管理する単式簿記、現金主義ということで、会計手法がとられてきた次第でございます。それ以外にはですね、収益等を求める、例えば水道事業、病院事業、そういうものについては地方公営企業法というのがございまして、その部分につきましては、企業会計になりますので、減価償却等も当然、資産減耗費等、現金を伴わないものも出てまいります。基本的には町の会計については現金主義でやるということが決められておりますので、その対応になると思っております。しかしながら、議員さんおっしゃる通りですね、計画的にやっていかなければいけない部分はあると思いますので、引き続きですね、計画的に長寿命化を図りながら施設の有効利用が図られるよう努力してまいりたいと考えている次第でございます。

○議長（早川正也）

竹田和明議員。

○8番（竹田和明）

そこはぜひお願いします。この給食なんですけれども、平成4年当時2,000食だったということなんです。令和7年にはですね、合計で400人程度になっているというふうに聞いております。ということは、5分の1の規模になったということで、やっぱり余裕を持ってこの設備・施設を使うのは、それは使いやすいのかもしれませんが、あまり余裕がありすぎてですね、やっぱり無駄があるんじゃないかなというふうに思うわけですが。例えば別の利用方法ですね。配食サービスであるとか、ないしは全くこの給食センターを全く別の用途に使うとかですね、そういったこともやはり減価償却ということも考えれば、比較的早い段階で考え方を変えていく必要があると思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○議長（早川正也）

教育課長。

○教育課長（安田隆博）

現在の給食センターのセンター方式に関しては、これが一番今ベストな状態だというふうに考えております。今後、例えば生徒がもっと減ってですね、校舎を小中一貫校と、例えば仮にしなければならぬという、仮ですけどもね。そういう状況になった時には議員さんおっしゃる通り、例えば自校給食系にする必要もあるでしょうし、その辺は現段階ではちょっと判断がつかない状態だというふうに判断しております。

○議長（早川正也）

竹田和明議員。

○8番（竹田和明）

検討は引き続きお願いしたいと思います。学校の校舎なんですけれども、やっぱり学校給食と同じようにですね、生徒数はかなり激減している中で、校舎の教室自体はいろいろな用途で使われているようですが、やはりその余剰ということでいうとですね、かなりの余剰が生じているのではないかなと思います。予算なんかを見ていても、令和6年にはですね、中学校のトイレの改修事業で1億2千万も予算計上がされているということで、その他にもですね、校庭の整備費用だとか屋上の防水工事だとかですね、何千万単位で費用がかかっているわけで、これをですね、いわゆる本来の学校の校舎としての用途で今後も使うとなると、生徒数はですね、中学生、今、そんなにいなくて116人というようなことで聞いておりますが、今後10年20年先を見てもですね、生徒数というのは全体ではそんなに数が多くない中で、毎年これだけ費用をかけているわけですから、もう少し別の用途での使い方というのとも考えていく必要があると思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（早川正也）

教育課長。

○教育課長（安田隆博）

校舎の維持にかかる費用がですね、増加しているという認識は町の方にもございます。これは課題だというふうに思っております。しかしながらこれらの施設につきましては、いずれも現在の児童生徒のですね、安全、安心、そして衛生的な学習環境を確保する上で必要不可欠なものであるというふうに考えております。施設を維持していく上で実施していかなければならないものというふうに現在のところ認識しております。

一方で生徒数の数が減少していく中でですね、将来的な教育施設のありようが、また検討されなきゃいけない時期が来た場合ですね、それは避けて通れないものと考えますので、その時に考えさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（早川正也）

竹田和明議員。

○8番（竹田和明）

いろんな遊休施設があると思います。保田小のバス停もそうですし、バスの待合所ですか。それから佐久間小のバーベキューハウスなんかもそうなんですけど、やっぱりせっかくある施設ですから、できるだけ有効に活用できるように、今後も見直しをしていってもらいたいと思うんですが。あと2分ということなので、最後に、このバスの待合所なんですけれども、防犯上、防犯対策として施錠しなければならないというようなことで答弁がありましたけれども、なぜそのようなですね、防犯対策が必要な形の待合所にしたのか。もう少しオープンなですね、誰からも中も見えるように、出入りも割と自由にできるような、そういった待合所にした方が良かったのではないのかなと思うんですが、あえてなんか防空壕みたいに感じてしまうんですけど、こういう形にしたというのはどうしてなのでしょう。

○議長（早川正也）

はい、総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

やはり様々なご意見があると思います。やはり議員さんの意見の通りですね、オープンなバス停もございますし、今のうちのような形の空間が密閉されたようなバス停もあると思います。施設の性質上ですね、多くの来訪者が訪れることが想定されてましたので、特に夜間の安全性、安全管理等がですね、必要であると認識しておりまして、施錠を行うことは、不審者の侵入を防ぎ、施設内の設備や利用者の安全を守るための基本的な対策の一つと考えた次第でございます。施設の利便性と安全性のバランスを考慮しながらですね、運営開始後に判明した課題については、適宜対応を行い、より安全で快適な施設運営を目指してまいりたいと思っております。また防犯対策をですね、強化することで、地域の皆様が安心して利用できる環境を整えることが重要であると考えている次第でございます。

今後も施設の安全管理については継続的に見直しを行いまして、必要な対策を講じることで、指定管理者と協力しながらですね、より安全で魅力的な施設運営を進めてまいりたいと考えてる次第でございます。

〔ベルが鳴る〕

○議長（早川正也）

以上で竹田和明議員の質問を終了します。ここで2時40分まで休憩します。

…………… 休憩 ・ 午後 2時31分 ……………
…………… 再開 ・ 午後 2時40分 ……………

◎一般質問

◎2番 篠宮 真樹

○議長（早川正也）

休憩を解いて会議を再開します。2番、篠宮真樹議員の質問を許します。

〔2番 篠宮真樹 質問席につく〕

○議長（早川正也）

2番、篠宮真樹議員。

〔ベルが鳴る〕

○2番（篠宮真樹）

私は一1件、鋸南町の観光資源の活用について質問したいと思います。

鋸南町にはたくさんの観光客が訪れる鋸山や、穏やかで天気の良い日には富士山や夕日が綺麗に見える海岸、また、佐久間ダムをはじめ、桜や水仙が咲く里山の風景など、自然を生かした観光資源があると思います。中でも、鋸南町を代表した観光スポットと言えば鋸山です。鋸山の更なる知名度向上には、日本遺産登録が必要だと考えるが、残念ながら昨年は日本遺産には選ばれませんでした。観光客の増加には、鋸南町の観光資源を生かすことが重要だと考えます。

そこで、鋸南町の観光資源の活用施策について2点質問します。1、昨年、鋸山が日本遺産には選ばれませんでした。選ばれなかった原因はどこにあると考えているのか。または現在、日本遺産登録に向け、どのような取り組みを行っているのか。2点目、鋸南町の海岸は穏やかで特に夕日が綺麗に見える絶景スポットだと思うのですが、海岸を活かした観光施策の考えはあるのか。以上になります。

○議長（早川正也）

篠宮真樹議員の質問について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

篠宮真樹議員の一般質問に答弁をいたします。鋸南町の観光資源の活用についてお答えをいたします。ご質問の1点目、鋸山が日本遺産に選ばれなかった原因は何処にあると考えているのか、また、現在日本遺産登録に向けどのような取り組みを行っているのかについてでございますが、鋸山は日本遺産への新規認定を目指して、富津市と連携して文化庁へ申請を行いました。結果として候補地域継続という評価にとどまり、残念ながら認定には至りませんでした。この結果を真摯に受け止め、課題の分析と改善に現在鋭意取り組んでおります。認定に至らなかった主な要因は大きく3点に整理をされます。

第一に、「ストーリーの明確性と一貫性」が十分でなかった点であります。日本遺産制度においては、単に文化財の価値を訴えるのではなく、それらを貫く独自の物語が極めて重要だそうです。鋸山には、石切り場としての産業遺産、大仏をはじめとする信仰の対象など、多彩な文化資源が存在しますが、「産業と信仰が共存をし、山そのものが地域の暮らしと精神性を支えてきた」という統一的な物語としての訴求が、審査の中で十分に伝わらなかったとの指摘を受けております。また、他地域にも存在する石材産業や宗教文化との差異、すなわち「鋸山ならではの固有性」の訴え方もやや弱く、この点の再整理が求められております。

第二に、地域内の連携体制についても課題があったと認識をしております。日本遺産の申請には、文化財の保護・活用・発信に向けて、地域全体が一体となった体制が求められます。申請段階では一定の連携体制は確保されていたものの、観光団体、地域住民などとの役割分担や合意形成については、より一層の明確化と深まりが必要であるとの評価を受けました。今後は、各関係団体が主体的に参画する「推進協議会」を、単なる情報共有の場ではなく、責任と役割を明確にした実行組織として再編成する方針であり

ます。関係者それぞれが専門性を活かした機能的な体制づくりを目指してまいりたいと思います。

第三に、「保存活用と情報発信の具体性」においても改善の余地があるとされました。文化財の保護や活用方針、またその魅力を広く発信する手段として、より具体的かつ実行可能な計画が求められています。とりわけ、語りべとなる有償ガイドの育成や、体験型・参加型の観光プログラムの充実が重要な課題とされております。こうした背景を受け、令和6年度には、各種取り組みを進めております。

まず、「日本遺産プロデューサー派遣制度」を活用をし、外部専門家を交えた検討会を開催をし、鋸山の物語性や今後の方向性について、多角的な視点からの整理を進めております。また、千葉県文化財課、地域づくり課、JR東日本と意見交換会も実施し、保存と観光の両面にわたる連携体制の構築にも取り組んでおります。人材育成事業では、地域主体の担い手として「一般社団法人 鋸山ガイドセンター」が設立され、現在20名の認定ガイドが活動中です。令和6年度は18回の主催ツアーを実施をし、参加者からは高い評価を得ております。体験プログラム構築に関しましても、富津公民館において版画刷り体験教室を開催をし、地域住民45名が参加するなど、伝統的な文化に直接触れる機会の提供にも努めております。さらに、普及啓発活動の一環として、富津市及び鋸南町の小中学校11校において、有償ガイドを講師とする出前授業を実施し、次世代への継承にも注力しております。今後は、これらの取り組みを継続・拡充するとともに、文化庁との定期的な意見交換を通じて、制度動向や審査基準の重点を的確に把握をし、戦略的な申請を行ってまいりたいと思います。

鋸山の持つ価値は、単なる文化資源の集合ではなく、「産業と信仰が共存する唯一無二の物語」にあります。この物語を正確かつ魅力的に発信し、地域の総力を結集をして「体験できる文化」として昇華させていくことが、日本遺産認定への鍵であると確信をしております。今後とも、富津市をはじめとした関係機関との連携を密にしながら、鋸山の価値をより、広く、深く伝えていくため取り組んでまいりたいと思います。

ご質問の2点目の、鋸南町の海岸は穏やかで特に夕陽が綺麗に見える絶景スポットだと思うのですが、海岸を活用した観光施策の考えはあるかについてであります。本町は、風光明媚な海岸線を有し、海岸から見える富士山の景色や、夕陽を背景とした夜間の景観は、大きな魅力であると認識をしております。また、近年では新たな観光振興のキーワードとして「ナイトタイムエコノミー」が注目されております。このナイトタイムエコノミーは、夜間の経済活動のことで、日没から日の出までの時間帯に、観光や飲食などの経済活動の場を増やし、経済活性化の後押しをしようとする取り組みでございます。

町では、冬から春にかけて、佐久間ダム公園におきまして、日本水仙、頼朝桜、ソメイヨシノのライトアップを実施をし、夜間帯の誘客を図っておりますが、花木のみで宿泊や飲食へと誘導することは難しいのが現状でございます。今後は、夕陽の美しさと水仙や桜などの地域資源を組み合わせた活用、また夜間帯のイベント開催など、従来とは異なる経済活性化に向けた取り組みが必要であると考えております。

近年では、海岸線沿いを中心に一棟貸しの宿泊施設が増加傾向にあり、宿泊客の受入れ環境も充実してきておりますので、宿泊や飲食事業者との連携を図り、海岸を中心としたナイトタイムエコノミーの推進に向けて、地域の特性を活かしながら、観光資源を保全・育成し、持続可能な観光振興に努めてまいります。

一方、町内の海岸につきましては、令和6年12月議会でも議員から一般質問がございましたように、海流の変化等の影響による砂浜の浸食や、海岸漂着物といった管理上の課題も多くあるのが実情でございます。こうした環境保全と観光振興の両立を図るため、海岸環境整備を通じて、美しい海岸を維持することで、観光客にとって魅力的な場所となるよう、海岸の保全と活用にも取り組んでまいりたいと思います。

以上で、篠宮真樹議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（早川正也）

篠宮真樹議員、再質問ありますか。篠宮真樹議員。

○2番（篠宮真樹）

先ほどの答弁の中で、地域の連携体制についても課題があったと認識してありますとありましたが、あの富津市とはうまく連携できていたと思いますか。

○議長（早川正也）

はい、教育課長。

○教育課長（安田隆博）

今まで日本遺産で富津市と3、4年間過ごしてきたわけですがけれども、観光の分野です、富津市と連携していたことはありました。私も地域振興課におりましたので。それに加えて、この文化庁の日本遺産という形でさらに連携ができたので、比較的観光とこの文化ということで、さらに深く連携ができたんじゃないかなというふうに感じております。

○議長（早川正也）

はい、篠宮真樹議員。

○2番（篠宮真樹）

連携ができていたということですが、千葉県には北総四都市江戸気候～江戸を感じる四都市の町並み～という佐倉市・成田市・香取市・銚子市と、この4市が連携している日本遺産があるわけですので、その半分の二つですから、今後ですね、今まで以上に連携していったほしいと思います。

それで申請段階では、一定の連携体制は確保されていたものの、観光団体、地域住民などとの役割分担や合意形成については、より一層の明確化と深まりが必要であるとの評価を受けましたとありますが、観光団体というのは、鋸南町の観光協会や富津市観光協会、それから鋸山ロープウェイ、日本寺さんとか、そういうところでよろしいのでしょうか。

○議長（早川正也）

教育課長。

○教育課長（安田隆博）

ご指摘のとおりです。

○議長（早川正也）

はい、篠宮真樹議員。

○2番（篠宮真樹）

やはりですね、行政だけが一生懸命行動しても、私はうまくいかないと思うんですね。やっぱり民間の方がうまく連携できる体制が必要だと思うので、その辺りの足がかりをですね、行政の方に作っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（早川正也）

教育課長。

○教育課長（安田隆博）

引き続き協議会とは別にですね、毎月、2ヶ月に一遍ぐらい、富津市とも集まっておるんですけども、そこに民間というか地元の方々も参加していただいて、いろいろ意見交換をさせていただいております。今後ともそういう民間の知恵を使いながら、行政が主導的に実施するような形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（早川正也）

はい、篠宮真樹議員。

○2番（篠宮真樹）

ぜひよろしくお願いします。先ほどの答弁に日本遺産プロデューサー派遣制度というものがありますということでしたが、それはどのような制度なのか、ちょっと教えて欲しいんですが。

○議長（早川正也）

教育課長。

○教育課長（安田隆博）

文化庁におきましては、日本遺産を通じた地域活性化を推進するために、各地域での課題やニーズに応じた支援を行う、おっしゃる通りの日本遺産プロデューサー派遣事業というのがございます。

本事業につきましては、日本遺産のブランド力の向上や地域資源の活用に関し、専門的な知識を有するプロデューサーが、候補地域を含めた認定地域が抱える個別の課題、そして日本遺産を通じた地域活性化に向けた取り組みに対し助言、そして指導を行うことで効果的な取り組みを支援するものでございます。6年度にはこの事業を活用しまして、6年の9月20日、本協議会にお招きし、その後、過去の成功事例を紹介するセミナー実施しております。その後も会議の方に数回参加していただいて、鋸山、そして富津市、鋸南町、こちらの現地に赴きまして、視察も実施していただきました。このプロ

デューサーの助言を基にですね、今後、現在課題を整理し、そして分析、次回の申請に向けて準備を進めておるところでございます。

○議長（早川正也）

はい、篠宮真樹議員。

○2番（篠宮真樹）

この制度っていうのはいつからあるんでしょうか。

○議長（早川正也）

はい、教育課長。

○教育課長（安田隆博）

すいません。そこまでは存じ上げません。

○議長（早川正也）

はい、篠宮真樹議員。

○2番（篠宮真樹）

この制度がもしだいぶ前からあるんでしたら、なぜもっとこれを早く使わなかったのかっていうのがちょっと疑問に思ったんですけども、ちょっとわからないということでこれは良しとします。

それから、いろいろな普及啓発活動が行われてると思うんですが、5月のゴールデンウィークの3日と5日、2日間にですね、鋸南みまもり隊主催の「鋸南知られざる山を歩く」というハイキングツアーが開催されたのはご存知でしょうか。

○議長（早川正也）

はい、教育課長。

○教育課長（安田隆博）

日本遺産を担当する部署としてはちょっと初耳だったんですけども、その事業というのはどういう事業でしょうか。

○議長（早川正也）

はい、篠宮真樹議員。

○2番（篠宮真樹）

まだ未開拓の鋸南側にある石切山をハイキングするというツアーでしたが、私もそれ、コースの整備やその初日のツアーに同行したんですが、大変好評でそれが。定員が40名のところ予約がどんどん増えて、60名まで増やした。当日参加も加えて2日間で67名の参加があったツアーなんですね。そのコースっていうのが元名採石場の手前から左の鋸山の方向に向かって入っていくと、そういうコースなんですけど、そこに江戸後期から明治初期に作られた農業用の石の跡があったり、また上から落っこってきたんですが、この大きな岩があったりとかですね、それから岩盤、昔、石を切ったような岩盤の跡とか。最終的にその一番目的地が、明治初期の石切場の後、そこを見に行くというツアーでしたが、すごい大変見応えがある、一番頂上まで行くとですね、そういう場所でした。このような鋸山には、未開拓のそういう場所がまだまだ鋸南側にはある

という話なんですね。このような場所をまた新たにこのハイキングコースみたいな、そういうことを作るような考えというのは今のところあるんでしょうか。

○議長（早川正也）

はい、教育課長。

○教育課長（安田隆博）

ちょっと観光に振られたようなお話だと思うんですけども。思い出しました。そういう事業があったとか、そういう事業を行うというお話は聞いた覚えもあります。ただそのハイキングコース自体が青道であったり赤道であったりすれば、それは構わないと思うんですけども、民地とかがそこに入ってくるようであれば、若干その所有者との協議も必要となると思います。直接自治体ができるかどうかは、ちょっと今のところ判断はしかねる状態です。

○議長（早川正也）

はい、篠宮真樹議員。

○2番（篠宮真樹）

それでこのツアーが終わった後ですね、その観光協会の方にも、どこにそのコースがあるのかとかっていうのを、すごく問い合わせがすごくきてるらしいんですね。ですから、そういうニーズがたくさんあるってことです。やはりぜひともハイキングコースの整備とかを考えていただきたいと思います。これは要望です。

それから、そのツアーの帰り道にですね、最後に元名の汐止橋に寄ったんですけども、あそこは駐車場とか大変綺麗に整備されていて、綺麗に整備されているんですが、あの橋の周辺がですね、竹がすごかったりで、橋全体が駐車場の方から見ると見えないような状況になっていまして、その参加者の方がもうずいぶん残念だなど、全部見えないよとかっていう話があったんですね。そこでなんですけども、汐止橋とその周辺のこの管理っていうのはどこがしているんでしょうか。

○議長（早川正也）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

汐止橋についてはですね、町道の102号線の道路構造物として町の管理でございます。またその周辺、その下には川が流れてるんで、そこは二級河川、元名川として、千葉県の管理の方の河川となります。あと、おっしゃります駐車場なんですけども、これについてはですね、平成21年度に土木学会の方の選奨土木遺産に認定されたことを受けてですね、平成23年度に千葉県の方が水辺環境整備事業として、護岸や駐車場等の整備を行ったところでございます。それでですね、同年度にですね、千葉県と鋸南町の間で締結しました覚書によりまして、駐車場等の日常的な管理及び簡易な維持補修については町、大規模な施設の改修や補修工事は千葉県が行うものとされております。

○議長（早川正也）

はい、篠宮真樹議員。

○2番（篠宮真樹）

といいますと駐車場から対岸の方にある竹がすごく出てるやつっていうのは、県が撤去するような形になるんでしょうか。河川になるからどうなんですか、その辺は。

○議長（早川正也）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

あそこについてはですね、河川用地であれば千葉県になるんですけど、一部民地が絡んでくれば民地の所有者の方がやることとなります。

○議長（早川正也）

はい、篠宮真樹議員。

○2番（篠宮真樹）

県であればですね、県の方に言ってもらって、やはり綺麗にあそこを保った方がね、私はいいと思うんで、ぜひその辺をよろしくお願いします。橋もですね、明治時代に鋸山の保田石を使って、鋸南町の大切な観光資源の私の一つだと思いますので、橋の保存と橋周辺の整備をお願いしたいと思います。

そして福岡県と佐賀県の一部の市と町で構成されている古代日本の西の都という日本遺産が認定を取り消しになったっていうのはご存知でしょうか。

○議長（早川正也）

はい、教育課長。

○教育課長（安田隆博）

詳細まではわかりませんが存じ上げてます。

○議長（早川正也）

はい、篠宮真樹議員。

○2番（篠宮真樹）

その取り消しの理由がですね、一番は、その地域活性化の取り組みに一層の改善が必要だと。そして地域との連携が不足していたと。やはり日本遺産にはですね、地域という言葉がすごく出てくる気がするんですね。ぜひともその辺りを踏まえてこの地域との連携というのを一生懸命やっていただきたいと思います。

それから2問目の質問の中でですね、ナイトタイムエコノミーの一つとして、冬から春にかけての水仙や桜のライトアップを実施してありますが、行ってみるとおわかりだと思うんですが、大変寒いんですね。1月、2月と。それでやっぱり長い時間そこに滞在してるのは結構大変なんですね。そこでなんですが、この寒い時期にですね、観光客がせっかく来てくれてるんですが、この鋸南町に滞在する時間を長くするにはどのような取り組みがあればいいと考えますか。

○議長（早川正也）

地域振興課長。

○地域振興課長（重田正行）

例年花まつり期間については、観光協会を中心とした花まつり実行委員会を組織しまして、水仙から桜へと早春の花観光を現在多くのお客様に楽しんでもらっております。また夜間もですね、お客様に楽しんでもらえるよう、佐久間ダム公園では開花時期に合わせ、水仙や桜のライトアップも実施をしております。

年々訪れていただくお客様は増加傾向にあると認識しておりますけれども、佐久間ダム公園付近には、夜間、ダムの他にお客様が訪れていただく施設がないことからですね、現状、花を鑑賞した後そのまま帰路につくケースが多く、いかに長く滞在していただけるかが課題であると私の方も認識をしております。

花まつり実行委員会の方ですね、できるのであれば温かい飲み物を出すとか、温かい汁物を提供するとかですね、長く滞在していただく方法はあると思いますので、来年に向けてですね、実行委員会の皆様と意見交換をしながらより良い方法を考えてまいりたいと思います

○議長（早川正也）

はい、篠宮真樹議員。

○2番（篠宮真樹）

そうですね。実は今年の冬、寒い時にですね、保田川頼朝桜実行委員会の方で1回だけ温かい飲み物を提供したことがありました。そのとき大変好評でしたので、花まつり実行委員会の方でもですね、週末とかですね、そういう時に出店者のところで出店をできるような、そういう提案とかもしていただけたらと思います。

冬から春にかけてはこういう夜間のライトアップとかが行われていますが、夏の夜間というのは、こういう何かイベントっていうのは、今のところ行われていますか。

○議長（早川正也）

地域振興課長。

○地域振興課長（重田正行）

夏のイベントとしましては、都市交流施設・道の駅保田小学校保田幼稚園で昨年8月10日・11日に夏祭りを開催いたしました。特に11日には夕涼みナイトと題しまして、縁日や盆踊り、またビンゴ大会などを実施し、レストラン街も夜まで営業するなど夜間帯も多くのお客様が訪れておりました。今年度につきましても同様のイベントを企画しているとのことでございますので、町の方も協力をしてまいりたいと思います。

この他町長答弁にもありましたように、夕日それから富士山の景観を生かして海岸でのですね、夜間のイベントの開催も模索してまいりたいと考えておりますが、実施に向けては観光協会を始めとした関係機関や宿泊事業者等の連携が不可欠となってまいりますので、こういう方々にご協力をいただきながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（早川正也）

はい、篠宮真樹議員。

○2番（篠宮真樹）

ぜひともその辺を考えていただきたいと思います。夜間のイベントで、この辺で言う
と例えば館山市では、夜の海に行つてですね、海ほたるの観察会をやっていたり、千葉
県立博物館の主催で、夏の山の昆虫観察会というイベントが、この1泊2日で君津の
清和の方で行われていたりもします。あと他の自治体もですね、いろいろ調べてみます
と、夜のクワガタとかカブトムシの観察会とか、そういうこともね、行われています。
町でも夏休みに自然豊かなこの環境を生かしてですね、そういう取り組みを行ったらと
思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（早川正也）

地域振興課長。

○地域振興課長（重田正行）

ご提案ありがとうございます。自然を生かしたイベントも大変重要だと思いますの
で、指導してくれる方といいますか、クワガタ取りですとか、虫取りですとか、そうい
った方をですね、ご紹介いただきまして取り組んでまいりたいと思います。

○議長（早川正也）

はい、篠宮真樹議員。

○2番（篠宮真樹）

そうですね。こういう家族でこのようなイベントに参加して、例えば1泊2日とかし
てもらえればですね、鋸南町の良さが本当に伝えられると思いますし、それで移住定住
のきっかけになるかもしれませんので、ぜひ夏休みを利用した体験型のイベントという
のを考えていただきたいと思います。

それから夕日が綺麗な海岸を利用したイベントや取り組みについては、今のところあ
まり行われていないのが現状だと。答弁の中では、美しい海岸を維持することで観光客
に魅力的な場所になるようにとありますが、現在、海岸清掃に使われている予算という
のはどれくらいでしょうか。

○議長（早川正也）

建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

海岸清掃にですね、かかる予算としましては、建設水道課の方で海岸漂着物のです
ね、回収処理にかかることを目的にですね、千葉県の海岸漂着物の地域対策推進補助金
を財源にですね、375万8千円を措置しております。その他にですね、地域振興課の
方で、ゴールデンウィーク期間から1月末までをですね、期間として、海岸の景観を良
好に保つことを目的とした海岸清掃の委託事業の予算として82万5千円を措置してお
ります。

○議長（早川正也）

はい、篠宮真樹議員。

○2番（篠宮真樹）

鋸南町と同じような自治体、県内の自治体では九十九里町とか、一宮町とか御宿、大体そういうところも漂着物重点地域になっていて、やっぱり同じぐらいのやっぱ金額を使ってるみたいですね。千葉県がこの補助金があるということですから、その補助金をフルに活用してですね、海岸の環境整備をしていただきたいと思います。そこでなんですが、現在、海岸清掃はですね、どのような方法で行われているのか、またどれぐらいの頻度で海岸清掃というのは行われているのか、お答えください。

○議長（早川正也）

建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

こちら建設水道課としましてはですね、大雨等でですね、川から流れてきたものが海岸にだいぶ積み重なったような状態。また台風等でですね、そういったよそからですね、流れてきた流竹木等がですね、海岸に打ち上がった状態。そういう時にですね、重機の方を使いまして、海岸の方の清掃を実施しております。小規模であれば、町職員のみで対応しているんですけども、令和元年の台風のようなですね、砂浜一帯にびっしり入ってしまうような場合にはですね、町の方とですね、あと業者の方に委託としてお願いするような形になります。

○議長（早川正也）

はい、地域振興課長。

○地域振興課長（重田正行）

地域振興課では、海岸清掃を観光協会に委託しまして、1日あたり4名で3時間、年間60日分を委託をしております。また収集したゴミについては、町の方で回収を行っております。

○議長（早川正也）

はい、篠宮真樹議員。

○2番（篠宮真樹）

やはり汚れた時にこうやるという考え方ではなくてですね、月に毎月1回やるとか、そういうふうに常に掃除していくことがよろしいんじゃないかなと私は思います。そこでなんですけども、手作業でやったり、そういうたくさんのゴミの時は重機を使うっていう話でしたが、今後ですね、砂浜を掃除する専用のなんていうんですか、砂浜クリーナーというか、そういうようなものを取り入れて効率よく清掃するのが良いと思うんですけども、そのような専用の機械とか、そういうのを取り入れる考えっていうのは、導入する考えというのはあるんでしょうか。

○議長（早川正也）

建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

篠宮議員おっしゃりたいのはビーチクリーナーのことですかね。それについてはですね、町の方もですね、海岸の環境をですね、良好に保つためにですね、一応職員の方ですね、海岸清掃が盛んであります神奈川県の方ですね、かながわ海岸美化財団というところをですね、訪問しまして、その活動内容とかですね、使用している機械等をですね、拝見いたしました。その中の機械の中でもですね、やはりビーチクリーナーをですね、メーカーと共同でですね、海岸清掃に特化した仕様としておりまして、大変参考となったところです。海岸の状況がですね、神奈川とちょっと違うもので、向こうは広域的な段階でやっておりまして、機械等も大きかったもので、それをそのまま導入するということはちょっと難しいような状況なんですけども、現在はですね、そういった導入に向けてですね、可能かどうかのちょっとヒアリングをしている状態でありまして、それが導入がですね、可能という段階になった段階でですね、予算の方をお願いするような形になろうかと思います

○議長（早川正也）

はい、篠宮真樹議員。

○2番（篠宮真樹）

ぜひともですね、そういう機会をね、取り入れていただきたいと思います。常に海岸が綺麗であればですね、移住定住のきっかけにもなると思います。一宮町ではですね、子育て世代の人が大変移住してきている。やっぱりその大半の人がですね、海辺のある暮らし、そういうのに憧れてというか、それで引っ越して来ましてっていう人が大変多いようです。ですからこの魅力ある海岸を作ればですね、移住定住に繋がっていくと思いますので、ぜひともそのようなクリーナーとかも導入していただきたいと思います。

それからある会議の席でですね、トイレの話が出ました。それは道の駅保田小の話だったんですが、この道の駅保田小というのはトイレ掃除にすごく力を入れていると、常に綺麗にしておくことを心がけていると。それは何でかって聞きましたらですね、トイレが汚いだけで、他の道の駅とかに行ってしまうと、お客さん。あそこはトイレが汚いから、もうあそこは寄らないよって、そういうふうになるっていう話だったんですね。鋸南町にも公衆トイレがたくさんありまして、年間1,300万ぐらいの予算をかけて掃除していると思うんですけども、やはり綺麗にしているんですけども、やはり老朽化したことっていうのはどうしようもないと思うんですね。そこで町で整備した観光トイレ、それは建築からどれくらい経ってるんでしょうか。

○議長（早川正也）

はい、地域振興課長。

○地域振興課長（重田正行）

海岸付近に設置してある5ヶ所の観光トイレについてご説明いたします。保田中央海岸及び元名海岸の観光トイレにつきましては、平成5年3月に建築し、32年が経過しております。また大六海岸観光トイレは、平成4年3月に建築し、33年が経過して

おります。今申し上げた３ヶ所のトイレにつきましては、平成２３年度に県の補助金を活用しまして、パーテーション及び手洗い器を設置、便器を和式から洋式に交換する改修工事を実施しております。竜島海岸観光トイレは、平成１３年３月に建築し、２４年が経過をしております。現在まで改修工事は実施をしております。それから大黒山下観光トイレは、昭和６２年７月に建築し、まもなく３８年が経過をいたします。このトイレにつきましては、平成２７年度に県の補助金を活用し、パーテーション及び手洗い器の設置、便器を和式から洋式に交換する改修工事を実施しております。以上です。

○議長（早川正也）

はい、篠宮真樹議員。

○２番（篠宮真樹）

やはりですね、これどうなのでしょう。３０年以上経って、だんだん老朽化が目立って、途中で改修してるとは思うんですけども、やはり海岸が綺麗になりましたと、トイレ見たら古いな、やっぱりここ綺麗になってもトイレが汚いから違うところ行こうかっていう話にもなりかねませんので、やはりトイレはそろそろ建て替えも視野に入れた方がいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（早川正也）

地域振興課長。

○地域振興課長（重田正行）

観光トイレにつきましては、鋸南町を訪れていただいた方、特に海水浴に来ていただいた方には重要な施設であると認識をしております。トイレの環境をより良い状態で保つために、トイレ清掃にも力を入れております。一方、議員ご指摘のように、現在のトイレは建築から３０年以上経過したトイレが多く、また改修工事からの経過年数も１０年を超え、設備の老朽化等も顕著になってきております。トイレの更新につきましては、多額の費用が見込まれることから、県の観光地魅力アップ整備事業補助金などを活用するとともに、計画的に更新を行っていくことを検討してまいりたいと考えております。

○議長（早川正也）

はい、篠宮真樹議員。

○２番（篠宮真樹）

ぜひともそういうことは進めていただきたいと思います。それから前回の質問ですね、私が保田中央海岸の植栽の話をしました。今のところまだ植栽という話は、何か進んだりはしていないのでしょうか。

○議長（早川正也）

建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

現在のところはですね、まだそこまでの検討が進んでないのが状況です。

○議長（早川正也）

はい、篠宮真樹議員。

○2番（篠宮真樹）

そこでちょっと提案なんですけども、すこやかに植えてあるヤシの木がありますよね。長狭街道沿いにはちょっと外れた道路際に2本並んでるんですね。それを海岸の方に移植したらどうかなと思うんですけども、どうでしょうか、その辺。

○議長（早川正也）

建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

すこやかなやつが移設可能なのかどうかはちょっとわかりませんが、あそこの海岸の方に持っていった時にですね、現在ある四角のスペースだけではちょっと足らずに、もっとアスファルト面をちょっとやらなきゃ多分定着はしないであろうし、また、ヤシ、葉っぱがですね、硬いものですから、そこら辺を十分管理しないと、あれ落ちてきた時に危険なものですので、万が一、人に当たったりとか言ったら、相当な怪我をされるでしょうし、またあの下に車がかった時に、そういった損害を与えてしまったりとか、そういった懸念もございます。仮に何か植えるとすれば、国道127号の吉浜から鱈ヶ浦のところにあるような低木ですね、ドラセナとか、そういったものを選定したいところだと思います。

○議長（早川正也）

はい、篠宮真樹議員。

○2番（篠宮真樹）

ヤシの木。あれを植えた方が見栄えがいいんじゃないかなと私は思うんですね。ヤシの木を購入すればですね、あれくらいのものでと、50万から100万ぐらいするっていう話なんですね。ですからもう移植の費用だけで済みますし、やっぱりあのドラセナのちっちゃいのよりは、やっぱり大きい方が海岸も映えるっていうんですか、今まで映えるっていう、見ごたえがあるっていう感じがしますので、その辺をぜひ検討していただきたいと思います。

観光客の増加はですね、鋸南町の将来にとって非常に私は重要なことだと考えます。観光客の増加はですね、行政だけではなかなかやっぱり難しいと考えます。けれどもその辺はどう考えますか。

○議長（早川正也）

地域振興課長。

○地域振興課長（重田正行）

これから人口減少社会を迎えていく中で、観光客の増加というのはですね、町にとっても非常に有効な政策であると思います。議員ご指摘のように、行政だけではですね、なかなか政策を進める上でも難しい、官民協力してですね、皆様、鋸南町が一体となって観光客をお迎えできるような、そういう環境作りが必要だと思いますので、これから

も町としても最大限努力をしてまいりますし、観光協会をはじめとして関係機関の皆様ともですね、連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（早川正也）

はい、篠宮真樹議員。

○2番（篠宮真樹）

そうですね。私も官民が一体になってですね、観光客の増加を進めていけばですね、やがてそこから移住定住などに繋がっていくと思いますので、やっぱり町にはですね、官民が協力した観光施策を進めていっていただきたいと思います。

私の質問は以上で終わります。

○議長（早川正也）

はい。以上で篠宮真樹議員の質問を終了します。ここで3時35分まで休憩といたします。

…………… 休憩 ・ 午後 3時26分 ……………
…………… 再開 ・ 午後 3時35分 ……………

◎一般質問

◎1番 東 愛乃

○議長（早川正也）

休憩を解いて会議を再開します。1番、東愛乃議員の質問を許します。

〔1番 東愛乃 質問席につく〕

○議長（早川正也）

1番、東愛乃議員。

〔ベルが鳴る〕

○1番（東愛乃）

私からは2件質問いたします。1件目、生理の貧困と物価高騰への支援策について。昨今の物価高騰により、日用品や食料品の価格が大幅に上昇しており、特に生活に困窮する方々にとって、日々の生活のやりくりがさらに厳しさを増しています。

そうした中、生理用品にかかるお金がない、生理用品を長時間使いまわすといった生理の貧困の実態が各地で明らかになってきました。一般的に女性が月に生理用品にかかる費用は6千円から1,500円。重い症状の人では月に2千円から5千円程度とされています。物価高騰の中、こうした日用品の費用すら削らなければならない家庭や若年層が存在しています。本町として生理の貧困に苦しむ方への実効的な支援が必要ではないでしょうか。

そこで、以下について質問いたします。1、生理の貧困に関する実態を把握するため、学校等でアンケート調査やヒアリングの実施はしているか。2、学校や公共施設に

における生理用品の無償提供体制の現状と今後の拡充予定はあるか。３、経済的支援の可能性について加古川市のような電子クーポン制度、これはＬＩＮＥで申請できる電子クーポンを発行し、市内のコンビニで生理用品と交換できるというものです。民間と連携した生理用品の支援導入について、本町としてはどのように考えているか。総務省の統計局が５月２３日に公表した全国の２０２５年４月の消費者物価指数は、総合指数で前年同月比３．６％の上昇、生鮮食品を除く総合指数は前年同月比３．５％の上昇でした。生理用品は３年で価格が２割も高くなっています。

次に２件目、貸別荘等における騒音被害対策について。庁内において、近年、１棟丸ごと借りられる貸別荘や民泊等の施設が急増する中、観光客の利用による深夜の騒音や迷惑行為に対する苦情が住民の間で発生しています。こうした事態は、町民の生活環境や安全・安心を脅かす要因となり得るため、町として何らかの対応や仕組み作りが必要ではないかと考え、以下の点について質問します。１、貸別荘・民泊等に起因する騒音被害について。町として現状をどのように把握しているのか。２、現在、町には苦情の受付体制や通報窓口はあるのか。またどのように対応しているか。３、町として、住宅宿泊事業法、旅館業法に基づく施設に対して、騒音等の迷惑行為防止について、具体的な指導、勧告を行っている実績はあるか。以上２件について伺います。

○議長（早川正也）

東愛乃議員の質問について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

東愛乃議員の一般質問に答弁をいたします。１件目の生理の貧困と物価高騰への支援策についてお答えをいたします。

ご質問の１点目、生理の貧困に関する実態を把握するためのアンケート調査やヒアリングの実施はしているか。ご質問の２点目、学校や公共施設における生理用品の無償提供体制の現状と今後の拡充予定はあるかについては関連がありますので、一括でご回答します。

まず１点目ですが、小中学校において、生理の貧困に関するアンケート調査やヒアリングについては、特に実施をしたことはありません。

次に２点目ですが、中学校においては、女子トイレに緊急用の生理用品を常設しており、生徒が必要に応じて利用できるよう体制を整えております。一方で、小学校においては、身体の発育段階や個々の状況に配慮をし、必要に応じて保健室で生理用品を配付をする形をとっております。小学生に対しては、女子児童を対象とした保健指導の際に、日常的に予備の下着や生理用品を準備しておくよう促すとともに、困ったことがあれば、遠慮なく保健室を訪れるよう伝えております。また、このような指導内容については、保護者の皆様とも共有をし、家庭と連携したサポート体制を基本としております。特に思春期に差しかかる児童生徒は、身体的・心理的な変化が大きく、保護者の皆様にとっても心配の尽きない時期であります。学校では保健指導や性に関する指導の一環として、適切なタイミングで個別指導や相談の機会を設けており、児童生徒一人ひと

りが不安を抱えることなく学校生活を送れるよう、寄り添いながら支援をおこなっていくとともに、生理用品の提供の際は、保健室での個別対応を基本とし、プライバシー等にも配慮をした支援を心掛けています。

生理に関する悩みは非常にデリケートであり、児童生徒が安心して相談できる環境づくりが何より重要であります。そのため、養護教諭や担任の先生など、身近な大人が常に支えとなれるよう、教職員一丸となって取り組んでおります。今後の対応につきましては、現在の体制を維持しつつ、各学校の養護教諭と連携し、利用実態やニーズの変化を注視してまいります。必要に応じて柔軟な対応を図りながら、児童生徒の安心・安全を最優先とした支援を継続をしてまいります。

その他、公民館、B & G海洋センター、資料館等の公共施設への生理用品の設置については、実施の予定はございません。今後も他自治体の事例や町民の皆様のご意見も踏まえながら、必要であれば対応していく考えでおります。

ご質問3点目の、経済的支援の可能性についてでございますが、経済的支援につきましては、物価高騰対策として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した商品券発行事業を予定をしております。この商品券発行事業については、家計負担の軽減に加え、町内での消費を促す相乗効果があり、かつ、町民全員を対象とすることから公平性も確保されている事業となっており、経済的支援としての事業効果が高いものと感じております。議員ご指摘にあるような、生理用品に特化した経済的支援は現在のところ考えておりませんが、そのような声の高まりがありましたら検討する必要があると認識しております。ご質問にあります電子クーポン制度などは、構築に係る経費及び時間も係ることから、当町のようなコンパクトな自治体には、不向きではないかと感じております。

生理用品支援の必要性の高まりに応じて対策を講じることは当然のことですが、早急に物品を調達をし、供給がなされずに廃棄をする事態となることは避けなければならないことも重要であると考えます。支援の必要性の高まり、需要量などが明らかになりましたら、供給量、供給体制などの検討に入りたいと考えております。

2件目の貸別荘等における騒音被害対策についてお答えをいたします。ご質問の1点目、騒音被害について、町として現状をどのように把握しているのか、ご質問の2点目、町に苦情の受付体制や通報窓口があるのか。また、どのように対応しているか及びご質問の3点目、具体的な指導・勧告を行っている実績はあるかについてでございますが、いずれも関連がございますので一括してお答えをいたします。

貸別荘につきましては、その事業形態により、住宅宿泊事業法または旅館業法の許可を得て、別荘を宿泊施設として貸し出す事業であります。これらの許可手続きや届出先は、国あるいは都道府県が行うものとなっており、町に指導権限等がございませんので、指導・勧告を行っている実績はございません。

また騒音に関するものとして、町の公害防止条例がございますが、これは工場や建設作業等による騒音に対する生活環境の保全を目的とした条例となっており、ご質問の騒音トラブルとは性質が異なるものと考えられ、行政機関の窓口としては、国の運営する

「民泊制度コールセンター」が開設をされております。あるいは一般的な騒音トラブルと同様に、貸別荘の事業主へ苦情の申し入れを行う、警察への通報を行うといった対応が考えられます。特に貸別荘の事業主には、住宅宿泊事業法において、騒音防止のための配慮すべき事項の利用者への説明や、周辺地域の住民からの苦情への対応が義務付けられており、適切に対応することとされておりますので、町の対応といたしましては、これらのご案内をすることで考えております。

以上で、東愛乃議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（早川正也）

東愛乃議員、再質問ありますか。はい。東愛乃議員。

○1番（東愛乃）

過去にも笹生議員から同様の質問があったと思いますが、質問させていただきます。生理の貧困は表面化しにくい問題ですので、小中学校や高校生、保護者を対象にアンケートを実施してはどうか。しないとしたらその理由は何ですか、伺います。

○議長（早川正也）

教育課長。

○教育課長（安田隆博）

議員ご提案の生理の貧困に関するアンケートの実施という考え方に対しては、一定の理解はあると思っております。ただ、町としては慎重な姿勢をとっておりまして、生理や経済的状況に関わる内容につきましては極めてセンシティブな内容であると考えております。児童生徒に不必要な不安や羞恥心、これらを与える可能性も否めないと考えております。また対象者の年齢や内容、その性質上、回答の信頼性や回答回収率の確保にも課題があると考えております。児童生徒に対する直接アンケートは今のところ考えておりません。それが理由でございます。

答弁でも申した通り、現在、中学校は女子トイレの設置については設置済みでございます。小学校においては、学校における保健室での個別支援や教職員による配慮など、既存の仕組みの中で丁寧に対応していくことが適切と、現在判断しております。

本件につきましては、学校側とも再度相談し、場合によってはPTA等の意見聴取を行いながら必要な支援が届く体制の強化に努めてまいる考えでございます。

○議長（早川正也）

はい、東愛乃議員。

○1番（東愛乃）

必要に応じて保健室で生理用品を配布する形をとっているということですが、思春期の児童の中には、申し出制にとっても抵抗を感じる子もいると思います。思春期の児童にとって、申し出制が心理的な壁となっていることについて、町は認識しているのか伺います。

○議長（早川正也）

教育課長。

○教育課長（安田隆博）

思春期の児童生徒にとって、保健室で生理用品を申し出ることにより心理的な抵抗感がある可能性は認識しております。ただ、繰り返しますけれども、本町では必要な児童生徒に対して、確実かつ丁寧に支援を行うことを重視し、養護教諭による個別対応という形を基本としております。

生理用品を自由に常設設置する方法方には、物品の管理や誤用のリスク、説明の難しさなど、現実的な課題もあると聞いております。また、養護教諭の専門性を活かしまして、単なる物品提供にとどまらず、体調やその悩みにも寄り添った支援ができる点も申し出制の利点と考えております。

今後も児童生徒の声や学校現場の声を、そして実情を踏まえながら、必要に応じて運用の工夫、改善を検討していく考えでございます。

○議長（早川正也）

はい、東愛乃議員。

○1 番（東愛乃）

申し出制は一見支援の仕組みのようであっても、思春期の児童生徒にとっては申告する自体が壁になり、必要なのに利用できない事態を招きかねません。

あるNPO法人の調査によれば、申告制で生理用品提供は利用をためらうと答えた中高生は約60%に上っています。

再質問3点目、申し出制ではなく、誰でも手に取れる、見える設置にすることが周知心や抵抗感を減らす第一歩になります。保健室に限らず、小学校5・6年生のトイレや多目的トイレへ生理用品を常設してはどうか、しつこいようですが伺います。

○議長（早川正也）

教育課長。

○教育課長（安田隆博）

トイレにつきましては、学年で利用区分があるわけではございません。全学年が誰でも利用できるスペースでございます。仮に教室の配置上ですね、小学校5・6年生が主に利用するであろうトイレに生理用品を常時し、誰でも手に取れる形にするというご意見については、これは羞恥心への配慮という点では一理あると考えておりますけれども、一方で低学年・中学年、これらの生徒もトイレを利用することがあること、生理用品の物品の管理や補充の体制、不適切な使用や持ち帰りの問題に加え、教育現場での運用の負担、運用負担への配慮も検討する必要があると考えております。加えて、小学生段階では身体への理解が不十分なケースも多く、安易な設置が逆に混乱を招く可能性も捨てきれません。引き続き、学校現場と連携をいたしまして児童生徒の安心と支援が両立できる実効性のある対策を支援していく考えでございます。

○議長（早川正也）

はい、東愛乃議員。

○1 番（東愛乃）

低学年・中学年であっても、それこそ早期教育で生理について早い時期から適切な対応等を教えていくことが、最善の策なのではないかと私は考えています。

質問 4 点目ですが、中学校女子トイレでは緊急用の生理用品を常設しているが、小学生こそ周期が不安定、量も不安定で、思いがけず生理が来てしまったり、予想よりナプキンを変える頻度が多く、足りなくなったりと、緊急事態に陥ることがあると考えるが、5 分間の休み時間に教室からトイレ、トイレから保健室、保健室からトイレ、そして教室へ対処できると考えているのか。

先日小学校を訪れた際に実験してみました。図工室から隣のトイレ、トイレ個室から 1 階の保健室、保健室から 2 階のトイレ個室、トイレから図工室までの往復実験を、保健室ですぐに生理用品を受け取れた設定でやってみたところ、かなり早歩きと動作の簡略化でも 4 分半かかりました。実際の 5・6 年生の教室から保健室まではもっと遠いです。次の授業に間に合わないと思うが、どのように考えますか。

○議長（早川正也）

教育課長。

○教育課長（安田隆博）

必要な場合については、担任や養護教諭の判断で、授業、休憩時間を問わずですね、柔軟に対応できるよう周知しております。実情に応じた配慮がなされていると当方では理解をしております。

児童生徒の体調への配慮は、学校での最優先事項の一つでございます。今後も現場の意見を丁寧に聞きながら児童の安心に繋がる対応を継続してまいります。

○議長（早川正也）

東愛乃議員。

○1 番（東愛乃）

5 分間の休みではきっと間に合わないと考えます。そうした場合に授業に遅れる、そうすると「何で遅れたの」という、ざわざわってなると思うんですよね。そういうことがちょっとプライバシーの侵害というか羞恥心をちょっと子供の心を傷つけているんじゃないかって私は考えます。

養護教諭と連携し、利用実態やニーズの変化を注視とのご答弁だが、見えにくい貧困を具体的にどのように捉えるのか伺います。

○議長（早川正也）

教育課長。

○教育課長（安田隆博）

見えにくい貧困を把握するためには、学校の生活の中で、一定の信頼関係の中で得られる日常的な情報、教員や養護教諭が把握する生活面や健康面での変化、これらが重要であると考えております。よって、安易に全体アンケート等で把握できるものではないと私どもは考えております。

学校現場では、担任や養護教諭が児童生徒への日頃の観察や面談等を通じて、個々の状況を丁寧に把握し、必要に応じて丁寧な支援に繋げる対応を行っております。今後も個別支援の質を高めながら、見えにくい状況に対しても、確実に支援が届く体制作りに取り組んでまいり所存でございます。

○議長（早川正也）

東愛乃議員。

○1番（東愛乃）

公民館のトイレも新しくなったことですし、公共施設での生理用品の設置の実施予定がないということでしたが、中央公民館は、小中学生や子育て中のお母さんや様々な年齢層の女性が利用しています。ニーズを捉えるためにも、中央公民館のトイレの個室に試験的に設置してはどうか。取り組みを周知すれば必要とする人はいると考えるが、町の考えはいかがですか。

○議長（早川正也）

教育課長。

○教育課長（安田隆博）

中央公民館だけではなく、幅広い年代の女性が利用する施設でございます。生理用品のニーズが全くないとは考えておりません。一方で、公の場に生理用品を常設することについては、物品の適切な管理や補充体制、いたずらや過剰持ち帰りなど運営上の課題も想定されます。よって、安易な設置は慎重であるべきと考えております。町としては、現在トイレの個室への常設は行ってはおりませんが、仮に必要とする方がいらっしゃった場合に備えて、生理用品の予備はご用意はさせていただいております。

今後も、社会的動向や他の実際の事例も参考にしながら、必要に応じて対応してまいります。

○議長（早川正也）

東愛乃議員。

○1番（東愛乃）

内閣府男女共同参画局の生理の貧困に係る地方公共団体の取り組み調査2024年10月1日発表の概要によると、生理の貧困に係る取り組みを実施、または実施したや検討している地方公共団体数は1,794自治体中926団体で、千葉県でも71%が取り組んでいます。

近隣自治体の取り組み事例として、富津市では、市内公共施設6ヶ所で意思表示を行った市民に対して、手渡しで1人当たり昼用1パックと夜用1パックをセットにし、相談窓口の案内チラシを同封し配布しています。また、鴨川市では、市内の小中学校10校のトイレ個室に生理用ナプキンを設置。君津市では、市内の小中学校19校の小学4年生以上の児童生徒が利用するトイレに生理用ナプキンを設置、予算措置で取り組んでいます。また、酒々井町では、配布カードを町内5ヶ所に設置し、各窓口で生理用品を

配布。昼用と夜用の各 1 パックずつセットと、相談窓口案内チラシを予算措置で配布に取り組んでいます。

地方公共団体による独自の取り組みにおいて、調達方法として予算措置が最も多く、次いで防災備蓄が多い。また、交付金を活用した取り組みにおいては、地方女性活躍推進交付金を活用した取り組みが多いが、交付金を利用して当町でも支援の対策はできないか伺います。

○議長（早川正也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川亮一）

保健衛生の立場で答弁させていただきます。支援の必要性の高まりに応じた対応は必要と考えておりますが、現在は無償提供等を行うための予算措置は考えておりません。地方女性活躍推進交付金についても、どのような種類のものを、どのメーカーで、どの程度の個数を配備するかなど需要量が把握できていない状況であり、町長答弁にありましたように、供給がなされず、廃棄する事態は避けなければいけないと考えております。そのような懸案事項が払拭されましたら交付金の活用も研究する必要があると捉えております。また交付金ですね、活用事例においては、県が調達し、それぞれの町に現物給付する活用も多く見受けられることから、そのようなことを県に要望するののも一つの政策と考えております。なお、町の防災備蓄品には生理用品は必要数備蓄されている状況です。以上です。

○議長（早川正也）

東愛乃議員。

○1 番（東愛乃）

町には防災備蓄として生理用品を備蓄しているということですので、ぜひそれをローリングストックとして活用していただけたらと思います。

私自身も当時は認識していませんでしたが、生理の貧困だったのかなと、今になって思うことが多々あります。生理用品は贅沢品ではなく、生活に欠かせない必需品です。だからこそ全ての人が安心して必要なものを手に入れられる社会の実現が求められています。ぜひ本町としても、困難を抱える女性や若者に寄り添った支援体制の構築を強く要望いたします。

続いて、2 件目の質問について再質問します。先週、民泊制度コールセンターへ近隣の貸別荘の騒音など被害について電話相談してみました。コールセンターからは、事業者または管理者へ騒音や標識掲示等の対応を依頼し、かつ県へ情報共有と必要な指導等を依頼するとの対応でした。

一般質問するにあたり、住宅宿泊事業法において、地域周辺環境への悪影響の防止、治安維持、犯罪防止等の観点から、宿泊者名簿の備え付けや、様々な義務化、住宅宿泊事業者に義務付けられていることを知ったのですが、その中で、苦情等への対応について、住宅宿泊事業者は、届け出住宅の周辺住民や苦情及び問い合わせについて、適切か

つ迅速に対応すること、また、届け出住宅や門扉や玄関等の公衆が認識しやすい位置に緊急連絡先記載の標識を掲示することが義務付けられていました。ですが、近隣施設には標識の掲示はされておらず、他の施設も掲示されていないところがありました。宿泊予約サイトなどで調べたところ、現在、鋸南町には20件以上の1棟貸しの貸し別荘やコテージがあります。町は把握しているのか伺います。

○議長（青木悦子）

建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

登録事業者についてはですね、民泊の方は県のホームページの方に登録されているところですね、届け出があるところは登録されているので、そちらで確認しますと、民泊の方の関係は4事業者ということになっております。

○議長（早川正也）

東愛乃議員。

○1番（東愛乃）

県のホームページを私も見ました。住宅事業者の県内届出受理一覧は、2021年から2025年3月までの届け出件数は4件のみでしたが、この一覧表に記載のない貸別荘などは、住宅事業法での届け出ではなく、旅館業法での営業許可なのかもしれませんが、いずれにしてもここ数年増えています。空き家を利用したり、台風以降増えた空き地に新たに建てたりと、何ができるのかと思うと、一棟貸の別荘や、そのような施設が建つことが非常に増えています。そのような施設が増えると、騒音被害や様々なトラブルが増える。トラブルを訴える住民も増えると考えています。町として何らかのガイドラインやルール整備が必要だと考えるが、検討は行っているのか伺います。

○議長（早川正也）

建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

先ほどのですね、町長答弁でもありました通りですね、貸別荘等につきましては、住宅宿泊事業法、または旅館業法に基づく事業でありまして、これらの許可手続きや届け先はですね、国あるいは都道府県が行うものとなっております。

議員ご質問の騒音問題に対してですね、事業者はですね、利用者に対して周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関して必要な事項の説明、またですね、苦情等があった場合への対応はですね、適切かつ迅速に対応しなければならないと法律の中で事業者には義務付けられているものでありまして、それらに対する指導、監督、改善命令の権限はですね、都道府県知事にあることが規定されております。これは先ほど議員が申し上げた通りでございます。このようにですね、法律及び法の施行要領、ガイドラインですね、定められております。苦情等への対応についてはですね、ガイドラインでは深夜早朝を問わずですね、常時対応または電話により対応する必要があるとあります。法律等によ

りですね、きちんと整備がなされていることから、町としましては独自のルール等をですね、設けることは現在検討しておりません。

○議長（早川正也）

東愛乃議員。

○1番（東愛乃）

県の指導の管轄であるっていうことですが、なかなか県が町まで来て施設の様子を見るということとはできない。なかなかできないと思うんですよね。ですので、町にそういう施設ができたなら、町の役場の方も県と連携してチェック。こういう表示義務がありますよね。こういうのが掲示ちゃんとされているのか、緊急連絡先が記載されてるのかっていうのをチェックする必要があると私は考えています。

提案事項としまして、貸別荘・民泊等の適正な運営に関する条例又は要綱の設定、騒音、駐車、ゴミ出し、苦情対応などの明文化、24時間対応可能な責任者の連絡体制整備と表示義務化、地域住民・自治会との連携強化、事前説明や協議、施設登録制度や届け出制による情報の可視化、台帳管理、町民が安心して通報できる専用窓口の設置。事業者の連絡先がわからなかったり、警察に連絡することに躊躇してしまったりで、結局我慢してしまっている町民が多いのではないかと思います。当町は移住定住や観光施策にも力を入れています、今後の町民と観光客の共存に向けた今後の方針はいかがでしょうか、伺います。

○議長（青木悦子）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

対応の方は県のみではなくてですね、こちらの方にあります安房保健所の方でもですね、県の本課と連携してですね、対応はなされているので、県の本課から安房保健所に連絡が行って、保健所の方から現場に確認に行くというようなシステムをとっていることは確認しております。またこちらのですね、方につきましては、比較的新しい制度でありますのでですね、今後、こういった貸別荘等が増えることで、町民の方ですね、利用者の間でトラブルが生じる可能性もございますが、町としましてはですね、法律等に則りましてですね、千葉県を担当部局であります健康福祉部もしくは安房保健所、場合によってはですね、通報ためらわずに警察に連絡等ですね、相談内容に応じて相談先の方ですね、窓口の方をご案内してまいりたいと考えております。

○議長（早川正也）

東愛乃議員。

○1番（東愛乃）

安房保健所に先日聞きに行ったんですけれども、そちらの方では保健所としては衛生管理の部分の指導しかできませんと言われてしまいました。観光と住環境の調和を図るためにも、町として明確な方針を持ち、適切な対応体制を整備することが不可欠です。

住民の生活を守りながら、観光地としての魅力も損なわない仕組み作りをぜひ前向きに検討していただきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長（早川正也）

はい。以上で東愛乃議員の質問を終了します。

◎散会の宣言

○議長（早川正也）

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

明日6月11日は午前10時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午後 4 時 1 1 分 ……………

令和 7 年 第 3 回 鋸 南 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程〔第 2 号〕

令和 7 年 6 月 1 1 日 午前 1 0 時開議

- 日 程 第 1 一般質問〔2 名〕
1 2 番 鈴 木 辰 也 議員
6 番 笹 生 あすか 議員
- 日 程 第 2 議 案 第 1 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 3 議 案 第 2 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日 程 第 4 議 案 第 3 号 南房総広域水道企業団の解散に関する協議について
- 日 程 第 5 議 案 第 4 号 南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日 程 第 6 議 案 第 5 号 南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議について
- 日 程 第 7 議 案 第 6 号 令和 7 年度鋸南町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日 程 第 8 議 案 第 7 号 令和 7 年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日 程 第 9 報 告 第 1 号 令和 6 年度鋸南町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（12 名）

- | | | | | | | | |
|------|-----|-----|----|------|-----|-----|----|
| 1 番 | 東 | 愛 乃 | 議員 | 2 番 | 篠 宮 | 真 樹 | 議員 |
| 4 番 | 柴 本 | 健 二 | 議員 | 5 番 | 秋 山 | 柳 三 | 議員 |
| 6 番 | 笹 生 | あすか | 議員 | 7 番 | 早 川 | 正 也 | 議員 |
| 8 番 | 竹 田 | 和 明 | 議員 | 9 番 | 大 塚 | 昇 | 議員 |
| 10 番 | 青 木 | 悦 子 | 議員 | 11 番 | 緒 方 | 猛 | 議員 |
| 12 番 | 鈴 木 | 辰 也 | 議員 | | | | |

欠席議員（1 名）

- 3 番 中 村 基 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	白 石 治 和	副 町 長	内 田 正 司
教 育 長	富 永 安 男	総務企画課長	吉 田 修 一
税務住民課長	菊 間 寛 之	保健福祉課長	小 川 亮 一
地域振興課長	重 田 正 行	教 育 課 長	安 田 隆 博
建設水道課長	齋 藤 正 樹	会 計 管 理 者	笹 生 い づ 子
総務管理室長	富 永 恭 子	監 査 委 員	増 田 光 俊

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長 富 永 繭 子 書 記 曾 田 敦 子

…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

◎開議の宣言

○議長（早川正也）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、3番、中村基議員から欠席届が出ております。

◎議事日程の報告

○議長（早川正也）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておきました。

◎一般質問

◎12番 鈴木 辰也

○議長（早川正也）

日程第1、一般質問を行います。はじめに12番、鈴木辰也議員の質問を許します。質問席へ移動してください。

〔12番 鈴木辰也 質問席に着く〕

12番、鈴木辰也議員。

〔ベルが鳴る〕

○12番（鈴木辰也）

私は鋸南町消防団について、観光施策について、老人福祉センターの運営についての3点質問します。

まずは、鋸南町消防団について質問します。鋸南町消防団は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わず、その地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。

消防団員数の減少は、鋸南町のみならず全国的な問題になっています。総務省消防庁の調査によると、今年4月1日時点で、前年比2万908人の減の76万2,670人と、過去最少を更新しました。統計が確認できる2013年以降、初めて全47都道府県で減少をしました。入団者は8年ぶりに増加しましたが、退団者がそれを大きく上回り、2年連続で2万人超の大幅減となったとのことでした。

鋸南町の消防団の団員の定数は、団、本部、本部付女性団員、1分団、2分団、3分団、4分団の合計199人となっています。しかし、令和7年度当初の消防団員数は146人と、各分団とも定数の団員数が確保できていません。このような団員数の減少と団員構成の変化が消防団の運営に影響を及ぼし、適正な規模の活力ある消防団の確保をいかに図っていくかが各地域・市町村の切実な課題となっています。今後の団員確保について、町の考えを伺います。

続いて、観光施策について質問します。都市交流施設・道の駅保田小学校の来場者は年々増加し、昨年度の来場者数が97万人を超えたとの報告がありました。今後、この来場者の皆さんに、町内を回遊してもらうことが大変重要になってきます。今年度は道の駅きよなんの観光物産センター改修工事が計画されており、道の駅保田小学校、道の駅きよなん、佐久間ダム公園など、それぞれ核となる施設がありますが、町内を巡ってもらうための施策を、町はどのように考えているか伺います。

3点目は、老人福祉センターの運営について質問します。今後の笑楽の湯の平日の営業時間延長について検討するために、令和7年1月から3月までの3ヶ月間、試験的に平日利用時間を3時間延長しました。試験期間終了後、検証をし、今後の時間延長のあり方を検討した結果、町の判断を伺います。

以上1回目の質問を終わります。

○議長（早川正也）

鈴木辰也議員の質問について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

鈴木辰也議員の一般質問に答弁をいたします。ご質問の1件目、鋸南町消防団についてお答えをいたします。消防団は地域防災の要として、住民の安全安心の確保のために

必要な組織であるわけでありまして、消防活動だけではなく、火災予防・警戒活動や応急救護などの住民指導、災害時の救助救出活動、避難誘導など多岐にわたり重要な役割を果たしております。しかしながら、全国的に消防団員数は減少する一方で、この状況は本町においても例外ではなく、令和7年4月1日現在、消防団員数は146名、10年前の167人に対して13%、21人の減、定数の199人に対して27%、53人が不足している状況となっており、このままでは、地域の消防力・防災力の低下を招く、危険な状況であると認識をしております。

少子高齢化や就業構造の変化、住民意識の変容などの社会環境の変化に伴い、消防団員の高齢化、サラリーマン団員の増加などの課題もある中、消防団員を確保するため、広報誌などへの活動状況の掲載や二十歳を祝う会でのパンフレット配布など広報活動を行っております。

また、消防車の運転に必要な免許取得に際して、準中型免許取得費用の2分の1を補助する制度につきましては、免許制度の改正に併せて、令和6年4月から補助額の見直しを行いました。消防団員にも補助制度が認知され、今年度は、8名が制度を利用して免許取得をする予定であると担当より報告を受けております。

このほか、安心して参加・活動できる環境の整備として、出動時の私有車事故に対する保険への加入、加えて、平時の消防団員の負担を軽減するため、訓練や式典などの実施方法の変更や操法大会への参加の取りやめなどの見直しも行っております。

いずれにしましても、災害時には地元をよく知っている消防団の力が必要不可欠であると認識をしておりますので、消防団員の意見のほか、常備消防や消防委員会など関係機関からご意見をいただき、どのような方法が消防団員減少の抑制に繋がるか引き続き研究していくとともに、消防団員の確保に努めてまいりたいと思います。

2件目の観光施策についてお答えいたします。都市交流施設・道の駅保田小学校は、平成27年12月のオープン以降、さまざまなメディア等で取り上げられることで注目を集め、全国有数の道の駅として定着しつつあり、多数の自治体などから視察にも訪れていただいております。昨年度の来場者は約97万人と、100万人が視野に入る水準となり、都市交流施設全体の売上高も10億円を達成いたしました。

令和3年3月に策定した「鋸南町総合計画・前期基本計画」では、観光振興における主要施策として「観光のための周遊ルートの確立」を位置付けており、周遊手段の確保も含め、町内への回遊性を高めていくかは、地域経済の活性化を図る上で大きな課題であると認識しております。

現在、町内の回遊を促進するための取り組みのひとつとして、水仙まつり期間中に、めぐるっと鋸南実行委員会主催による「ぐるっと水仙QRスタンプラリー」が実施されており、このスタンプラリーでは、道の駅保田小学校、道の駅きょなん、笑楽の湯、佐久間ダム公園など全7か所をスタンプのポイントとしており、昨年度は約200人の参加があったところでございます。

この取り組みは、観光客が町内を楽しみながら回遊する機会を提供できることから、観光協会や商工会など関係団体等との連携を強化して、観光客の受け入れ拡大に向けた

スタンプラリー等を検討してまいりたいと考えております。このほかにも、都市交流施設内の幼稚園では、オープン以降、町民有志による「鋸南みまもり隊」が中心となって、町内の名所を巡る、複数のハイキングツアーを実施いただいております。また、ゴールデンウィークに都市交流施設で行われた田植え体験では、観光客の回遊施策として、保田漁協ばんやと連携をし、参加者96名に「ばんやの湯」の半額券を配布し、31名の利用があったと聞いております。

都市交流施設には、令和3年度から電動アシスト付き自転車を配置しているほか、観光案内所にはレンタサイクルも用意しておりますので、自転車を使用し、気軽に町内を巡ることができるような推奨ルートの設定や、安全性を高める環境の整備も今後は必要であると考えております。

一方で、こうした取り組みに関する情報発信が不足をしているとも認識しておりますので、関係機関と連携しながら、さまざまな媒体を活用をし、発信の強化にも取り組んでまいります。

また、町内を周遊する交通手段として、都市交流施設には、町営循環バスが乗り入れているところではありますが、運行本数等の課題もございますので、昨年度設置された鋸南町地域公共交通活性化協議会と連携をして、観光客の方々にとっても利用しやすい二次交通の整備も検討していきたいと思っております。

3件目の老人福祉センターの運営についてお答えをいたします。ご質問の3か月の3時間延長の試験期間の終了後、今後の町の判断を伺いたいについてでございますが、令和7年1月から3月の期間におきまして、15時半から18時半まで、3時間の利用時間延長を試験的に実施をいたしました。その利用者数及び収支についてご報告をいたします。

時間延長の利用者につきましては、1月から3月の合計は、757名で、うち町内の利用者が447名、町外の利用者が310名となりました。時間延長分の収入につきましては、町内利用者が13万950円、町外の利用者が15万3,500円の合計28万4,450円となりました。時間延長に係る支出といたしましては、1月から3月の令和5年度決算を基に必要経費を算出したところ、人件費が62万8,701円の増、光熱水費が9万7,022円の増、燃料費が17万944円の増、合計89万6,667円となったわけでありまして、また延長期間中、希望利用時間のアンケートを実施をし、その結果につきましては、アンケート回答者46名のうち、従前の10時から15時半を希望する方が17名、12時から18時半を希望する方が21名、10時から19時半を希望する方が5名、夜間のみの17時半から19時を希望する方が3名という結果でございました。

延長期間中において、大きな混乱、苦情等はなく、円滑に運営をすることができたと認識しておりますが、延長時間に対応する施設の会計年度任用職員について、必要数の職員確保ができず、正職員の時間外勤務という形で対応し、働き手の確保については、課題となりました。

検証内容を踏まえ、総合的に検討をいたしました結果、通年を通しての平日の利用時間延長は一旦を実施しないこととさせていただき、現在実施しております土日祝日のみの利用時間3時間延長を継続し、利用時間の延長を希望する方々の声にも応じる形で運営させていただきたいと考えております。

今後は、季節やイベント開催等にあわせて利用時間を変更するなど柔軟な対応を検討をさせていただき、利用者の増加を目指し、町の周遊観光の一拠点となる満足度の高い施設としてご利用いただけるよう運営をしていきたいと考えております。

以上で、鈴木辰也議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（早川正也）

鈴木辰也議員、再質問はありますか。はい、鈴木辰也議員。

○12番（鈴木辰也）

それでは消防団について再質問します。鋸南町の消防団では、団員確保のために分団役員を終えてからも平の団員として残って団員活動を続けていただいている団員がいるという状況にもあります。消防団員の募集については、各分団で募集を行っているわけですが、個人情報保護法が施行されてからは、対象年齢に当たる人のですね、情報が得にくくなっているのが現状ではないでしょうか。

町では、様々な広報活動を行ったり、安心して参加活動できる環境を整備するなど、様々な見直しを行っているとの答弁でした。それでもまだまだ、なかなか団員を確保するというのは厳しい状況にあります。答弁にもありましたけども、出勤時の自家用車の保険をかけていただいたというのは本当にですね、団員にとっても安心して出動できる一因にはなっていると思います。ただ、そのような状況の中において、道路交通法が改正され、平成29年3月を基準に、免許の運転できる車両が変わり、準中型免許が新たに設定をされました。そのために取得した時期によっては、普通免許では水槽付消防車が運転できないという団員が出てきている状況だと思います。今年度は8名の方が申請があって、免許を取りに行っていただけということでしたけども、実際にですね、今、水槽付消防車を運転できない団員が何名ぐらいいるか町は把握してますでしょうか。

○議長（早川正也）

総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

大変申し訳ありませんが、その数については、ちょっと町の方では把握しておりません。ただですね、まだ資格を取ってない、介助されてない方も複数いるというふうな認識はございます。

○議長（早川正也）

鈴木辰也議員。

○ 1 2 番（鈴木辰也）

できるだけ消防団員全員の方がですね、水槽付消防車が運転できるような状況にしていだきたいと思うんですね。それで準中型の免許を取るには、これが平成29年の3月以降に取得した人は大体15、6万かかる。それで2分の1の補助で8万円ということになってると思うんですけども、この8万円もですね、自分が出して、時間を作って取りに行っていくってことはね、なかなか躊躇する人もいるんじゃないかなというふうに私考えて、消防団に入るメリットとして、補助をですね、全額ね、見てあげるとはね、できないのかどうか。そのところはいかがでしょうか。

○議長（早川正也）

総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

すいません。先ほどの答弁の中でですね、すいません、消防団員の免許状況を把握してないってお話させていただきまして、今回鈴木議員さんから一般質問を受けた中でですね、今後は消防団員が参加希望、入る時、継続する時の同意書の中にですね、その免許証についても把握していこうということとちょっと内部で話し合ってたことがありましたので、その点について先ほどの答弁に追加させていただきたいと思います。

その他にですね、議員さんの方からご提案ありました全額補助にしてはどうかということですが、現在鋸南町ではですね、準中型免許取得費用の2分の1を補助する制度を設けておりまして、この補助制度は、町の財政状況を考慮しつつ、免許取得を支援するための適切なバランスをとることを目的としてやっております。全額補助につきましてはですね、財政負担の増加や公平性の観点からですね、慎重に検討する必要があると考える次第でございます。免許取得は個人の資格にもなりますし、町が全額を負担することによりましてですね、他の支援制度との整合性を考えた場合、なかなか慎重に判断していかなければいけないというふうに考えております。また現在の補助制度でもですね、多くの方に活用していただきまして、一定の効果を上げていることから、現行制度を維持するような考えが妥当であるんじゃないかというふうに今は判断しております。しかしながらですね、やはり今後の情勢を考えますと、議員さんのご提案のことも考えられると思いますので、その辺につきましては、関係機関と協議しながらですね、良い方法を考えていきたいと考える次第でございます。

○議長（早川正也）

鈴木辰也議員。

○ 1 2 番（鈴木辰也）

いろいろな財政状況という話もありましたけども、子どもの医療費無償化、また給食費無償化、これをやはり町は行ってるわけですよ。そういうことを鑑みてもですね、消防団という組織を維持するために、必要であれば、私はそれはやっていっていただきたいというふうに思います。南房総市も実際全額補助を実施してまして、それにはいろいろな条件があります。それは南房総市は南房総市の条件があると思います。もしそう

いうことをやるのであれば、鋸南町の方もですね、きちんとした条件づけをして、何年以上在籍していただかなくてはならないとか、消防の出動の割合ですか。それをね、6割7割ちゃんと出てくださいとか、いろいろな条件付けができると思いますけども、財政については、給食費の無償化についても、医療費の無償化についても、やはり1,85、60万のそれぞれのお金を使って補助をしているわけですし、それもほぼ一般財源、子ども医療費については県の補助金が3割、給食の方は大体6から7%ぐらいの補助で、あとは一般財源で出してるわけですから、そういったことを考えたらですね、どこにお金を使うかっていうのは、私は消防団の存在意義ってのは非常に今、いつ災害が起きるかわからないような状況にあることにおいて、非常に重要だと考えておりますんで、団員の確保に期するのであれば、それが2分の1から今度は3分の2とか4分の3とか徐々でもいいからですね、団員の負担が軽くなるような、そして団員の確保に少しでもね、寄与するような施策であれば、私は町は取り組んでいていただきたいと思いますけども、いかがですか。

○議長（早川正也）

総務企画課長。

○総務企画課長（吉田修一）

確かに議員さんおっしゃる通りだと思います。消防車が災害等の出動時にですね、免許がないから目の前に消防車があっても出せないというような状況はあってはならないことだと考えている次第でございます。しかしながら、全体的にですね、先ほど議員さんがおっしゃった通り、南房総市の方では全額補助をやっている。4年以上の経験がありとか、制限をつけてですね、やっているということもございますので、うちの方もですね、今消防車に水槽をつけて、重量もなかなか重たいものになってますので、即時出動してですね、すぐ火が消せるような体制を確立するためには、やはり免許を取っていただくというのが一番大事だと思っておりますので、その辺も含めまして検討してまいりたいと考えておりますが、常備消防におきましてですね、今人員がだいぶ減っておりますして、人員確保が難しくなっておりますして、突発急務等に生じることでですね、勤務人員を補えず、消防車両が運用できない欠隊というような状況も一部出ているというような話がありました。それに伴いまして、消防力の低下や国が進める働き方改革なども考慮しましてですね、令和7年度272人だった常備消防の職員について、300人程度まで、30人ほどですね、増やす計画を今進めていきたいというような話もございます。そうしますと、町におきまして、大体年間300万円ずつ増えていくような計画となっておりますので、消防費についても、新たな支出が伴う部分がございますので、その辺も含めまして、今後考慮していきたいと考えている次第でございます。

また先ほど子ども医療費、学校給食の事例も出していただきましたが、そちらにつきましては、過疎対策事業債のソフト事業を充てている部分もございますので、消防団のこちらにつきましても、そういうことができないかというのを検討しまして、有利な財源がありましたら、控除できるような体制を考えていきたいという次第でございます。

○議長（早川正也）

鈴木辰也議員。

○12番（鈴木辰也）

安房消防、本職の方の人たちも大変だと。消防っていうのはですね、本当に町長の答弁にあったように、地域の災害の発生した時の要になりますから、そのところをしっかりと考えていただいて、検討していただきたいと思います。

続いて観光施策について質問します。鋸南町総合政策・前期基本計画では、周遊手段の確保も含め、観光振興における主要政策として、観光のための周遊ルートの確立を位置づけており、回遊手段の確保も含め、町内への勧誘を高めていくことは、地域経済の活性化を図る上で大きな課題と捉えているってような答弁でした。

総合計画については、2021年から2030年、それで、前期基本計画は21年から25年、今年度が最終年度になります。そういう中でですね、観光振興で、計画の中でうたわれている観光資源のブラッシュアップ、または周遊ルートの確立等、ここにうたわれているんですが、まずどういう順序立てで行っていくかっていうのは非常に大事なことだと思って、これにはやっぱり、鋸南町の中には、文化的遺産とかいろいろなそれぞれの観光資源があります。その観光資源のブラッシュアップをしましょうって書いてありますね。それで、そして周遊ルートが今度はそこで確立できたら、それで情報を発信して、その鋸南町の町内を回遊してもらうというようなことだと思うんですが、この目的と手段、その手段として、まず観光資源のブラッシュアップ、これについてはですね、頼朝の上陸地、鋸山、菱川師宣の誕生地とか醍醐新兵衛のお墓、そういったものがいろいろとあるわけですから、そのブラッシュアップをするにはどういうことをね、前期基本計画、21年から始まって、町はその中でもどういったことを取り組んできたのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（早川正也）

はい、地域振興課長。

○地域振興課長（重田正行）

この総合政策に位置づけられている観光のための周遊ルートということで、観光資源のブラッシュアップということですけども、観光部門の担当としては、観光資源を活かすっていうことを情報発信も含めて行ってきたんですけども、今議員ご指摘の文化的遺産についてはですね、私ども観光資源としての価値というものに、あまり取り組んでこなかったという反省もございます。文化的な資産とですね、観光の海水浴であるとか、道の駅であるとか観光施設の融合といいますか、そういうのができてなかったという反省点もございますので、今後は、議員ご指摘いただいたように文化的な遺産も含めてですね、情報発信していくように努めてまいりたいと思います。

○議長（早川正也）

鈴木辰也議員。

○12番（鈴木辰也）

情報発信をという今、課長の答弁でしたけども、鋸南町のホームページの観光でしたかね、観光情報というところですね、開けると、やはりね、散策ルートとかマップ、この散策ルートについては、何コースかありましたけども、これが2019年の12月の6日が最後の更新で、もうそれから何年も経って更新されてないわけですね。だからそういうところをしっかりと情報発信をするのであれば、せめて季節ごとに年4回更新していくとか、そういうことをやらないと、見た時に5年前の情報で大丈夫かなとか、そういうところがですね、まだまだ私足りてないんじゃないかなというふうに思っています。それをしっかりと、誰がいつ担当を決めてですね、誰がいつまでにやるかということは、しっかりと町の方で決めていただいてね。それは今、なぜこの情報発信が大切かっていうことは、先日、スーパーで、駐車場でですね、市川ナンバーの車の若い女の人、4人が隣に停まってて、携帯見ててでしょうね。この近くに菱川師宣のごめんなさい。頼朝の上陸の記念碑があるから行ってみようねっていう話をしてたんですね。だから、直接、あるいは隣では聞きかじりですけども、小雨が降ってたけども、多分言ったと思いますよ。今そういう携帯で、今ここに来た時に、鋸南町のある場所にいたらこの近くで鋸南町のそういう見れるような場所がどこにあるかっていうのはね、すぐ見えるわけですよ。だからいかに情報発信が大切かっていうことはね、その時も感じたし、それでホームページも見たんですけども、残念ながらなかなか更新が随時されてるような跡が見えなかった。だからそれについてもね、しっかりと情報発信っていうのはその時その時の情報っていうのが私は大切だと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますけど、その点についてはいかがですか。

○議長（早川正也）

地域振興課長。

○地域振興課長（重田正行）

ご指摘ありがとうございます。今のご指摘、真摯に受け止めてですね、地域振興課内でも情報発信を市町を中心にですね、これから体制の構築に組んでまいります。合わせてですね、観光協会とか道の駅保田小学校とか、町以外にも様々な情報発信していただけたところもございますので、情報提供を密にしてですね、どの施設でも同じような情報が得られるように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（早川正也）

鈴木辰也議員。

○12番（鈴木辰也）

そうですね。道の駅保田小学校、本当にもう今100万人の来場者が見えてきたということで、それはもうそこを核して周遊してもらおうっていうのは、誰もが思うことで、そこをまず一番に考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうには思います。100万人の1%の人が町内を回遊していただければ、1万人の人が年間町内を回遊していただけるわけですから。

それで道の駅保田小学校ではね、電動付きの自転車があつて、道の駅のホームページにはデータとして載ってますけども、道の駅にもちゃんとこういう、自転車のサイクリングの60分・120分・180分の3コースが一応はここで載って、お客様には来場者には多分お配りして、自転車を借りた人にはね、配ってるんじゃないかなというふうに思います。それで、これもね、裏もね、ちゃんと食べるところが載ってるわけですよ。そうすると、半日コースとか1日であれば、ずっとぐるっと回って、食事をしてくれたとか、ある場所について、ここも行きましてということで、町内を回っていただければね。そのレンタル料の一つは3千円っていうのは、1日3千円っていうのが、非常に私はネックになってるんじゃないかなと。それをいかに借りていただいて、周遊をして、自転車は一つの周遊の交通手段の一つですから、それはね、ご飯を食べてきていただいたら半額返してあげますとか、そういったこともね、道の駅の方とやっぱり町は1回、月に1回会議をしてるわけですから、そういう情報を共有していただいて、そういったところにもですね、取り組んでいていただきたいというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（早川正也）

地域振興課長。

○地域振興課長（重田正行）

今ご指摘いただいたレンタサイクルについては、令和6年度の実績で124名の方がご利用いただいております。月に10件程度ということで、時期によって多少増減はありますけども。平均すると月10名程度がご利用いただいております。今1日3千円ということでですね、料金の妥当性についてということでございますけども、議員ご提案あったように、食事をしていただいたら多少割引く。こういった形でですね、利用の促進のための方策ができるかちょっと今ここで即答できませんけども、月に1回指定管理者とですね、連絡調整会議を行っておりますので、今いただいたようなご提案も含めてですね、指定管理者の方と協議をしてみたいと考えています。

○議長（早川正也）

鈴木辰也議員。

○12番（鈴木辰也）

道の駅に車で来ていただいて、そこに停めて、二次交通でどっか町内を回りましょう。そういった時にはこの電動付きの自転車っていうのは、非常に私は有効な移動手段だと思っておりますので、ぜひですね、検討をしていただいて、できる限り稼働率が上がるように努めていていただきたいというふうに思います。

それでは3点目の老人福祉センターの運営について質問をします。笑楽の湯を3ヶ月間、3時間の利用時間延長を試験的に行い、総合的に検討した結果、通年を通しての平日の利用時間延長は一旦実施しないということでした。答弁の中では、大きく実施しないと判断した要因が三つあるんじゃないかなというふうに思いました。そのうちの一つは、費用対効果を考えた時に、収支については、3ヶ月間3時間延長したことでの収入

合計が28万4,450円、支出が89万6,667円。差し引き61万2,217円が赤字費用が増えたということになりますけども、3ヶ月間でこの数字、この金額をどう見るか。思ったより少なかったのか、かかったのか。私はそこんところは、町はどのように判断したのか、お伺いします。

○議長（青木悦子）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川亮一）

61万2,217円の赤字ということで、月にすると20万円、年間にすると240万円。240万円の数字が高いと捉えるか安いと捉えるかっていうのはですね、それぞれの見方があるかと思うんですが、我々の判断としては、赤字幅がですね、昨今、令和5年度には890万円のマイナス計上がですね、令和6年度になりまして、会計年度任用職員の人件費、また光熱水費の増、燃料費の増等でですね、今のところまだ決算認定を受けていないところなんですけど、1,270万円の収支、赤字幅、赤字というかですね、収支のマイナスが広がっているという現況を見ますと、240万円は、これ以上広がるのは避けたいというのが考えでございます。以上です。

○議長（早川正也）

鈴木辰也議員。

○12番（鈴木辰也）

わかりました。2点目ですが、アンケートの結果ですね、回答者が46名、そのうち従来通りの営業時間が17名、基本的に終了時間が18時半から19時半を希望する方が29名。アンケートを回答いただいた方の6割が、6割強の利用者の方が延長を希望しているというふうに考えられるんですけども、この点についてはどのように受け止めていますでしょうか。

○議長（青木悦子）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川亮一）

このアンケート結果なんですけど、一番多いのが12時から18時半を希望ということで、これは始まりの時間じゃなくて、やはり終わりの時間が欲しいというアンケート結果だと捉えております。ただ10時から、現状通りという方も17名おりますので、遅い時間を希望している方は多いという認識はあります。以上です。

○議長（早川正也）

鈴木辰也議員。

○12番（鈴木辰也）

それでは3点目なんですけど、延長時間に対応する施設の会計年度職員について、必要数の職員確保ができなかったということですけども、これについては試験的に行った期間が3ヶ月間と限られていたんで、なかなかその3ヶ月間だけ働いてくださいよっていう職員の募集がなかなかできないんじゃないかなというふうには思ったんですけど、これ

が通年通してやれば確保できたのかもしれないし、職員の確保についてはどのように町は受けとめているのでしょうか。

○議長（青木悦子）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川亮一）

職員の確保なんですが、この試験期間中にですね、やはり時間が延びたことによって、普通の働く8時半から5時の職員以外に、5時半からいろいろ片付け等もあって、7時半から8時まで働く職員が2名必要だということで、この1名は確保がされたんですが、もう1名が確保できずに正職員対応となったということになってます。このですね、5時半から8時の時間というのはやはり勤務時間的にも短くて、対価の支払いもあまり確保できないということと、それから一番忙しい時間、肉体労働的には一番厳しい時間と捉えておりますので、あと会計年度任用職員もですね、現在、昔がっていうわけじゃないんですけど、会計年度職員さんも結構いろいろ期末勤勉手当が出るようになって正職とあまり変わらない取り扱いになっておりますので、誰でもいいというわけではないと考えております。その中にはパソコンが使えなければいけないということもありますので、そういうことも鑑みて、職員の確保はなかなか難しいのではないかな。ただ全くないとは思っておりません。以上です。

○議長（早川正也）

鈴木辰也議員。

○12番（鈴木辰也）

この試験を行った期間が1月から3月、この冬の時期で暗くなる時間も早いし、それでは夏にやったらその結果がどうだったのか、それはやってみなければわかりませんが、私は試験3ヶ月間の試験運用をやる時に、私は年間通してやってほしいということを補正予算の時に要望をしました。それで年間通してやれば、1年間の季節ごとの増減もわかるし、これは1月から3月まで寒い時期で夜本当に夕方出てくるか、暑ければ暑い夏とか秋とか春先とかですね、他の時期にやった時に同じ結果だったのか。それが数字的に赤字が今の答弁を聞くと、赤字幅が、赤字がなくなればやってもいいのかなってというような町の考えかと思うんですけども、それはこの3ヶ月の試験運用で本当に答えを出していいのか。そこはね、私は少し違うんじゃないかなというふうに思います。せっかく温泉を引いて、いい施設になってきてるわけですから、中もエレベーターをつけたり、待合所のところを改装して綺麗にしたり、前の温泉を引いた時の状況と比べても、ずっとですね、施設的にはいい施設になってきてるわけですから、できるだけ多くの人に利用していただきたいというのは、思いがあります。それで最終的にですね、町は何のためにやったのか。これが黒字だったら年間通してやって、年間通したら赤字だったらやめますなのか。それはその時その時の利用状況によって、わからないところはありますけども、それではですね、町がこの試験の結果、延長をやるやらないの判断基準っていうのが、本当にこの年間240万円の赤字だけなのか。それ以上に、そういう

利用者の人の利便性を考えれば、そのくらいの負担は仕方ないと考えなかったから止めたということでしょうけども、その赤字幅がどのくらいまで、ゼロならばもちろんやるって判断はするんでしょうけども、他の季節の試験的運用っていうのはもう今後やらずに、もうこれで時間延長は基本的には、絶対とは書いてないんで、基本的にはやらない方向で進んでいくという理解をしてよろしいんでしょうか。

○議長（青木悦子）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川亮一）

ちょっと明確な答弁になるかどうかわからないんですが、町長答弁にもありますように、一旦実施しないことということで、一旦ということなので、再開もあり得ると認識しています。ちょっと質問の趣旨と変わるかもしれないんですが、我々は一般質問を受けまして、いろんなデータをですね、ちょっと整理して、6年度のデータ等を整理したところですね、平日の1時間ごと10時半から始まって、失礼しました、10時半までに受付した人が何人、1時間ごとに区切っていったわけなんですけど、それを土日祝日あと平日と分けてですね、そういうものも資料として捉えたところですね。土日祝日が試験運行と同じ時間帯ですので、その統計をとったところですね、一番多いのは5時半、失礼、3時半から4時半が2,080人。それからですね、6時半から7時半、すいません、4時半から5時半ですね。16時半から17時半が1,853人ということで、その後の1時間、最後の1時間については1,194人と、やはりガクンと落ちるところなんです。ですので、こういうところも、あと平日のデータは最後の3時間延長がないので、平準化されてるところなんですけど、そういうデータを見ますと、これから見えてくることで、5時半まで、今試験運行は6時半までやったんですが、5時半まででいいんじゃないか。前の始まりの方をまず2時間ずらすとかですね、そういうことも考えてですね、それを季節によって変えてみる。あまり季節、4季節になってしまうとまた混乱を起こしてしまうので、前期後期みたいな、半年ごとですね、また統計的に見て、こうした方がいいんじゃないかということも、検討に入っているところでございます。以上です。

○議長（早川正也）

鈴木辰也議員。

○12番（鈴木辰也）

今、時間ごとのね、人数を報告いただきましたけども、これは最終の終わりの時間が6時半だから、私はその1時間前ぐらいの人数が多いっていうのは、理解できるんですよ。これが5時半までにしたら、本当に5時半で終わるのに、その時間帯に来てゆっくり急いで入ってくださいって言って入るのか、お風呂にせっかく温泉に入りに来たんだからゆっくりしたいっていう人は、やはりある程度時間を見て入りに来ると思うんですね。ですから、以前まだ時間延長してない時に、時間延長をしたらどうですかという質問をした時に、同じように2時間延長をして、けども、最後の1時間はあんまり人が

来ないと。だけでもそれは最後の1時間でゆっくり入れないから来ないんじゃないですかと。それでもう1時間、これが5時半じゃなくて6時半であれば、5時から5時半の間に来てゆっくりして帰ると。これがもし5時半にしたらですね、私はこの4時半から5時半という来る人の人数っていうのは多分減るんじゃないかなというふうには思います。ですから、これはもちろん町の考え方ですんで、それを強制するあれはないんですけども、せっかくいい施設になってきていて、本当に平日3時半でいいのか。もう少し時間を延ばしてね、今5時半だったら5時半でも、平日は2時間延長でもそれはいいかもしれません。だから少しでもね、利用者の人に使いやすい時間帯の営業時間にしていただければ、私はありがたいなというふうに思います。以上で質問を終わります。

○議長（早川正也）

以上で鈴木辰也議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩します。再開は11時ちょうどにします。

…………… 休憩・ 午前 10時51分 ……………
…………… 再開・ 午前 11時00分 ……………

◎一般質問

◎6番 笹生 あすか

○議長（早川正也）

休憩を解いて会議を再開します。6番、笹生あすか議員の質問を許します。

〔6番 笹生あすか 質問席につく〕

○議長（早川正也）

6番、笹生あすか議員。

〔ベルが鳴る〕

○6番（笹生あすか）

私からは、地域医療について、企業支援についての2件の質問をします。

1件目は、町内唯一の入院機能を持つ鋸南病院を中心とした地域医療についてです。公立病院経営強化プランとは、病院事業を設置する地方公共団体が持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な経営強化の取り組みを記載するものです。

鋸南病院は経営強化プラン策定から1年経過し、2025年5月1日からは全病床を地域包括ケア病床へと変更しました。この地域包括ケア病床とは、急性期の治療を終えて、病状が安定しているものの、経過観察やリハビリが必要だったり、在宅生活復帰のために支援が必要な方、在宅復帰のために他職種と連携しながら体院調整し、在宅療養の準備を進めたり、また在宅療養されていたけれども、急性疾患により入院が必要にな

った方、レスパイトと言われる家族の事情で見られなくて一時的に在宅療養が難しくなった方などが、すぐに退院することが難しい方を対象とした病床です。

地域包括ケア病床の目的は、患者さんが在宅に戻った時に、その人らしく生活できる体と環境を整えた上で退院できるようにすることです。

町内の医療機関の今後については、個人医院の医師の高齢化によったり、様々な問題で、町民の方々の不安は大きく、相談も増えています。

そこで3点質問します。1点目、全病床を地域包括ケア病床とした経緯と現状はどうか。2点目、経営強化プランの進捗と達成状況はどうか。3点目、今後の鋸南病院の運営について、町はどう考えているか。

続いて2件目は企業支援についてです。鋸南町総合計画の前期基本計画は、今年度が最終年度となります。町の課題として、地域経済基盤の確立が挙げられて、基本目標にも活気あふれる産業のまちとして、様々な施策があります。雇用対策と就労支援として、多彩なビジネスモデルの開拓により、定住移住に繋がる雇用拡大とともに、新しい活躍の場所の増加を目指しますともあります。近隣市と比べて、企業支援が不足しているため移住の選択先から鋸南町が外れてしまったりとか、また市への移住を決めたという方も少なくない人数いると思います。実際私のところにもそのような話が複数件入っています。現在の支援は東京都区内からとか、対象がかなり限られていますので、支援の拡充を求める声も届いています。

そこで3点質問します。1点目、鋸南町の起業支援の現状と課題は。2点目、他自治体の起業支援の現状を町はどう認識しているか。3点目、町独自の起業支援が必要と考えるかどうか。以上で1回目の質問を終わります。

○議長（早川正也）

笹生あすか議員の質問について、町長から答弁を願います。はい、白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

笹生あすか議員の一般質問に答弁をいたします。1件目の地域医療についてお答えをいたします。ご質問の1点目、全病床を地域包括ケア病床とした経緯と現状はどうかについてでございますが、地域包括ケア病床につきましては、これまでの一般病床と同様に、急性期の治療を行った患者や症状が安定した患者に、自宅や介護施設への復帰支援に向けた医療や支援をより手厚く行う病床で、急性期治療から退院支援まで一貫して医療サービスを受けることができます。また、治療方針や受け入れ体制については、転換前と全く変更はございません。

病床転換の経緯につきましては、指定管理者より、町民の方々が住み慣れた自宅や地域で安心して生活を続けたいとのニーズに応えるために、「治す医療」から「治し支える医療」へ転換をし、患者の在宅復帰支援等を行う機能を有する病床としての導入をしたと伺っております。病床転換後の現状につきましては、大きな混乱や問題等はなく、病床専任の相談員が退院支援、退院後のケアについてもサポートをし、順調に運営を行っているとの報告を受けております。

ご質問の2点目の、経営強化プランの達成状況はどうかについてでございますが、病院経営強化プランは、令和4年3月に総務省より地域医療の確保のための重要な役割を果たしている多くの公立病院において、経営状況の悪化や医師不足等のために医療提供体制の維持が極めて難しい状況となっていることから、経営強化を目的とした「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」が策定され、それを踏まえまして、本町においても、令和6年度から令和9年度までを計画期間として、令和6年3月に策定をいたしました。その中で、「役割・機能の最適化と連携の強化」、「医師・看護師等の確保と働き方改革」、「経営形態の見直し」、「新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組」、「施設・設備の最適化」、「経営の効率化等」の6つの視点で経営強化に、総合的に取り組み、持続可能な地域医療提供体制の確保をしていくとしております。また計画期間中においても、各視点において、町と指定管理者のそれぞれの視点から点検・評価を行い、必要に応じて見直すものとしております。経営強化プランの達成状況といたしましては、令和6年度は、「役割・機能の最適化と連携の強化」として、急性期病床から地域包括ケア病床への転換をはじめ、医療職の確保を行うと同時に、「施設・設備の最適化」として、施設や設備の老朽化に対する改修・更新を計画的に実施をし、費用の抑制に努めたところであります。

ご質問の3点目、今後の鋸南病院の運営について町はどう考えているかについてでございますが、町内で唯一の入院医療を提供している医療機関として、24時間の救急医療体制を維持をし、医療内容や取り組み等についても、病院ホームページや町広報などを通じて積極的に周知を図りながら、町民に愛される、親しみのある病院として、町民の医療ニーズに応えていけるよう、今後も指定管理者との情報共有・連携を強化していきたいと考えております。

2件目の起業支援についてお答えいたします。

ご質問の1点目、鋸南町の起業支援の現状と課題はどうかについてでございますが、本町は、地形的に中山間地域が多く大規模な企業立地はなかなか難しいものの、都心から車で80分程度とアクセスが良好であることから、サービス業を中心とした起業については、潜在的な可能性が多くあると認識をしております。

現状、町内での起業件数は、現行の前期基本計画がスタートした令和3年度以降、昨年度までの合計で8件、そのうち、サービス業が5件となっております。また、町の起業支援としましては、現状では、民間事業者の起業に対する支援は行っておりませんが、地域おこし協力隊に対し、任期終了の前後1年の期間を対象に「起業・事業承継支援補助金」として100万円を上限に設備費、法人登記に要する経費やマーケティングに要する経費等に対し補助をしているところであります。これまでに3年間の任期を終えて退任した地域おこし協力隊5名については、いずれの隊員も活用をいただき、全員が起業をされております。また、起業支援に関してであります、町が本年1月から2月にかけて実施した「鋸南町まちづくりアンケート」の中で、町の施策の重要度では、起業を含む「雇用対策と就労支援」が産業振興分野のなかでは特に高い結果となっております。このことから、人口減少が進む現状の中で、起業支援は優先的に取り組むべ

き課題の一つであると認識をしております。一方で、起業にあたっての相談等の支援対応においては、一定の専門知識が求められ、限りある人員体制の中では、職員の専門知識の習得が大きな課題であると考えております。

ご質問の２点目、他自治体の起業支援の現状を町はどう認識しているかについてでございますが、近年では、多くの自治体で、地域経済の活性化や雇用創出を目的に、起業を希望する方に対して、資金面や情報面、ネットワーク構築など様々な起業支援施策を展開していることは承知をしております。特に、産業競争力強化法に基づく創業支援については、県内では４８市町村が創業支援等事業計画の認定を受け、各市町村で創業を目指す方を支援をする体制を整えております。この創業支援等事業計画は、市町村が民間事業者等と連携をし、創業支援を行う取組を国が認定をするもので、市町村において「特定創業支援事業」として国が認定をしている創業支援を受け、証明書を受けることで、創業時の登記に係る登録免許税の軽減や日本政策金融公庫の融資制度での優遇など様々なメリットを受けることが可能となります。

本町においては、現在未認定となっておりますが、先般、町商工会から、本計画の作成・認定に向けて、ご協力いただけるとのお話がありましたので、今後協議を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の３点目、町独自の起業支援が必要と考えるかどうかについてでございますが、２点目のご質問で答弁したとおり、今後は、国の創業支援等事業計画の作成・認定を受けた上で、金融機関等と連携を図り、創業希望者や創業者に対する相談窓口の設置を含め、支援体制を整えてまいりたいと考えております。

また、国では、ローカルスタートアップ支援制度として、地域の人材・資源・資金を活用した地域課題の解決に資する起業・新規事業を支援をするため、民間事業者の施設整備・改修費、広告宣伝費、商品開発費や事業の企画・準備段階に係る経費等について特別交付税措置を講じております。こうした特別交付税措置制度を活用をして、関係機関等と協議しながら、必要な支援策について、検討してまいりたいと考えております。

以上で、笹生あすか議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく申し上げます。

○議長（早川正也）

笹生あすか議員、再質問はありますか。はい、笹生あすか議員。

○６番（笹生あすか）

それでは１件目の地域医療についての方から再質問をします。答弁の中にですね、治し支える医療という内容がありましたが、退院時や退院後など支える医療とは、病院としてどのような関わりをされているのでしょうか。

○議長（早川正也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川亮一）

治し支える医療は、病院完結型医療から地域完結型医療となる必要があります。その中でですね、地域での中心的な役割を果たす医療施設として鋸南病院が担っていると考えております。急性期医療が終了した患者さんに対し、一般病床であれば症状が安定すると早期退院となりますが、在宅での療養に不安がある場合には、地域ケア病床の入院を継続し、リハビリなどを行い、不安を払拭の上、退院いただくことになっております。また病床専門の相談員及び看護師長がですね、患者さんの退院支援や退院後の介護について、町包括支援センターや介護事業所と連携し、安心して在宅に戻るよう支援いたします。これが治し支える医療ということで、我々は捉えております。以上です。

○議長（早川正也）

笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

今地域包括支援センターや介護事業所との連携も病院とされてるってことなんですけれども、医療と介護の連携ということはもう本当に特に必須となりますが、今課長から答弁ありましたけれども、改めて今までのその急性期の時の病院の退院支援の体制と、地域包括ケア病床になってからのその体制、見直しとか改善っていうのを今までこうだったけど、地域包括になったからもうちょっとそこを手厚くするみたいな、そういうものっていうのはされているのでしょうか。

○議長（早川正也）

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川亮一）

鋸南病院と介護事業所、また包括支援センターは以前から密接な関係は取れていまして、地域包括ケア病床になったからといって、あまり劇的に何が変わるというわけじゃなくて、包括ケア病床ができて、地域完結型にしようという目標というかですね、そういうものが明確になったと思います。

先ほどちょっと答弁とかぶってしましますが、鋸南病院の病床専門医、看護師長等が退院後の安定した生活に繋げるため、退院が見込まれる患者さんに対し、介護サービスを受けている方であれば、担当ケアマネージャーに連携を行い、介護サービス、介護認定を受けてない患者さんであれば、町包括支援センターへ介護認定の相談を行うなど、関係性の構築をなされておりますので、改めて体制の見直し、改善等は考えてないというかな必要がないと考えております。以上です。

○議長（早川正也）

笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

以前のものをよりブラッシュアップというか、していくという形だと思うんですけれども、全国的な問題として、医療機関の職員の確保が困難ということがありますが、鋸

南病院では以前お聞きした時に、夜勤は何か派遣の方利用してたりだとか、鋸南病院の人材確保の現状というのは今どうなっているのでしょうか。

○議長（早川正也）

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川亮一）

職員の確保ということなんですが、現在は人員基準を満たしている状況ですので、人材は確保していると認識しております。ただしですね、看護職員等のスタッフの年齢が上がっていることから、次世代へ繋ぐために定期的に募集採用の必要性はあると聞いております。現在は派遣職員の採用はございません。

○議長（早川正也）

笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

本当にどの職種もだと思うんですけども、世代継承っていうか、高齢化、職員の医療とか福祉とかっていうのはどうしても職員が高齢化していて、それを若い人たちに継承していくっていうことが、どの世界でも結構大変だって聞くので、町としてサポートできるような、例えばあの広報とかお金をかけずにあまりサポートできることってあると思うので、していただければと思いますし、私も病院の評議員に先月の議会構成が変わったことによって、病院の評議委員会の方に入りましたので、そちらでも積極的にいろいろ提案していこうとは思っているのですが、やはり町一つにそれこそなあって取り組まないといけない問題だと思うので、ちょっと考えていかないといけないなと思っています。

訪問診療の充実も経営強化プランの中にありますけれども、現状はどうなっていますか。

○議長（早川正也）

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川亮一）

訪問診療は施設診療として4施設40名の方を対象に行っております。また在宅診療として9名の方を対象に行っていると聞いております。対象の方はですね、病院に連れてこられない方、また経管栄養が必要な方、褥瘡の症状がある方などに対し訪問診療を行っているとのことでした。

○議長（早川正也）

笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

施設の方々にとって、鋸南病院の存在がとてもね、大きいというのも伺ってますし、あと在宅でのお看取りっていうことも、どんどん増えていくと思うので、そこでどうしても医師の確保っていうものもなかなか厳しい。鋸南病院の場合、人数配置的に医師がお看取りの場合とか、そういうのも難しいかとは思いますが、なるべく鋸南病

院にかかっている方が安心して過ごせるような体制ってということで、やっぱり訪問診療というのはすごく大事だと思うので、継続して頑張っていたらと思います。

総務省の公立病院の経営状況に関するチェックっていう結果が5月6月頃に出るっていう話があるんですけども、鋸南病院はチェックというか、多分その経営強化プランのその経過という感じでチェックしてると思うんですが、それはどうなんですか。

○議長（早川正也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川亮一）

すいません。ちょっとチェックというのがどのようなものかってのがちょっと私わかんなかったんですけど、総務省におけるですね、経営比較分析及び経営指標の概要はですね、千葉県のホームページに過去5年分が公表されております。今載っているのはですね、決算認定を受けてない関係で、最新年度は令和5年度の経営分析となっております。

議員ご質問の5月6月に経営状況に関するチェック結果というものは、ちょっと現在はまだ我々の方に届いてない状況ですので、ちょっとわからない状況です。以上です。

○議長（早川正也）

笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

デジタル化の取り組みっていうのも入ってるんですけども、本来電子カルテの導入の進捗って確認は評議会の中で行うつもりだったんですが、たまたま昨日の夜もう一回ホームページ見てみたらですね、ちょうど6月の7日に電子カルテシステム選定公募型プロポーザルについてということが掲載されてたんです。5月末に初めて評議会に参加して、その時にもそのような、結構な費用がかかると思うので、もしそういうのがあればその時に聞きたかったなと思ったんですけども、そのような話はなかったもので、次の協議会までも時間があるため、町にちょっと確認したいんですけども、その電子カルテシステムを導入する場合、町から今、指定管理料7千万補助金あると思うんですが、それとはまた別に出すことになるんでしょうか。近隣の国保病院で電子カルテを導入した際の費用は大体5千万ほどかかったということで、それが特別調整交付金で導入経費の支出はなかったそうなんですけど、実際、鋸南で、もし鋸南病院でやるってなった場合、そういう場合のお金のそういうのはどうなるのか教えてください。

○議長（早川正也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川亮一）

電子カルテにつきましては、きさらぎ会が行っている事業ですので、公募型のプロポーザルを5月に、すみません。6月の24日頃に行うということを聞いております。またですね、その導入経費につきましては、リースで行うということを1回聞いておりま

すので、町といたしましてはその7千万円に上乗せして、支出、何か補助的な支出をするということは考えておりません。以上です。

○議長（早川正也）

笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

今のこのデジタル社会の中で電子カルテ導入していかなきゃいけないってのはわかるんですけども、その中でなるべくリースということなので、費用がどうなるかっていうのもちょっと今後聞いていかなくتهはいけないなと思うんですけども、いろいろ他の病院との繋がりっていうのも電子カルテで行われている時代なので、円滑にいくように、町もちょっと注意して見ていただければと思います。

答弁の中でも連携、密に町と指定管理病院と密に連携とって、やっていくっていう答弁ありましたけれども、以前、町と病院職員とのプロジェクトチームのようなものを作ってもらって、コロナ禍でなかなかその会議ができないっていうことだったんですけども、その会議の再開っていうのはされているのでしょうか。

○議長（早川正也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川亮一）

会議はですね、令和4年度以降は開催されておられません。しかしながらですね、鋸南病院連絡調整会議を半年ごとに開催し、事業の実施状況、運営状況など意見交換を行い検討を行っております。以上です。

○議長（早川正也）

笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

何かあればすぐに担当課から病院の方に連絡もいってると思うんですけども、それで私も何か質問した時にすぐに中を継いでいただいてスムーズなやり取りはできてると思うんですけども、やっぱり町として、いろいろ地域医療のことは考えていかなきゃいけないと思うんですね。

5月末にですね、ちょうどNHK調査の報道がありました。今経営難に陥る病院が全国的に増えていく中で、建物の老朽化が大きな課題となっていて、法定耐用年数を超える築40年以上の病棟を持つ病院が全国で1,600余りあって、全体のおよそ27%に上ることがわかったそうです。耐用年数を超えても建物は使い続けられますけれども、専門家は今のこの昨今の物価高騰で建築費などが高騰していて、老朽化していて建て替えなきゃいけなくなっても、なかなかその費用の高騰で建て替えられないっていう病院が相次ぐ恐れがあるっていうのを指摘しているそうです。なので、早め早めに計画して、今までの感覚ではなくて、結構早め早めにやっていかないといけないかなと思うんですけども、現在の鋸南病院の場所から海に近いし、川にも近いしってことで、ちょっと危ないんじゃないかって声も結構町民の方からもありますし、私もちょっとそ

こが心配なところなんですね。その場合、今の場所から移転の可能性というのはあるのでしょうか。

○議長（早川正也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川亮一）

移転と申しますと、やはり大きなプロジェクトになりますので、財政的にもなかなか現在では厳しいかなと考えております。鋸南病院もですね、現在の建物に対して、中のですね、設備に対しても、令和5年度には空調でですね、約7千万ほど投資している現状もありますので、そういうことも考えますと、現在の場所で維持していくということが町としての考え方になっております。以上です。

○議長（早川正也）

笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

町としては今の状況でっていうことなんですけれども、今一番近いところで言うと鴨川国保病院も新しくなって、富山国保病院も今後どうするかって話が出ていますが、同じ国保病院でもかなりその二つの病院は地域包括の医療に取り組んだのも、鋸南病院より早かったんで、今かなり進んでいる状況なんですけれども、鋸南病院と近隣の他の医療機関との連携っていうのはどうなっているのでしょうか。

○議長（早川正也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川亮一）

行政としての連絡会議のようなものは設けられておりません。しかしながら病院側としては、富山国保、鴨川国保、鋸南病院の三者の看護師長、相談員、診療報酬を請求する担当の事務職員による2ヶ月に1回の連絡会議を開催しているとのこととあります。直近では5月21日に開催し、白熱して2時間から3時間ほどの長い会議を行っているということです。内容につきましては、少子高齢化による安房地域の今後の医療の方向性とかですね、診療報酬の改定の情報ですとか、患者数の減少に対する傾向と対策とかそういうものが、今さっき言ったメンバーのレベルで話されているということを聞いております。以上です。

○議長（早川正也）

笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

診療報酬の改定でかなり現場の方が大変だということも聞いていますし、いろいろマイナンバーの保険証とかいろいろ変わっていく中で、病院経営大変だと思うんですね。病院とか福祉っていうのは設けることが目的じゃない。本来命を守ることなので、赤字になってしまうのは致し方ないと思うんですが、鋸南病院に町民が求めていることっていうのは高度な医療っていうことよりも、患者さんにいかに寄り添ってくれるか、鋸南病

院があるから安心だねっていうようなふうになってほしいって思いがあると思います。答弁の中でも、信頼されて愛される病院についてありますけれども、それは本当に私も望むところだから、何度もしつこく質問しているところなんですけれども、町として大切な唯一の入院施設のある医療機関ですが、その今後のいろんなことを鑑みて、有床クリニックって形で病床数を減らしたそのものにするっていう考えとかっていうのはあるんでしょうか。

○議長（早川正也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川亮一）

先ほどのですね、移転の可能性はありますかっていうのと同意義だと考えておりますので、先ほどの答弁の通りでございます。

○議長（早川正也）

笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

現在の場所で現在の方向というか、あれで進めていくということだと思うので、本当に、ただいろんな社会情勢を見ながらだと思いますが、先の未来をちょっと見ながら計画を以前よりちょっとスピードアップしてというか、もうちょっと先を、長い先を見て計画していかないと、ちょっとこのいろんな状況が以前とは変わってきて、本当、建て替えるにしても何しても大変なことになってしまうと思うので、そういう面でちょっと病院の方と指定管理者の方と町もそういうことも話していただければと思いますし、私も評議会の方でそういうふう発言していきたいと思います。とにかく町民は町内に医療機関がなくなるってことが一番怖いって皆さんおっしゃってますし、私もその1人なので、そこをどうやって守っていくかっていうことを、前向きな意見が出し合えるような、そういう関係でいられたらと思います。

2件目の質問に行きます。答弁の中で8件起業されていて、そのうち5件がサービス業とのことなんですけど、具体的にその8件というのはどんな事業内容なのでしょうか。

○議長（早川正也）

地域振興課長。

○地域振興課長（重田正行）

企業件数の内訳でございますけども、飲食店が4件、宿泊業が1件、アウトドア、こちらサップのレンタルですけども、こちらが1件、住宅の管理業が1件、写真撮影業が1件、合計8件となっております。

○議長（早川正也）

笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

思ったよりも多岐にわたっているというか、すごくいいなと思ったんですけども、答弁の中にまたありましたが、大きな課題である職員の専門知識の習得のため、どのような対応を考えているのでしょうか。

○議長（早川正也）

地域振興課長。

○地域振興課長（重田正行）

専門知識の習得につきましては、市町村の業務を担う人材育成のための中央研修機関である市町村アカデミーというのがあるんですが、こちらが開催している産業振興に関する研修、また独立行政法人・中小企業基盤整備機構が開催する起業に対する総合支援に関する研修等を受講しまして、専門知識の習得に努めてまいりたいと考えております。

○議長（早川正也）

笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

そのようないろんなセミナーとか研修っていうのは、今のこの職員の状況で何名ぐらいその課の中から行けそうなのでしょうか。

○議長（早川正也）

地域振興課長。

○地域振興課長（重田正行）

当課の中ではまちづくり推進室が担当しておりますけれども、観光と商工推進、移住定住、様々な業務を抱えておりますが、商工観光ですね、主担当が1名、副担当といえますか、兼務ですけども1名おりますので、2名程度はですね、この研修に参加できると考えております。

○議長（早川正也）

笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

2名の方が研修に行って、それをまた課の中で共有してもらって、それをまた町全体で共有できるようなシステムというか、そういうことがあればいいなと思います。

これも答弁の中で48の市町村が計画認定を受けているとありましたけれども、鋸南町以外のあと5市町村だと思うんですが、そこはどこなのでしょう。またその計画を作成したり認定するっていうことはハードルが高いものなのでしょうか。

○議長（早川正也）

地域振興課長。

○地域振興課長（重田正行）

県内で未認定の自治体ですけども、鋸南町以外で東庄町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町の5町でございます。また計画についてでございますが、この計画には、町

が実施しようとする創業等の支援事業、それから町以外が実施する創業等の支援事業、それぞれ目標を定め記載することとなります。国では創業支援等事業計画の認定申請書作成マニュアルを作成しておりまして、基本的にはこのマニュアルに則り商工会等の関係機関と調整し、計画を策定することとなります。関係機関の調整に多少時間を要する場合はあるかと思いますが、現状、県内でも多くの市町村が作成をしておりますので、やってみないとわからないところもありますが、ハードル自体はそんなに高いわけではないと認識をしております。

○議長（早川正也）

笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

鋸南町以外の残りのところもやっぱ町なので、何かハードルが高いのかなと思ったんですけど、商工会の協力をもあるということなので、ぜひ進めていただきたいと思います。既に創業支援等事業計画の認定をされている近隣市、特に安房地域ですね、企業の件数などというのは町は揃っているのでしょうか。

○議長（早川正也）

地域振興課長。

○地域振興課長（重田正行）

安房3市の直近3年間の企業件数の実績を申し上げます。館山市、令和4年度が45件、令和5年度が37件、令和6年度が10件。鴨川市が令和4年度8件、令和5年度が5件、令和6年度が7件。南房総市が令和4年度が10件、令和5年度14件、令和6年度15件となっております。

○議長（早川正也）

笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

今の答弁でやっぱり館山がすごく4年度、5年度が多いなっていう印象なんですけれども、何か理由というのは町はわかりますか。

○議長（早川正也）

地域振興課長。

○地域振興課長（重田正行）

すいません。企業の件数が多い理由まではちょっと把握してございません。

○議長（早川正也）

笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

その創業支援等事業計画の作成と認定に向けて、商工会と協議していくって答弁ありましたが、この計画作成にはどのような手順が必要で、認定までにどのぐらいの期間、スケジュールが必要になってくるのでしょうか。

○議長（早川正也）

地域振興課長。

○地域振興課長（重田正行）

計画の策定に当たりましては、経済産業省の関東経済産業局に申請をし、認定を受けることとなります。現在12月末を目途に計画認定を受けることを目標としております。また現在の想定スケジュールですが、計画の素案作成を8月末、素案の申請を9月の中旬、正式な計画申請を11月中旬にできるよう準備を進めていくことで想定をしております。

○議長（早川正也）

笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

ということは大体、今年度中にはある程度できて、来年度ぐらいからその活用ができるっていう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（早川正也）

地域振興課長。

○地域振興課長（重田正行）

はい。商工会の方にもご協力いただけるということでお話いただいておりますので、このスケジュールでですね、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（早川正也）

笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

支援体制を整えていくっていう答弁もありました。先ほどあの答弁で主な担当者とサブの担当者がいらっしゃいますが、新たにその専門の職員を配置するっていう考えはあるのでしょうか。

○議長（早川正也）

地域振興課長。

○地域振興課長（重田正行）

支援体制の構築でございますが、まずは千葉県の産業振興センターとか金融機関と連携してですね、創業希望者のニーズに応じて各必要な機関を紹介できるようなワンストップ窓口の設置を優先的に考えておりますので、これにつきましては現状の職員の中で対応は可能と考えております。

○議長（早川正也）

笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

そのようにワンストップでワンストップ窓口があると、やっぱりやりたいなと思った時にそう言って1ヶ所で済むんだったらすごくいいと思うんですが、もし可能だったら大変だと思うんですけど、アナログな方法だけではなくって、インターネット上である程度調べれば情報が出てきて、わざわざその窓口に行かなくてもわかるような、そう

いう情報提供というか、周知の仕方っていうのをしていただけたらなと思います。いろいろ調べて、すぐに出てくれば、役場に行ったりだとか電話かけたりしなくても済むので、他のいろんな事業に関してそうなんですけれども、そういうふうな支援体制っていうのを整えていただければなと思います。

鋸南町で起業をしたいっていう方は結構いらして、その方々からすごく、なんで鋸南では企業セミナーをやってくれないんだろうって、やってほしいという声もあるんですけれども、町の考えはどうでしょうか。

○議長（早川正也）

地域振興課長。

○地域振興課長（重田正行）

安房の近隣市ではですね、創業支援セミナーいわゆる企業セミナーですけども、こちらを実施する、これを創業支援等の事業計画に盛り込んでおります。このセミナーを受講し、当該自治体に申請をして、特定創業支援等事業の証明書が交付されます。この証明書の交付によりまして、先ほど町長答弁で申し上げた通り、起業時の登録免許税の経営であるとか、日本政策金融公庫の融資制度での優遇を受けることができるようになります。

鋸南町においてもこの近隣市と同様にですね、この計画を盛り込んだ上で、今年度計画、国の認定を受けまして、セミナーの開催にあたっては関係機関にご協力をいただきながらですね、町でもセミナーを開催できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（早川正也）

笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

もう移住定住を考えている人は多分常にアンテナを張っていると思うんですけど、鋸南町でも起業支援を拡充しますみたいなアピールをたくさんして、少しでも鋸南町に定住してもらえるように、もしくは外から鋸南に住んで起業したいなって思えるような情報発信を引き続きやっていって、私も協力もちろんしますので、それで少しでも多くの人が、鋸南町の魅力を感じて住んでもらえるように、増えるといいなと思います。

以上で私からの一般質問を終わります。

○議長（早川正也）

以上で笹生あすか議員の質問を終了します。ここで午後1時30分まで休憩します。

…………… 休憩 ・ 午前 11時44分 ……………
…………… 再開 ・ 午後 1時30分 ……………

◎議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（早川正也）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第２、議案第１号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 登壇〕

○総務企画課長（吉田修一）

議案第１号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等、子の年齢に応じた柔軟な働き方を支援するため、必要な一部改正を行うものでございます。

新旧対照表の１ページをお願いいたします。今回の一部改正に伴いまして、条項が追加されるため、第１５条第１項中、「第１７条の２第１項」を「第１７条の３第１項」に改めようとするものでございます。

２ページの最下段、第１７条の２中「申告、請求又は申出」とあるのを「請求等」と改め、同条を第１７条の３とし、１ページから２ページにかけまして、第１７条の２に妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の措置について、また、３歳に満たない子を養育する職員に対する措置について、意向聴取した職員への配慮についてそれぞれ改正案に記載のとおり加えるものでございます。

本条例は、令和７年１０月１日から施行するものであり、条例第１７条の２第２項の規定による措置については、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第１号の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早川正也）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（早川正也）

日程第３、議案第２号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 登壇〕

○総務企画課長（吉田修一）

議案第２号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児時間の取得パターンの多様化について加えるほか、条例中参照している法律の条文にずれが生じるため、整理のため必要な一部改正を行うものでございます。

新旧対照表の１ページをお願いいたします。第１８条第２号につきまして、法律の一部改正に伴い、語句の整理を行うものでございます。第１９条につきましては、現行の「１日につき２時間を超えない範囲内」の育児時間に対する休業を第１号部分休業とし、改正案第１９条の記載のとおり、語句を整理し、改めようとするものでございます。

２ページをお願いいたします。法改正に伴い、新たに措置されました「１年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲内」の育児時間に対する休業を第２号部分休業とし、改正案第１９条の２から３ページ中段の第１９条の５まで記載のとおり４条を加えるものでございます。

第２０条及び第２１条につきましては、法律の一部改正に伴いまして、参照している法律の条文及び準用規定について整理するほか、語句等の整理を行おうとするものでございます。

本条例につきましては、令和７年１０月１日から施行するものでございます。

以上で、議案第２号の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（早川正也）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第３号から議案第５号の一括上程

○議長（早川正也）

日程第４、議案第３号、南房総広域水道企業団の解散に関する協議についてから、日程第６、議案第５号、南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議についてまでは、関連する議案でございますので、一括議題とし、一括して説明を受けた後、議案ごとに質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第３号から議案第５号までを一括議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 登壇〕

○総務企画課長（吉田修一）

一括上程をいただきました議案第３号から第５号についてご説明申し上げます。

令和７年１月２７日付けで、千葉県、千葉県企業局、関係市町村、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団は、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関し、基本協定の締結をいたしましたので、令和８年３月３１日の南房総広域水道企業団の解散に向けて、関係する協議をお願いするものでございます。

議案第３号、南房総広域水道企業団の解散に関する協議についてでございますが、基本協定第２条第２項の規定によりまして、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団は、令和８年３月３１日に解散する旨を関係団体と合意したことから、解散の決定を、地方自治法第２８８条の規定によりまして、関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第２９０条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第４号、南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議についてでございますが、基本協定第５条の規定で資産等の整理について関係団体と合意したことから、解散に伴う財産処分の決定を、地方自治法第２８９条の規定により、関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第２９０条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次ページの協議書をお願いいたします。南房総広域水道企業団が所有する財産のうち、南房総市に土地を1筆、大多喜町に土地を10筆承継いたします。それ以外の全ての財産につきましては、千葉県企業局に承継するものでございます。

議案第5号、南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議についてでございますが、基本協定第1条の規定によりまして、九十九里地域及び南房総地域の水道用水供給事業が事業統合した水道用水供給事業は、千葉県企業局が経営する旨関係団体で合意され、千葉県との調整ができましたことから、南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継先並びに決算の審査及び認定の方法について、関係市町と協議するにあたり、南房総広域水道企業団規約第14条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次ページの協議書をお願いいたします。企業団の解散後の事務は、千葉県企業局が承継するほか、決算の審査及び認定は、千葉県の方法により行うものでございます。

以上で議案第3号から第5号の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早川正也）

説明が終わりました。

質疑、討論、採決は議案の順序に従い、議案ごとに行います。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（早川正也）

議案第3号、南房総広域水道企業団の解散に関する協議について、質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

6番、笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

鋸南町の水道料金は高額なものの、町の努力で値上げをされずに経過してきており、水道の広域化は水道料金が安くなり、町民の負担が軽くなると考え、12月議会での南房総広域水道企業団を解散するという規約の変更には賛成しました。しかしながら、計画によると、鋸南町の水道料金は安くなるとは言えない試算が示されています。県内で同額の水道料金を目指そうとしていますが、高い方に合わせようとする点にも問題があります。水は命の源です。福祉です。国や県が各水道事業体に対して高料金対策の補助金を増額すべきであると考えますので、この議案には反対します。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

他に討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第４号の質疑、討論、採決

○議長（早川正也）

議案第４号、南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について、質疑がありましたらお願いいたします。

はい。８番、竹田和明議員。

○８番（竹田和明）

この特定のこの土地について、特定の市町に承継される財産ということになってますけれども、それ以外はこの企業局に承継されるということなんですけれども、この特定のこの土地に関してのみ特定の市町に承継されるというのはどういう理由でしょうか。

○議長（早川正也）

はい、建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

こちらにつきましては、九十九里地域、南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関する覚書の方ですね、第３条のところですね、資産等の引き継ぎという項目がございます。そこでですね、水道事業の用に供しない資産及び当該資産に係る負債は構成市町村との協議により、両企業団により解散前に処分するものとするということがうたわれております。それでですね、現在こちらの記載の土地等についてはですね、平成２年の企業団設立当時にですね、将来の水需要が増加した時のために企業団の方で取得していた土地でございます。ご存知のように、その後いろいろ経済状況等変わりまして、水需要がそこまで増えないということになりましたので、この土地については不要なものとなりました。それで企業団の方ですね、こちらの方の土地の処分についてですね、いろいろ検討を進めておりました。まず公売等のためのですね、手続きのために不動産鑑定等を行いまして、鑑定の方は出ました。ただですね、そこでその金額を基にですね、まずは隣接する土地の所有者の方にですね、そういったものを取得する意思があるかどうか確認しましたが、そこは取得の意思はないということでありました。企業団の方で、こちらの方の公売の方に向けて公募をかけたんですけども、そちらの方にも手が挙がらず公売の方は不調となりました。そういったことからですね、こち

らの方の土地の所在する南房総市とですね、大多喜町の方に声掛けをしてですね、そちらの方を使用していない資産であるので、所在する市町の方にですね、寄贈したいということで、申し出がありまして、このような手続きになっております。

○議長（早川正也）

よろしいですか。

他に質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（早川正也）

議案第5号、南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議について、質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（早川正也）

日程第7、議案第6号、令和7年度鋸南町一般会計補正予算第1号についてを議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 登壇〕

○総務企画課長（吉田修一）

議案第6号、令和7年度鋸南町一般会計補正予算第1号についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。今補正予算は、歳入歳出それぞれ8,830万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億1,486万円とするものでございます。歳出からご説明させていただきます。

7ページをお願いします。2款・総務費、1項・4目・企画費、18節・負担金補助及び交付金250万円は、一般財団法人自治総合センターの宝くじの社会貢献広報事業を活用し、大門東班屋台修繕に係る費用に助成を行うため補正をお願いするものでございます。

続きまして、下段、3款・民生費、1項・1目・社会福祉総務費、3節・職員手当等9万円、11節・役務費中、郵便料28万6千円、12節・委託料153万5千円、次ページをお願いいたします。18節・負担金補助及び交付金6,750万円は、令和6年度に実施いたしました定額減税補足給付金について、本来給付すべき所要額と給付額との差額を給付するものございまして、2,250人分の給付金と関連事務経費を計上するものでございます。

8ページ中段をお願いいたします。3款・民生費、2項・3目・保育園費、12節・委託料99万円は、保育所駐車場整備工事設計業務を進めておりますが、境界杭の復元等の必要が生じてまいりましたので、補正をお願いするものでございます。

続きまして、下段、6款・商工費、1項・2目・商工業振興費、7節・報償費286万9千円、18節・負担金補助及び交付金150万円は、本年7月から新たに地域おこし協力隊員を1名委嘱するため、関連する経費を計上したほか、令和7年度から地域おこし協力隊の活動に関する特別交付税措置が拡充され、報償費等の上限が引き上げられたことによりまして増額補正をお願いするものでございます。

9ページをお願いいたします。5目・都市交流施設推進事業費、14節・工事請負費280万円は、猛暑による店内の環境悪化を防ぐことを目的に、ようちえん側施設の屋根裏部分に断熱材を充填するため、必要となる工事費を計上するものでございます。

続きまして、中段、8款・消防費、1項、2目・消防施設費、17節・消防施設備品99万円は、第4分団消防車両積載の可搬ポンプを更新するため、増額補正をお願いするものでございます。

その下、18節・負担金補助及び交付金115万5千円は、県内で共同整備を進めております被災者支援システムの稼働に必要となる端末等の整備のため、増額補正をお願いするものでございます。

9 款・教育費、2 項、2 目・教育振興費、1 7 節・備品購入費 5 万円、3 項・中学校費、2 目・教育振興費、1 7 節・備品購入費 5 万円、次ページの 5 項・社会教育費、2 目・公民館費中、1 7 節・備品購入費 3 0 万円は、町民の方から、寄付をいただきましたので、それぞれの施設の図書購入経費について増額補正をお願いするものでございます。

その 1 段上、2 目・公民館費、1 4 節・工事請負費 1 1 2 万円は、公民館 2 階和室の畳が老朽化し、傷みが酷くなっていることから畳の入替を行う経費を計上しようとするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。6 ページをお願いいたします。1 5 款・国庫支出金、2 項、5 目・総務費国庫補助金、1 節・総務費補助金中、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 6, 9 4 1 万 1 千円は、定額減税補足給付金不足額給付事業費と同額を充当いたします。

その下、新しい地方経済・生活環境創生交付金 5 7 万 7 千円及び 1 6 款・県支出金、2 項、8 目・消防費県補助金、1 節・消防施設費補助金 2 8 万 8 千円は、千葉県被災者支援システム運用協議会負担金の増額に伴う国、県分の増額補正で、負担割合につきましては、国が 2 分の 1、県は 4 分の 1 でございます。

1 8 款・寄付金、1 項、2 目・教育費寄付金 4 0 万円は、町民の方から、指定寄付をいただいたことに伴いまして、補正をお願いするものでございます。

1 9 款・繰入金、2 項、1 目、1 節・財政調整基金繰入金 1, 3 8 1 万 1 千円の増は、今補正予算で一般財源の不足分を充当するため、増額補正をお願いするものでございまして、今補正後の財政調整基金残高につきましては、1 7 億 9, 0 4 0 万円となる見込みでございます。

その下、3 目・豊かなまちづくり基金繰入金、1 節・豊かなまちづくり基金繰入金 1 3 1 万 3 千円は、公民館 2 階和室の襖の修繕及び畳の入替え経費に充当するものでございまして、今補正後の豊かなまちづくり基金残高につきましては 2 億 1, 3 4 2 万 9 千円となる見込みでございます。

2 1 款・諸収入、3 項、5 目、1 節・雑入 2 5 0 万円は、一般財団法人自治総合センターの宝くじの社会貢献広報事業を活用しまして屋台修繕費用の一部について定額助成を受けるため増額補正をお願いするものでございます。

ページが飛びますが、1 1 ページ以降は、給与費明細書を添付しております。

以上で議案第 6 号の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早川正也）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。1 1 番、緒方猛議員。

○11番（緒方猛）

8ページですけどね、8ページの左の項目で、老人福祉費で説明のところでは高齢者補聴器購入費補助金っていうのがあるんですが、こういったものは個人的なものです、事前に補聴器の購入費を補助金でちゃんと出してあげることになっていたんじゃないかな。過去にも。お願いします。

○議長（早川正也）

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川亮一）

この事業につきましては新規事業でございます。この事業はこの補正予算が通りましたら初めて行う事業となります。以上です。新規事業でございます。

○議長（早川正也）

よろしですか。

はい、緒方猛議員。

○11番（緒方猛）

一般的にですね、補聴器ってのはかなり多くの方が利用していると思いますが、ただ買ってですね、なかなかマッチしないと、マッチングしないということで、なんていいますかね、買って利用価値があまりないという話をよく聞くんですが、そういうことと今回のね、これは新しい、なんていうんですか、項目っていうのはどこが違うんですか。

○議長（早川正也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川亮一）

この高齢者補聴器購入費補助金につきましては、病院にかかってですね、病院にかかって、ちゃんと診断書をいただいて、その中で購入するものですので、またですね、対象もですね、所得の低い方を対象にしておりますので、眼鏡屋さんとかで購入した、聞こえが悪いから購入したものというのは補助の対象外でございます。以上です。

○議長（早川正也）

はい、竹田和明議員。

○8番（竹田和明）

同じ8ページですけどね、民生費の19節のこの埋葬費75万円ですけども、これは実際にどなたか亡くなった費用ということになるんでしょうか。

○議長（早川正也）

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川亮一）

この行旅死亡人ですけどね、埋葬費につきましては、当初予算で2名分の50万円の予算をお願いしていたと、お願いというか可決いただいたところなんです、4月の25日と7月28日に、この行旅死亡人に該当する方が発生いたしまして、予算が今、残が

ない状況ですので、それでですね、前年の実績ですと5名の方の対象の方がおりましたので、3名の方を追加させていただいて、今後1年間乗り切っていきたいと考えております。以上です。

○議長（早川正也）

はい、竹田和明議員。

○8番（竹田和明）

この埋葬費というのは、国保の方からも出る手当っていうか、お金ということになりますか。

○議長（早川正也）

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川亮一）

国保会計予算から支出はございません。以上です。

○議長（早川正也）

他に質疑はありませんか。鈴木辰也議員。

○12番（鈴木辰也）

8ページの3款・民生費、2項・3目・保育園費の委託料99万。これは土地の境界杭の復元の費用ということで、今説明がありましたが、私は本来これは買う時に、杭ってというのは打って購入すべきだと考えていたんですが、これを今予算計上したってところの町の考えっていうんですかね、聞かせいたきたいと思います。

○議長（早川正也）

教育課長。

○教育課長（安田隆博）

全協でもご説明はしたつもりだったんですけれども、説明不足がありましたらお詫びいたします。今回の場所につきましては、町が国土調査を実施している、まず地域でございます。その成果が法務局の公図、そして地積の方に反映されている場所でございます。今回現場を確認したところですね、その杭が一部欠損している場所等がございました。今回の事業を遂行するためにその復元を行って、正しい事業面積を出して事業をするということが目的でございます。説明は以上でございます。

○議長（早川正也）

はい、鈴木辰也議員。

○12番（鈴木辰也）

それでは購入した時に杭は全てあったというふうな認識だった。あったんでしょうかね。確認はされましたか。

○議長（早川正也）

教育課長。

○教育課長（安田隆博）

現状、私も杭があったかどうかという確認は存じ上げておりませんが、おそらく、もしかしたらなかったか可能性は高いかもしれません。

○議長（早川正也）

はい、鈴木辰也議員。

○１２番（鈴木辰也）

この土地の購入は、特にですね、相手方があることで、確かにその地積測量図とか、しっかりとしたもんがあって、あったとしても、杭を打つ時に、隣地の人との認識の違いで、やはりある程度、ここだって言ったのはここじゃないよってというような問題も無きにしも非ず。それでやっぱり私は町がそういう土地を購入する時は、しっかりと後々そういうようなトラブルが起きないようにですね、しっかり購入時に、どっちにしても先やるか後やるかっていうことであれば、購入時にしっかり予算計上をして、私は杭を復元して、しっかりとした土地の面積が確定され、境界も確定されて買うべきだというふうに認識をしておりますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（早川正也）

教育課長。

○教育課長（安田隆博）

現状で過去の事をちょっと私も存じ上げておりませんので、何とも言えませんけれども、実際予算計上の上ですね、適切なタイミングが適切ではなかったということなんであれば、今後そういうものに関して、同じようなケースが出た場合はですね、心がけていきたいと思います。

○議長（早川正也）

他に質疑はありませんか。

秋山柳三議員。

○５番（秋山柳三）

１０ページの公民館費なんですけれども、畳入れ替え工事ですか、和室の。これは畳は全部ということですか。

○議長（早川正也）

はい、教育課長。

○教育課長（安田隆博）

はい、そうです。４７枚ございます。プラス茶室用の畳がちっちゃいのがありますけれども、全てでございます。

○議長（早川正也）

よろしいですか。

緒方猛議員。

○11番（緒方猛）

給与費明細表、これのですね、職員手当の内訳っていうのが2段目にありますね。時間外手当で90時間ですか、これ、9万円なのかな。

○議長（早川正也）

緒方猛議員。質問中大変申し訳ないんですが、先ほど1回質問してますので、質問は1回ということになっていきますので。お願いします。補正予算に関しての質問は1回ということになってますので、質問があるようでしたら直接担当課の方をお願いしたいと思います。

○11番（緒方猛）

え。

○議長（早川正也）

質問は1回ということになっていきますので、もし質問があるようでしたら担当課の方に直接お願いいたします。

○11番（緒方猛）

さっきの質問と合わせて2回目だということですか。

○議長（早川正也）

はい。

○11番（緒方猛）

この質問はできないんですか。

○議長（早川正也）

はい。

○11番（緒方猛）

じゃあしょうがねえや。はい、わかりました。

○議長（早川正也）

他に質問はありませんか。

はい、笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

先ほど緒方議員も質問されてました、質疑されてましたが、8ページの3目・老人福祉費、高齢者補聴器購入費補助金30万円ですが、どのような申請の、何て言うんですかね、仕方。先ほど課長の答弁で、病院を受診して、それで処方される形の所得制限のある補助だと思えますけれども、利用したい場合はどのようにすればいいのか、お願いします。

○議長（早川正也）

はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川亮一）

この補正が通ってませんので、まだ要綱がまだたたき台の段階なんですけど、紙ベースの申請になりますので、一般的な補助金申請と同様で、なるべく補聴器使う方ですの

で、なるべく負担の少ないような形で考えております。基本的には補助金申請、交付決定、確定ということで考えております。以上です。

○議長（早川正也）

はい、笹生あすか議員。

○6番（笹生あすか）

ずっと求めてきたことなので、ぜひあの広報をしっかりといただいて、なるべくその対象になられる方は少ないかもしれないんですけども、しっかりと広報していただけたらと思います。

他に質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（早川正也）

日程第8、議案第7号、令和7年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第1号ついてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。保健福祉課長。

〔保健福祉課長 登壇〕

○保健福祉課長（小川亮一）

議案第7号、令和7年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第1号についてご説明いたします。

2ページをお開き願います。実施計画に基づきご説明申し上げます。はじめに収益的収入では18万円を増額し、補正後の総額を8,333万8千円にしようとするものでございます。

第2項・医業外収益、第3目・長期前受金戻入18万円の増額は、保田総合センター前、医師官舎の所管替えによる除却のため、補助金相当額の残存価格5%を会計法の規定に基づき、現金の伴わない収益として計上するものでございます。

次に収益的支出につきましては、８３万５千円を増額し、補正後の総額を１億３８４万２千円にしようとするものでございます。

第１款・病院事業費用、第１項・医業費用、第４目・資産減耗費８３万５千円の増額は、歳入でご説明しました医師官舎を所管替えるにあたり、固定資産から除却する際に会計法上の規定に基づき計上するもので、現金を伴わない費用であります。

３ページをお願いいたします。令和７年度の予定キャッシュフロー計算書であります。令和７年度末における資金残高は、下段の１、６７８万４千円と見込んでおります。４ページから６ページまでは、令和６年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表、７ページ、８ページは、令和７年度の予定貸借対照表となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早川正也）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

挙手全員、よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第１号の上程、説明、質疑

○議長（早川正也）

日程第９、報告第１号、令和６年度鋸南町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

総務企画課長より報告を求めます。総務企画課長。

〔総務企画課長 登壇〕

○総務企画課長（吉田修一）

報告第１号、令和６年度鋸南町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてをご説明いたします。

年度内の完了が見込めない事業について、令和6年度中に繰越明許費の設定について可決いただきましたが、この度、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、報告をさせていただくものでございます。めくっていただきまして、令和6年度鋸南町繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。令和7年度へ繰り越しした事業は、総合計画策定事業など8事業でございます。事業名の隣に金額とありますのは、令和6年度中に設定をいたしました繰越明許費の金額で、合計で1億560万9千円でございます。その隣、翌年度繰越額は、実際に令和7年度に繰り越しした額でございまして、合計6,453万4千円でございます。繰り越しいたしました個別の事業につきましては、記載の内容をご確認願います。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（早川正也）

報告が終わりました。

報告事項ではありますが、確認したい点等ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早川正也）

ないようですので、以上で報告第1号を終了します。

◎閉会の宣言

○議長（早川正也）

これにて、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって令和7年第3回鋸南町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

〔閉会のベルが鳴る〕

…………… 閉 会 ・ 午後2時16分 ………

地方自治法第124条第2項の規定により署名する。

令和7年8月26日

議 会 議 長 早 川 正 也

署 名 議 員 柴 本 健 二

署 名 議 員 鈴 木 辰 也